

出席委員 茂内委員長、吉田副委員長
山田委員、柳田委員、関口委員
天利議長

欠席委員 なし

説明者 宮崎学び育成部長、鳥海子育て支援課長、野呂技幹、加藤副主幹、高橋副主幹、
遠藤副主幹、加藤主査、熊倉主査
徳江保育幼稚園課長、川部副主幹
岡野学び推進課長、佐野主査
大八木スポーツ課長、大鷲主査、山仲主任主事
小林健康福祉部長、中澤福祉課長、新藤主幹、藤井副主幹、柏木主査
三橋高齢介護課長、青木副主幹、秋庭副主幹、伊波副技幹、中瀬主査、
高木保険年金課長、吉野副主幹、山本主査、早乙女主査
原健康づくり課長、飯塚主査、石黒主査、安藤主査、渡邊主査

案 件

(付託議案)

1. 議案第51号 令和5年度寒川町一般会計歳入歳出決算の認定について
2. 議案第52号 令和5年度寒川町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
3. 議案第53号 令和5年度寒川町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
4. 議案第54号 令和5年度寒川町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
5. 議案第55号 令和5年度寒川町下水道事業特別会計決算の認定について

令和6年9月17日

午前9時00分 開会

【茂内委員長】 おはようございます。ただいまより決算特別委員会を再開いたします。

本日2日目となります。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、学び育成部の審査から入りたいと思います。

それでは、執行部が入るまで暫時休憩といたします。

【茂内委員長】 それでは、まず、学び育成部、子育て支援課の審査に入りたいと思います。執行部の説明を求めます。

宮崎学び育成部長。

【宮崎学び育成部長】 皆様、おはようございます。これより学び育成部の令和5年度決算審査をお願いいたします。

令和5年度は子育て支援課の中の保育担当が新たに保育幼稚園課として独立をいたしまして、4課体制でそれぞれ所管する事業に取り組みました。

それでは、まず、子育て支援課の審査をお願いいたします。説明につきましては、鳥海子育て支援課長より、質疑に対しましては、出席職員により対応いたしますので、よろしくお願いいたします。

【茂内委員長】 鳥海子育て支援課長。

【鳥海子育て支援課長】 皆さん、おはようございます。それでは、学び育成部、子育て支援課所管の令和5年度決算につきまして、タブレット資料010の決算特別委員会説明（参考）資料により説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。また、母子保健事業や母子予防接種事業などの事業実績をまとめた令和5年度保健事業を94分の25ページ以降に添付しておりますので、適宜ご参照くださいようお願いいたします。

それでは、説明させていただきます。タブレット資料2ページをご覧ください。

職員給与費は、学び育成部長を含む子育て支援課10人分、保育幼稚園課11人分、学び推進課2人分、合わせて23人分の給料、職員手当等及び共済費を支出いたしました。特定財源は、下表に記載のとおりでございます。

次に、3ページをご覧ください。

子育て支援事業費は、子育て支援センターにおいて、育児不安や子育てについての相談、利用者支援事業を実施するとともに、ファミリー・サポート・センターによる会員相互の育児援助活動の支援、助産師や保健師による乳児家庭全戸訪問、養育に関する助言、指導が必要な家庭を子育て支援相談員が訪問する養育支援訪問事業などを実施、子育てに関する情報提供と育児不安の解消、児童虐待の防止に努めました。

歳出の主な内容は備考欄記載のとおりで、委託料にあります子育て支援センターの利用者数につきましては、令和5年10月に新型コロナウイルス感染拡大防止のための利用制限を撤廃したこともあって、前年度と比べて、1,976人の増となりました。また、ファミリー・サポート・センターの5年度末時点での会員登録者数は、4年度末よりも17人の増となっており、利用件数は前年度と比べて、593件の減となっております。進学などに伴い、利用頻度の高い会員の利用がなくなったことなどが一因として挙げられます。

負担金補助及び交付金の子育てサポートセンター維持管理負担金は、同センターの光熱水費、エレベーターや電気設備等の維持に係る保守点検、その他の維持管理経費を、建物を賃借する他の事業者と案分して、建物所有者に支払う負担金でございます。不用額の理由は備考欄記載のとおりで、特定財源は下表に記載のとおりでございます。

次に、資料4ページをご覧ください。

小児医療費助成事業費は、小児の健全な育成支援を図り、小児の健康の増進に資するため、小児の医療費について、保険診療分に係る自己負担額を助成いたしました。入院、通院、共にゼロ歳から高校生年代までを対象としており、その対象者数と助成件数は備考欄に記載のとおりで、前年度と比べて、対象者数は1,050人の増、助成件数は1万8,215件の増となっております。なお、助成の対象年齢につきましては、長引く物価高騰に伴う子育て家庭の経済的負担の軽減と、子育て世帯の流入及び居住の定着を図ることを目的に、令和5年10月から所得制限なしで高校生年齢まで拡大しております。

歳出の主な内容は備考欄記載のとおりで、扶助費の小児医療費扶助料は、新型コロナウイルスが5類

に移行し、その治療薬などに対する自己負担が生じるようになったことなどによる医療費の増加、対象年齢拡大などの影響により、支出済額が前年度と比べて約5,182万円の増となっております。不用額の理由は、備考欄記載のとおりでございます。特定財源は下表のとおりで、歳入番号①の小児医療費助成事業補助金は、神奈川県の小児医療費助成事業実施要綱に基づく事業に対する補助金で、補助率は3分の1でございますが、医療費が伸びたことや、令和5年4月から小学生の通院が対象となる対象範囲の拡大がありましたので、前年度と比べて収入済額が2,162万8,000円の増となっております。

歳入番号③の第三者納付金は、町が小児医療費として支払い、一時的に負担していた医療費に対して、加害者が加入していた任意の自動車保険から支払いがあったため、収納したものでございます。

次に、資料5ページをご覧ください。

ひとり親家庭等医療費助成事業は、ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援し、もってひとり親家庭等の福祉の増進を図るため、ひとり親家庭の父または母、その児童の医療費について、保険診療分に係る自己負担額を助成いたしました。その対象世帯数及び人数、並びに助成件数は備考欄記載のとおりでございます。

歳出の主な内容は備考欄記載のとおりで、扶助費のひとり親家庭等医療費扶助料は、小児医療費と同様に医療費が増加したため、支出済額が前年度と比べて325万4,548円の増、助成件数は1,083件の増となっております。不用額の理由は備考欄記載のとおりで、特定財源は下表のとおりでございます。

次に、資料6ページをご覧ください。

子ども・子育て支援事業計画策定事業費は備考欄記載のとおり、第3期寒川町子ども・子育て支援事業計画策定に当たり、幼児期の教育、保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、利用料を設定する上での基礎資料とするため、委託にてニーズ調査を行いました。不用額の理由は備考欄記載のとおりでございます。

次に、資料7ページをご覧ください。

地域子育て環境づくり支援事業費は、地域全体で子育てを支援する環境づくりを推進するため、子育て支援に関する事業等を行う団体に対して30万円を限度に補助する地域子育て環境づくり支援事業補助金と、国の地域子供の未来応援交付金を活用して、125万円を限度に補助する子どものつながりの場づくり支援事業補助金を備考欄記載のとおり、それぞれ1団体に交付し、その活動を補助いたしました。不用額の理由は備考欄記載のとおりで、特定財源は下表のとおりでございます。歳入番号①の地域子供の未来応援交付金を子どものつながりの場づくり支援事業補助金に充当し、歳入番号②の市町村事業推進交付金を地域子育て環境づくり支援事業補助金に充当しております。

次に、資料8ページをご覧ください。

児童福祉施設維持管理経費は備考欄記載のとおり、町内の児童の遊び場9か所と、そこにあります遊具30点について、除草、樹木剪定、専門業者による遊具の点検など、維持管理を委託にて行いました。なお、大塚児童遊び場樹木剪定業務委託でございますが、西側ののり面から付近の遊具のほうに傾く形で生えている樹木の枝が、繁茂した葉の重みで当該遊具のほうに覆いかぶさるような状態となっており、危険性があったことから、20平米ほどの範囲に生えていた樹木の剪定を予備費充当により対応したものでございます。

次に、資料9ページをご覧ください。

児童発達支援事業費は、児童発達支援事業所であるひまわり教室に係る経費で、就学前の発達が心配な児童に対して、日常生活における基本的動作の指導、集団生活への訓練等を実施したもので、令和5年度は20人の児童が通園いたしました。歳出の主な内容は備考欄記載のとおりでございまして、備品購入費の冷蔵庫は、療育の際に利用児童の体温調整に用いる氷の製造、保存や管理上、冷暗所で保管が必要な薬の管理のための冷蔵庫を、経年劣化に伴い、取り替えたものでございます。不用額の理由は備考欄記載のとおりで、特定財源は下表のとおりでございまして、児童発達支援事業費の財源は、全額児童発達支援給付金等補助金でございます。

次に、資料10ページをご覧ください。

特定不妊治療費等助成事業は、不妊治療のうち、医療保険が適用されない特定不妊治療費の一部について、県が実施している補助に上乘せする形で助成する特定不妊治療費助成と同じように、医療保険が適用されず、高額な医療費がかかる不育症治療に要する費用の一部を助成する不育症治療費助成を行うものでございます。特定不妊治療費助成につきましては、令和4年4月に体外受精などの基本的治療が保険適用となったことに伴い、県の補助が令和4年度末で終了したことから、令和5年度末を期限として申請を受け付けましたが、申請はありませんでした。支出済額は全て不育症治療費助成に係るもので、助成件数は1件でございました。不用額の理由は備考欄記載のとおりでございます。

次に、資料11ページをご覧ください。

児童福祉事務経費、寒川町子ども・子育て会議にご出席いただいた委員の報酬と研修、講座を受講したり、会議に出席したりするための普通旅費を支出いたしました。不用額の理由は備考欄に記載のとおりで、特定財源は下表のとおりでございまして、研修や会議等に児童発達支援に関するものがありましたので、児童発達支援給付費等負担金を普通旅費に充当しております。

次に、資料12ページをご覧ください。

低所得の子育て世帯生活支援特別給付費事業費（ひとり親世帯分）は、食費等の物価高騰に直面し、家計が悪化するなどの影響特に受けて損害を受けた低所得のひとり親世帯を見舞う観点から、県が支給する児童1人につき5万円の特別給付金について、事務の事業の周知や申請の受け付け、申請内容の確認等に係る事務を行いました。支給人数などの実績、歳出の主な内容、不用額の理由は備考欄記載のとおりで、特定財源は下表のとおりでございます。

次に、資料の13ページをご覧ください。

低所得の子育て世帯生活支援特別給付事業費（その他世帯分）は先ほどご説明いたしましたひとり親世帯分と同様の理由により、ひとり親世帯を除く低所得の子育て世帯に対して、児童1人につき5万円の特別給付金を支給いたしました。町で行った事務は、特別給付金の支給、事業の周知や申請の受付、確認等でございます。支給人数などの実績、歳出の主な理由、不用額の理由は、備考欄記載のとおりでございまして、特定財源は下表のとおりでございます。

次に、資料14ページをご覧ください。

出産・子育て応援事業費は、妊娠届時の面談実施後に、妊婦1人につき5万円の出産応援ギフトを支給し、妊娠8か月頃のアンケート等と出生届後の面談実施後に、子ども1人につき5万円の子育て応援

ギフトを支給いたしました。この経済的支援は、妊娠期から出産、子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援と一体として実施するものでございます。令和5年度においては、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に、妊娠の届出をされている方、あるいは当該期間に出生した児童を養育する方を対象として、事業を実施いたしました。実績のうち、繰越分につきましては、令和5年2月事業開始であったことから、令和4年度内において、妊娠の届出や出産などをした方で、同年度中に出産応援ギフトや子育て応援ギフトの支給を受けることができなかった方の分で、必要な経費を令和5年度に繰越して支給したものでございます。歳出の主な内容及び不用額の理由は備考欄記載のとおりで、特定財源は下表のとおりでございます。

次に、資料15ページをご覧ください。

子育て世帯生活支援特別給付事業費（町単独事業分）は、所得、食費等の物価高騰の影響を受ける子育て世帯のうち、国の低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）、同特別給付金（その他世帯分）の対象とならない児童のいる世帯に対し、町独自で、対象児童1人当たり1万円、対象児童3人目以降は1人当たり2万円の特別給付金を支給いたしました。支給人数などの実績、歳出の主な内容、不用額の理由は備考欄記載のとおりで、特定財源は下記のとおりでございます。

なお、令和6年4月1日までの間に生まれた児童を対象とする中で、給付金の申請期限を原則として、令和3年3月29日までとするものの、令和6年3月17日以降に出生した児童については、例外として、出生日の翌日から15日以内の日を申請期限としており、年度内に事業の完了が見込まれなかったため、令和6年3月議会において、令和5年度一般会計補正予算（第8号）で、1,726万5,000円の繰越明許のご承認をいただき、そのうちの年度内支出確定分を除いた963万7,550円を令和6年度に繰越しました。

次に、資料16ページをご覧ください。

新型コロナウイルス感染症対策事業費は、コロナ禍で出産された方への敬意と感謝の気持ちと感染防止の願いを込めて、『「高座」のころ。』の「あたたかさ、やさしさ」を伝える寒川町出産祝いパッケージを保護者に配布いたしました。なお、お祝いパッケージの内容は1万円相当の育児用品カタログギフト、感染防止用マスクとマスクケース、町長のメッセージカードでございます。配布件数は前年度と比べると5件の減でございました。歳出の主な内容と不用額の理由は、備考欄記載のとおりでございます。

次に、資料17ページをご覧ください。

児童手当等事務経費は、児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当を支給するための事務経費でございます。歳出の内容は備考欄記載のとおりでございます。

次に、資料18ページをご覧ください。

児童手当支給事業費は、児童手当法に基づき、子育て家庭の生活の安定と児童の健やかな成長を目的に、中学校卒業までの児童を養育している人に児童手当を支給いたしました。支給件数、支給額及び支給した児童人数は備考欄記載のとおりで、前年度と比べると、支給件数は1,845件の減、支給額は2,050万5,000円の減、児童人数は101人の減でした。特定財源は下表の記載のとおりでございます。

続きまして、資料19ページをご覧ください。

職員給与費は、子育て支援課10人分と健康づくり課10人分、合わせて20人分の給料、職員手当等及び

共済費を支出いたしました。特定財源は下表のとおりでございます。

次に、資料20ページ、母子保健事業費は、母子保健法に基づき、窓口での母子健康手帳の交付、父親母親教室や離乳食講習会などの母子健康教室、7か月児相談や育児相談などの母子健康相談、妊婦健診や3歳6か月健康診査、3歳6か月児健診などの母子健康診査、妊産婦訪問や新生児訪問、乳児家庭訪問の母子訪問指導など、母子の健康の保持増進のための事業を実施いたしました。歳出の主な内容は備考欄記載のとおりで、報酬の専門職は助産師、保健師、看護師、栄養士、歯科衛生士、保育士などでございます。報償費は国の乳幼児身体発達調査への協力者に対する謝礼でございます。

この調査は全国的に、乳幼児の身体発達の状態やその関連項目を調査し、我が国の乳幼児の身体発達値を定めて、乳幼児保健指導の改善に資することを目的に、10年周期で実施されるものでありますが、令和5年7月に調査実施の依頼があり、実施までに時間がなかったことから、予備費充用にて対応したものでございます。

次に、備品購入費になります。スポットビジョンスクリーナーは、子どもの斜視や屈折異常を測定できる専用の屈折検査機器で、目の発達に重要な時期に斜視や遠視、近視、乱視等の屈折異常により、目のピントが合っていないと、目の機能の発達が遅れ、将来にわたり良い視力が得られず、弱視になってしまうことがあることから、異常を早期に発見し、適切な治療につなげるため購入したものでございます。負担金補助及び交付金の妊婦に対する初回産科受診費用助成金は、令和5年度から始めたもので、低所得の妊婦の経済的負担軽減を図るとともに、当該妊婦の状況を継続的に把握し、必要な支援につなげるため、妊娠判定のための初回の産科受診にかかる費用の全部、または一部を予算の範囲内で助成するというものでございます。

令和5年度の実績は1件で、この助成には、下表の歳入番号②の補助があり、その補助率は2分の1でございます。不用額の理由は備考欄記載のとおりで、委託料については、新型コロナウイルスが5類に移行し、妊娠届出数が増えることを見込んでおりましたが、見込みほど増加がなかったこと、また、出生数もほぼ増加が見られず、妊婦健康診査の受診数が下がったことなどにより、138万5,000円の不用額が生じました。特定財源は下表のとおりで、歳入番号③の乳児発達調査委託金は、先ほどご説明いたしました乳幼児身体発達調査の実施に要した経費に対して、上限額3万8,000円の範囲内で支払われるというもので、調査協力者への謝礼、通知等の通信運搬費、調査を実施した職員の時間外勤務手当に充当しております。

次に、資料21ページをご覧ください。

う蝕予防対策事業費は、乳幼児からの齲蝕予防対策として、食事や生活習慣の確立する2歳児を中心に、歯科検診、歯科相談とブラッシング指導及び栄養指導を実施するとともに、父親母親教室や様々な健診、相談などの機会を捉えて、歯科保健指導や食育指導を行うなど、妊娠期から幼児期を通じての意識啓発に取り組みました。歳出の主な内容、不用額の理由は備考欄記載のとおりでございます。

次に、資料22ページをご覧ください。

子育て世代包括支援センター事業費は、妊娠期から子育て期にわたる様々なニーズに対し、助産師がきめ細やかに対応し、その人その人に応じた相談支援を提供する母子保健型の利用者支援事業を実施するとともに、出産直後に家族等から十分な支援が得られない母子や育児不安の強い産婦に対し、適切な

心身のケアや育児サポートを提供する産後ケア事業を実施いたしました。実績は備考欄記載のとおりで、前年度と比べると、母子保健コーディネーターによる相談は、妊娠届時の窓口での面接が18人の増、その後の妊娠期間中や出産後を通じての継続支援件数は1,580件の増という状況でした。令和4年度において、9か月間、母子保健コーディネーターが1人であったため、継続支援件数が大きく減となったことから、令和5年1月に1人、4月に1人、母子保健コーディネーターを増員し、令和5年度から任期付職員を3人の体制で事業に取り組んだことから、支援継続件数が大きく伸びました。

また、産後ケア事業につきましては、助産師、保健師は継続した支援を行う中で、産後ケアを利用したほうがよいと判断した産婦や、ご利用を希望された産婦に利用していただきまして、実人数は23人の増、産後ケア区分ごとの延べ利用日数では宿泊型が14日の増、デイサービス型が64日の増、訪問型が増減なしという状況で、デイサービス型の利用が3倍を超える伸びとなり、委託料が133万6,000円の増となりました。歳出の主な内容と不用額の理由は備考欄記載のとおりで、特定財源は下表のとおりでございます。

続きまして、資料23ページをご覧ください。

母子予防接種事業は、子どもに係る個別予防接種等の実施に加え、国の風疹の追加的対策など、成人の風疹抗体検査及び風疹予防接種を実施いたしました。定期予防接種の総数につきましては備考欄記載のとおりで、歳出の主な内容は備考欄記載のとおりでございますが、委託料の個別予防接種委託費につきましては、前年度と比べて、令和5年4月1日からワクチン単価が高額な子宮頸がんワクチンの九価ワクチンが定期接種化されたことにより、約370万円の増となっております。

負担金補助及び交付金の骨髄移植後等の予防接種再接種費用助成金は、令和5年度から始めたもので、骨髄移植、化学療法等の医療行為により、当該骨髄移植等の前に受けた予防接種法に基づく定期の予防接種による免疫が低下、または消失した方が任意で受ける当該予防接種の再度の接種にかかる費用の全部、または一部を予算の範囲内で助成するというものでございます。令和5年度の実績は1名で、4回の接種に対して助成を行いました。なお、この助成には下表の歳出番号④の補助があり、補助率は2分の1でございます。不用額の理由は備考欄記載のとおりで、特定財源は下表のとおりでございます。

次に、資料24ページをご覧ください。

令和5年度歳入決算（一般財源他）の概要でございます。20款諸収入の児童福祉費国庫負担金過年度収入、41万7,001円と、児童福祉費県費負担金過年度収入9万9,001円は、令和4年度、児童手当の国庫負担金と、県費負担金の精算に伴う追加交付で、未熟児養育医療費等国庫負担金、過年度収入1万7,435円と、未熟児養育医療費等県費負担金過年度収入8,717円は、令和4年度未熟児養育医療費等の国庫負担金と県費負担金の精算に伴う追加交付でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく審査のほどお願いいたします。

【茂内委員長】 説明が終わりました。

質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

山田委員。

【山田委員】 それでは、何点かお聞きします。

まず、4ページの小児医療費の助成制度のところなんですけど、9月までは中学校3年生までという

ことで、10月から高校3年生相当まで拡大したわけですけど、そこについて、もし分かればというか、10月以降、高校生が増えた分で、高校生の分のどれぐらい対象者の助成を受けた方があったのか、少し数字が分かればお願いします。

あと、2点目ですけど、7ページで、地域子育て支援環境づくり支援事業というところですけど、ここで不用額が出ていますけど、これに対して、補助金、交付金の交付額が見込みより少なかったということですけど、これに関して、もし申請があって交付ができなかったのか、もし実情が分かればお願いします。

次が、13ページが、低所得者の子育て世帯の生活支援特別給付金ということで、これに関しても不用額がかなり出ていますけど、これに対して、見込みがこれも下回ったということですけど、これに対して、申請されたけど交付できなかったとか、もしそういう状況のものがあったんだったら、その件数が分かればお願いします。

次が14ページ、14ページも出産子育て支援のところなんですけど、ここに関しても、もし不用額が、負担金補助金のところでも不用額が出ていますけど、これに対して、申請の件数とそれに対しての実際交付できた件数というのがもし分かればお願いします。

以上です。

【茂内委員長】 鳥海子育て支援課長。

【鳥海子育て支援課長】 まず、1点目の小児医療の影響額等について、ご説明いたします。

令和5年度の10月診療分から1月診療分までの高校生年代の方に係る医療費、こちらは約900万円となっております。こちらについては、15歳の方などシステムの切り分けられない部分がありまして、そういったところは案分で計算している関係で、約ということになっておりますが、約900万円となっております。件数も、やはり案分の部分がありますので、約という形になってしまいますが、約3,300件という形になっております。

次に、2点目の地域子育て環境づくり支援事業費の不用額ということですが、こちらについては、それぞれ1件ずつ申請があったんですけども、その事業の内容的に、予算額まで達しなかったということで不用額が出ておりまして、申請があったけどお断りしたというものはございません。

先に4番目の回答をさせていただきます。出産・子育て応援事業の不用額ですけども、こちらについては、予算計上のときに、ある程度、漏れがないようにということで予算計上しておりますので、そういった形での不用額であったり、また、令和5年度中に妊娠した方が出産されるということを見込んでおりましたが、結果として、その方が令和6年度に出産されたりしていると令和5年度中に支給するということはないので、そういった形で不用額が生じたりしますので、そういったもの不用額でございます。

以上です。

【茂内委員長】 3番目、そうですね。鳥海子育て支援課長。

【鳥海子育て支援課長】 3番目の不用額でお断りしたものということですが、こちらは要件に該当していない方についてはお断りする形になるんですけども、こちらについては、ほかの市町村で受給している方などについては、寒川町では支給できないという形になりますので、申請を受けて、その

方の、転入の方などは前市町村で受給しているかという確認をした結果、受給していましたということになると受給できないことになるので、そういった方々は却下ということはありません。

以上です。

【茂内委員長】 山田委員。

【山田委員】 それでは、2回目の質問をします。

まず、小児医療費の助成ですけど、高校生分、15歳以上となりますけど、3,300件で900万円ということで、これに関して、私は小児医療に関しては、ずっと拡大するようにいろいろ訴えてきたわけですけど、年齢が上がると医療費というのはあまりかからなくなるということで、ずっと見てきたんですけど、実際、想定した金額とどうでしょう、どれぐらい差異があったかというのを、まずお聞きします。

あと、ほかの3点に関しては了解しました。13ページの要件に該当しない、ほかの自治体で受給されている方もいるということでありまして、出産の関係では6年度の出産ということもあるということでした。

小児医療費のところだけ、よろしくお願いします。

【茂内委員長】 鳥海子育て支援課長。

【鳥海子育て支援課長】 こちらにつきましては、高校生年代の拡大をするに当たって、約600万円ほど当初見込んでおりましたが、最終的には900万円ほどの増となりましたので、当初見込んでいたよりは、結果的には増となったと考えております。

【茂内委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

柳田委員。

【柳田委員】 3ページの子育て支援事業費のところ、子どもの数は全体的に減ってきている傾向があると思うんですけど、待機児童の人数を年度別に推移をお願いします。待機児童数の年間の推移って分かりますか。令和6、5、4とか分かれば。

【茂内委員長】 ちょっと待ってください。

柳田委員。

【柳田委員】 質問を変えます。ファミサポとおねがい会員とまかせて会員の、今ここに資料の3ページの中で、おねがい会員646、まかせて会員は120と書かれていると思います。年々乖離している中で、先ほどご説明の中で、利用頻度が下がったという説明があったと思うんですけど、これは過去と比べて、昔だと1対4ぐらいの推移だったのが、1対5ぐらいの乖離がどんどん広がっている中で、最近、先ほど説明があったとおり、利用頻度が下がっているということなんですか。

【茂内委員長】 鳥海子育て支援課長。

【鳥海子育て支援課長】 全体として利用頻度が下がったということじゃなくて、日常的に送り迎えなどにご利用されている方というのが中にはいらっしゃる、そういう方がいらっしゃると、利用件数が上がるということになりますので、全体として利用頻度が下がったので件数が下がったということではなくて、特定の頻度の高い方の出入りがあると、増減するというような状況もございます。

以上です。

【茂内委員長】 柳田委員。

【山田委員】 先ほど待機児童を聞いた理由としては、例えば待機児童が推移として増えたり、これは課が違うということなんですけども、減っていない状態なのであれば、そういった方たちはファミサポを利用するという流れになると思います。ファミサポを利用する流れになると思いますけど、その中で、おねがい会員、まかせて会員が1対5の割合でどんどん広がっていて、さらに面倒を見てくれる会員の方は車を持っている方が集中すると思うんです。そうすると、なかなか予約もできないとなって、ホームページを見ると、9月の未入所児童のところを見ると91名と書いてあって、91名の中を年齢別に見ていくと、3歳以上の方が13、残りの方が78、ということは、パーセントで言うと85%ぐらいの方が2歳以下になると思います。

その2歳以下の方で、待機児童は分らないと、違う課ということなんですけど、いらっしゃるということは、78名の方がどこにも預けられない、じゃあファミサポしかないじゃないですかとなると思うんです。ファミサポしかありません。だけど、乖離率はどんどん上がってきます。そこに予算って効果があつたのかどうかというのは見ていきたいなと思うんですけど、実際どう感じられているか、利用者の方からそういったお困りの声とか、実際、令和5年度予算を使っていく中で、まだあるのかどうかというところをお伺いします。

【茂内委員長】 鳥海子育て支援課長。

【鳥海子育て支援課長】 ファミリー・サポート・センターにつきましては、仕組みとして、預ける前に、預ける側と預かる側が面談をして、両者合意の上で預かりを始めるというものなんですけども、そういった形上、例えば急に預けたいとなった場合には、お預かりが難しいというケースがございます。

ファミリー・サポート・センターを運営している方に確認したところ、年間二、三件、こういうものがあるということでございますが、まかせて会員さんの数が足りなくてお受けできなかったという事例はなかったということです。おねがい会員とまかせて会員の人数の乖離はありますけれども、運営自体はできているという状況でございます。

以上です。

【茂内委員長】 柳田委員。

【柳田委員】 私が今、子どもが6歳で、幼稚園に入れているので大分楽になったんですけども、その前はファミサポよく使っていたんです。私のときは1対4ぐらいの割合だったんです。結構複数の方に登録していた状況で、なかなか私は、月1回は必ず無理だった日とかあって、いきなり議会が入って預けたいと、でも預けられないって結構あったんです。

その中で今、91名の未入所児童の方がいらっしゃる中で、その中の78人がファミサポを使わなきゃいけない状況であると思うんです。実際にミスマッチした数というのは統計とられていないですよ。ただ、私のときみたいに何人かの方に全員お願いしたけど、駄目だったとそういった、かつては統計はないじゃないですか。ということは、実際に91名の方で困っている方は、見えない数字として必ずあると思うんですよ。

そういったところで、去年の決算とか去年の予算でも言っているんですけど、なかなか難しいと思います。結局、子どもの数は自然にどんどん減っていくので、いつかは解消される問題かもしれないですけど、施設を増やすか、子どもが減るか、どちらが先かという、といっても施設はいきなり増やせませ

ん。でも子どもの数を待ち続ける、子どもの数が減るのを待ち続けるのが正解かと言えば、そうでもないと思うんです。そんな中で、いきなりというのは無理かもしれないですけども、次年度予算を編成する中で、こういった課題というところ、何か抱負があれば、次年度予算に関して抱負があればお伺いします。

【茂内委員長】 鳥海子育て支援課長。

【鳥海子育て支援課長】 先ほどご説明したように、急な預かりに対応できていないという部分は確かに課題としてあると思います。こちらについては、ファミリー・サポート・センターの仕組みもありますので、ファミリー・サポート・センターの中で解決できるのか、また別に考えるべきものなのかというところはあるかと思うので、それは今後の検討課題としたいと思います。

以上です。

【茂内委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

関口委員。

【関口委員】 7ページの主立ったものは、この中にある地域子育て環境づくり支援事業、これの不用額が随分出たということも併せて、当初、どのようなことを想定されて、もちろん前年度実績等も鑑みるということもあるんだろうと思うんですけども、どのようなことを想定されて、ここでは不登校サポートと子どものつながりの場づくり、それから子どもカフェ等々がありますけども、この辺の積算と結果がどうだったのかという中身を教えていただきたいのと、合わせて、不登校サポートネットワーク事業の中で、1か所だけの支援ができた、という話がありましたけども、これの中身を教えていただけませんか。

それから、10ページの不妊治療の関係、それから、小児医療か、この関係でも執行残が随分あるんですけども、これも併せて同じように、どのような感じの見積りをされたのか、積算をされたのか、見込みとしては、もう少しあるだろうと、こういう見込みをされたんだろうと思うんですけども、どうだったのかと。それから、併せて不妊治療の関係について、行政側としてどのような周知の情報提供をされているのか、この辺を教えてくださいませんか。また、4年度において、5年度において、どういう周知をされてきたのか、この辺について教えてください。

それから、もう1点は、14ページの母子保健のほうにも絡むんですけども、妊婦の支援、それから出産の支援、子育ての支援、これ寒川は物すごく売りにしていますし、非常に大事な視点だと思っています。そういった意味では、ここのところをしっかりとやっていただくということは、非常に私はこれから先、どこにも負けない寒川独自の、一連の妊娠から、続けて連続的に支援ができるような体制づくりをさらに続けていってもらいたいなと思っています。そういった意味では、これについての5年度の取組状況をいま一度教えていただけますか。細かいことまでは結構です。

合わせて、乳幼児が絡む、それは何というところなんだ。乳幼児が絡む病院は何ていうんだっけ。

(「小児科」の声あり)

【関口委員】 小児科は何件かあると思うんですが、実際には婦人科が寒川には現在、たしか木島先生が無くなっているから、5年度の段階ではまだ木島先生はあったのかな。要は、寒川町の中で産婦人科がないという、この現状を捉えて、どのように捉えているのかと併せて、これに対して、寒川町は何

らかのアクションを起こそうとしているのか。もしくは、町にそのような事業を展開していただけないということなのではないかという捉え方をしているのか。

これから先のことを踏まえても、大きなところに、大きなところに行ってしまうという他の自治体に行くという、これも決してどうのこうのということとは思いませんけれども、悪いとか良いとかということはありませんけれども、ただ、寒川町の姿勢として、この辺についてどのような考え方を持っておられるのか、アクションを起こそうとしているのか、それとも、あえて町の体制でいるのか、どのような姿勢でおられるのか、この辺の見解をいただきたいと思うんですが。

【茂内委員長】 鳥海子育て支援課長。

【鳥海子育て支援課長】 まず、1点目の地域子育て環境づくり支援事業の関係ですけども、こちらにつきましては、地域子育て環境づくり支援事業補助金、こちらについては、予算現額が25万円となっております。子どものつながりの場づくり支援事業補助金につきましては、125万円という形で予算を計上しておるところですけども、こちらについては過去の実績なども踏まえてございますが、より多くの団体に活用いただきたいとは思っていたところですけども、結果として、1件のご利用しかなかったということで、もう少しご利用いただけるように周知等は必要かなと考えております。

次に、3点目の不妊治療の関係ですけども、こちらは先ほどご説明させていただいたところですけども、県のほうの補助金がなくなったんですけども、その申請が、令和4年3月31日までということで、県の申請は間に合ったけど、寒川町の申請は間に合わなかったという人がいた場合に対応できるようにということで、寒川町は県よりもちょっと長く申請期間を設けたということがあったんですけども、結果として申請がなかったの、多くの不用額が出たというところでございます。

続いて、6番目の産婦人科、出産できるところがないことについてということですけども、こちらについては、町内で出産できるところがあるということは安心感があるので、よいことではあると思うんですけども、今、産婦人科を担う医者が不足しているということが全国的な問題となっておるところでございまして、寒川町に関しては、町内にはないんですけども、町外の出産できる場所というところが車で30分圏内に幾つかあるという現状がございまして、現時点では推移を見守っていくような形になるかと考えております。

以上です。

【茂内委員長】 遠藤副主幹。

【遠藤副主幹】 1点目の地域子育て環境づくり支援事業の不登校事業の内容についてでございます。

こちらにつきましては、保護者同士や保護者と支援者をつなぐ場を提供するために、茶話会を年に3回、あとは遊びとおしゃべりの会を年8回開催して、地域と共に支え、孤立しない不登校支援を根差した事業となっております。

以上です。

【茂内委員長】 野呂技監。

【野呂技監】 4つ目のご質問、妊娠から出産子育てに関する連続した支援に関しての近況に関してご説明をさせていただきます。

まず、母子手帳の交付数なんですけれども、コロナで300件終わっておりまして、令和3年度は295件、

令和4年度が291件で、令和5年度になりますと309件ということで、妊娠に関して少し微増している状況でございます。町としまして、コロナの影響もありましたし、連続した支援には力を入れて取り組んでいるところでございます。

まず、1点目として、令和5年度からは、今までやっておりませんでした、妊娠を判定する際に、低所得の方とかが費用がなかなか負担になっているというお話を聞いておりましたので、低所得の妊婦に関しての初回産科受診料の費用助成の制度を令和5年度から始めております。令和5年度は1件のご申請をいただいて、費用に関してご負担をさせていただいております。

また、母子手帳のことでも申し上げたんですけれども、まず、寒川町で子育てをしていく際に関わりのある母子保健コーディネーター、こちらのほうを令和5年度から任期付の助産師3名を母子保健コーディネーターとして配置することができております。先ほども説明がありましたとおり、相談件数も令和4年度は2,094件だったものが、令和5年度は助産師が3人体制になったことで3,674件と、かなり大幅な伸びを見せております。

また、伴走型支援なども始まっておりまして、こちらのことで、今まで余りアタックがなかなかし切れていなかった妊娠8か月頃の妊婦さんが、ご希望があれば面談をすることになっております。この面談に関しまして、令和5年度は対象者数が329件であったところ、本当の面談ではなく、電話ですとかの相談件数もここには入っているんですけれども、実施件数172件で、妊娠8か月ぐらいというのが出産を控えて非常にご不安が高まる時期と言われておりますので、その支援を、面談率としましては52.3%の方にご相談をさせていただくことができております。

ほかのことに関しましては、もちろん保健師もおりますので、妊娠、出産、育児、今は今年度からなんですけれども、子ども家庭センターということもなっておりますので、18歳までがのびのびすくすく担当の対象として支援を連続して行えるような体制づくりですとかに努めております。

以上です。

【茂内委員長】 不妊治療は。遠藤副主幹。

【遠藤副主幹】 特定不妊治療の周知の方法なんですが、ホームページ、広報などで周知をさせていただいております。また、先ほど課長からもご説明があったとおり、償還払いの申請期限が5年度末までに延長したことについても、2月号の広報のほうに掲載をして周知を図ったんですが、結果として申請のほうがございませんでした。

以上です。

【茂内委員長】 関口委員。

【関口委員】 先ほど鳥海課長のほうからも話がありましたけれども、地域子育て環境づくり支援事業については、いまだ少し周知をお願いしたいなと思います。僕はこれ、非常に大事な事業だと思っているので、不登校の子どもたちがどういうところに居場所をつくって、どういうところで自分たちのよりどころというか、また、そこでいろいろな形で、指導員さんがいていただいたりなんかしながら、ある意味では自分なりの学びの仕方をしていったりとか、いろいろなことができるための環境づくりだろうと思っています。

あるところで話を聞いたんですが、自分の家の子どもが小学校から不登校になってしまって、中学ま

で結局不登校だった。けども、いろんなところの支援のおかげで高校に行くことができた。それで大学まで行って、今は地域貢献ができるような医療関係のお仕事に就いていると、こういうような話も聞いたことがあります。そういった意味でも、居場所づくりというのをしっかりとつくってあげるといいう寒川町の環境づくり、これが非常に僕は大事だと思いますので、どうかできれば学区ごとにあればいいなぐらいの気持ちでいますけども、ただ、そこまでの贅沢は今からは言いませんが、1か所でも2か所でも居場所づくりを、そうなると、子どももですけども、親御さんも本当に安心すると思いますので、どうかこの辺については、7年度に向かって、いま一度精査をしていただいて、予算編成のときに、7年度に向かっての体制づくりを、一歩でも二歩でも前に進められるような、鳥海課長を中心に前進ができるような形をつくってもらいたいなと思いますので、この辺については要望しておきますので、お願いしたいと思います。

それから、不妊治療の関係につきましても、今、副主幹のほうから話がありましたように、広報でも周知をしているということですし、それから、県のほうの補助金がなくなったというのは何か理由があってなのか、町のほうとしては、割り込んででも予算をつけて、何とか該当する人たちを救っていかうと、こういうことでの予算化と、こういうような話がありましたけども、その辺について、周知の部分については、できれば、どういうページづくりでも僕はいいと思いますけども、当初にそんな形でコーナーをつくって、大きさはお任せしますので、周知をしていっていただけるとありがたいなと思います。

この人たちの悩みというのは半端でない悩みを抱えての、状況下におられると私は思っていますので、何とかそういうようなことでもって、寒川にもそういう補助事業があるんだということで、そこをお願いしてくると、こういうこともあると思いますので、どうかその人たちの悩みというものをしっかり受け止めていただきたいなと思いますので、その点について、いま一度、答弁いただけますか。

それから、産婦人科の関係については、少し見守りたいという、こういう話がありましたけども、寒川町自体の、今までは寒川病院もありましたし、木島さんもありましたし、玉井先生のところもありましたし、一番多かったときは3か所だっけ。昔は和田助産院なんかもあったり、いろいろな形で寒川にも安心して子どもを産めるところがあったんですけども、実際には年々減ってきてしまって、現段階ではゼロなんだろうと思うんですが、そういった意味では、寒川町が、どのような形で姿勢を見せるということも、私はある意味でいうと、大事なのかなという気がするんですが、ただ、小児科医だけは、今3件、4件、多分4件ぐらいかな。4件あると思うんですけども、何とか今、課長から話がありましたように、地域で30分程度で行けるようなところがあるからと、こういうことなんですけども、町民の皆さんにしてみると、寒川町にあってくれば、これが一番いいと、こういう願いはお持ちだと思っていますので、どうかその辺の姿勢を、まるっきり見守る姿勢も、前向きな見守る姿勢であってほしいなと思いますので、これについて、いま一度、これは最終的には町長の考え方にもよるとは思っていますが、いま一度、お願いできますか。

それから、妊婦から出産から子育て、これに対する支援につきましては、今、お話がありましたように、野呂さんのほうから話がありましたけども、本当にそういう意味では、寒川の誇りにしてほしいと思いますし、絶対ここでは負けたくないなと、僕も思っています。そういった意味では、助産師さんが3人入っていただいて、一気に件数も千五、六百増えたと、これすごい実績にもなるし、すごいことだ

と思っていますので、どうかこれ、7年度に向かって、さらに血肉をつけていただいて太らせていただきたいと思っていますので、これについては、いま一度、決意をいただければと思います。

以上です。

【茂内委員長】 鳥海子育て支援課長。

【鳥海子育て支援課長】 まず、1点目、居場所の件についてのご質問にお答えいたします。

こちらについては、要綱の補助金の中に、居場所づくりのメニューもございます。中には、団体が今、補助金の申請があったところしか承知はしていないんですけども、町内の中にはほかにも団体があって、例えば補助が得られれば、もう少し事業を拡大できたのにと、事業を立ち上げたいと思っている方がいたりということがあるかもしれません。ですので、もう少し周知のほうをしっかりと、事業の拡大とか立ち上げがもっと増えるようにしたいと考えております。

次に、2点目の不妊治療の関係ですけども、こちらは説明が不足していたので、もう一度、概要からご説明いたしますと、令和4年4月1日に特定不妊治療の基本治療が保険適用になりました。ですので、これを受けて県のほうが補助を終了したという形になります。ただ、県のほうは令和4年度に新規の受付はしないんですけども、令和4年3月31日以前に治療を開始していて、令和4年4月1日以降に治療が終了した方について助成をするという形をとっていましたので、人によっては、最終受付日の令和5年3月31日ぎりぎりになってしまうという方もいるかもしれないので、そういった方については、町の申請が令和5年度に入ってしまうということもあり得ますので、そこに対応できるようにということで、町では令和5年度も受け付けをしたところですが、結果としてなかったという形になります。

次に、3点目の産婦人科の関係ですけども、こちら、現状としては推移を見守るという形になってしまうんですけども、今この場でどのようなものがあるかというのは申し上げることができないんですけども、機会を捉えて、要望的なものであったりということができるようにしていけたらと考えております。

4点目は、7年度に向けてということですけども、のびのびすくすく担当では、令和6年度から子ども家庭センターを設置して、母子保健機能と児童福祉機能が連携して事業を進めていくという形をとっております。ですので、そういった中で、今行われている母子保健コーディネーターの事業なども相まって連携して、事業のほうをより、妊婦、産婦とか子育て世帯、そういったものに寄り添った形で行っていけたらと考えております。

以上です。

【茂内委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

吉田副委員長。

【吉田副委員長】 すいません、私から1点だけ。前段、山田委員、関口委員のほうでも触れておりましたP7ページ、地域子育て環境づくり支援事業費のところに関してでございます。

先ほどご答弁いただいていた中のところで、申請2件の中で額に満たなかったためという決算額であったというご説明がございました。また、申請があったけど断ったものはないというふうにご説明をいただいていたところなんですけれども、内容を見ると、欲しい団体はたくさんあったんだろうなと思うところで、先ほどのご答弁の中にもありましたけれども、周知が足りなかったかなという認識もある

ということであつたんですけれども、実際、最初からこの2件の対象にした予算額であつたのでしょうか。これが足りなかったから残つたような説明だつたんですけれども、ほかにも見込まれるものがあつたのかなという点を1点確認したいのと、逆になんです、これ、たくさん申請があつた場合に対応できたのかと。その余裕があつたのでしょうかというところが、2点確認しておきたいなと思います。

【茂内委員長】 鳥海子育て支援課長。

【鳥海子育て支援課長】 こちらの予算額につきましては、町の補助要綱がございまして、そこをベースにしているところがあるので、具体的にここと、ここと、ここの団体のためにというような予算の設定ではない部分があります。余裕があつたのかという部分については、仮に多く申請があつた場合には、補正なり等、対応してでも補助していくことになろうかと考えております。

以上です。

【茂内委員長】 吉田副委員長。

【吉田副委員長】 ということは、申請がなければ、こちらから特にこういった補助項目があるから、あなたの活動に対しては、これが対象になるかもしれないというオファーじゃないんですけれども、そういった申出等は積極的にはしていないという理解でよろしいのでしょうか。

【茂内委員長】 鳥海子育て支援課長。

【鳥海子育て支援課長】 過去に、補助金を交付させていただいている団体に対してはご案内というのはするんですけども、過去に補助したことがあるところしか今、把握ができていないので、その他のところに、こういったものがありますけど、どうですかという部分はまだできていないような状況でございます。

以上です。

【茂内委員長】 それでは、ここで質疑を打ち切ります。

以上で、学び育成部、子育て支援課の審査を終わります。お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

【茂内委員長】 それでは、休憩を解いて会議を再開いたします。

次に、学び育成部、保育幼稚園課の審査を始めます。

執行部の説明を求めます。

宮崎学び育成部長。

【宮崎学び育成部長】 それでは、引き続きまして、保育幼稚園課の審査をお願いいたします。

説明につきましては、徳江保育幼稚園課長より、質疑に対しましては、出席職員により対応しますので、よろしくお願いいたします。

【茂内委員長】 徳江保育幼稚園課長。

【徳江保育幼稚園課長】 それでは、学び育成部、保育幼稚園課所管の令和5年度決算について、決算特別委員会説明（参考）資料により、説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、決算書につきましては、77、78ページの3款民生費、2項児童福祉費、3目保育所費でございます。タブレット資料は、2ページをご覧ください。

保育環境充実事業費につきましては、認可保育所に委託して保育を実施するための委託料や施設型給付の認定こども園等に対する給付費や補助金等を支出し、保育所等の設備及び運営基準の維持、事業の充実や保育士の処遇改善、保育サービスの供給増加を図るとともに、幼児教育・保育の無償化に伴う対象施設や保護者への施設等利用給付費等の支出により、保護者の経済的負担の軽減を図りました。令和5年4月には、庁内で2施設目となる小規模保育事業が開所となり、定員が19人増となり、全体で769人となりました。令和5年4月の保育所の利用状況につきましては、町内認可保育所と認定こども園の保育所部分、家庭的保育事業、小規模保育事業を合わせた児童数として、町外からの受託児童を含めて789人、町在住で、町外の保育所を利用している管外委託児童は27人という状況でございました。待機児童につきましては、令和5年4月現在では2人でしたが、令和6年4月現在では3人という状況でございます。委託料は、認可保育所への児童保育委託料で、町内4園、町外30園、町外公立園7園の認可保育所へ支出をしたものでございます。負担金補助及び交付金につきましては、備考欄記載の内容が主な支出で、低年齢児受入対策緊急支援事業や延長保育事業、一時預かり事業などに伴う運営費の補助や施設型給付の対象となる幼稚園や認定こども園、小規模保育事業や家庭的保育事業を実施する事業者への教育保育に対する給付、また、保育施設のフェンス等修繕や認定こども園化に伴う園舎改修など、施設の整備に対する補助などについて支出したものでございます。

令和5年度限りの新規の補助金として、認定こども園の送迎用バスに安全装置を設置することに対しての補助を行いました。また、令和6年度から使用済みおむつの処分を施設で行う事業として、使用済みおむつ専用ごみ箱の購入に対する補助を行いました。令和6年度から町内保育施設9施設において、使用済みおむつの処分を施設で実施をしております。

償還金利子及び割引料につきましては、令和4年度の子どものための教育・保育給付費国庫負担金等の精算に伴う返納金でございます。主な不用額の理由につきましては、備考欄に記載のとおりでございます。

続きまして、本事業費に対する特定財源につきましては、全部で14件で、下表に記載のとおりとなります。その中で、令和5年度限りのものや新規の特定財源3件について、ご説明いたします。

⑤の就学前教育・保育施設整備交付金は、認可保育所2施設のフェンス等修繕工事及び認定こども園に移行する幼稚園の園舎等改修工事に充当する国の補助金で、補助率は2分の1でございます。

⑥の保育対策総合支援事業費補助金は、地域型保育事業所からの3歳児受入れのための連携施設となっている特定教育保育施設への連携支援コーディネーターの配置と、新型コロナウイルス感染症対策として、保育所等が消耗品や備品を購入する経費、また、認定こども園が保有する送迎用バスに安全装置を設置する経費、備品購入費に対する国の補助金で、補助率は2分の1で、送迎バス用安全装置に対する補助率は10分の10でございます。

⑭の保育環境充実事業債は、幼稚園の認定こども園の移行に伴う園舎等改修工事に対する地方債で、財政課にてご説明したとおりでございます。

次に、資料の3ページをご覧ください。

保育等事務経費は、保育担当の業務に係る事務を円滑に行うための経費を支出したもので、報酬、職員手当等は、保育コンシェルジュとして雇用した会計年度任用職員の報酬、期末勤勉手当でございます。

旅費は、職員の研修出席に伴う普通旅費と、会計年度任用職員の費用弁償でございます。事業費の消耗品費は、参考図書を購入したもので、印刷製本費は、保育料納付書等の郵送用窓口封筒と、保育料の決定通知や督促状用の圧着はがき、保育料の納付書を購入したものでございます。役務費は、保育料決定通知や納付書等の郵送のための通信運搬費と、保育料口座振替の手数料を支出したものでございます。委託料は、保育料のコンビニ収納及びモバイルレジ、モバイルクレジット収納の代行委託料でございます。主な不用額の理由につきましては、備考欄に記載のとおりでございます。本事業に対する特定財源は、下表に記載のとおりとなります。

続いて、4ページをご覧ください。

幼児教育の無償化推進事務経費につきましては、幼児教育・保育の無償化事務を推進するために必要な経費を支出したもので、報酬は無償化事務を推進するために雇用した会計年度任用職員の報酬、職員手当は無償化事務に伴う職員の時間外勤務手当、及び会計年度任用職員の期末勤勉手当、共済費は会計年度任用職員の社会保険料負担金及び職員共済組合負担金を支出したものでございます。旅費は、会議等が開催されなかったことにより、支出はございませんでした。役務費は、無償化に係る保護者や施設等への通知等の郵送に伴う通信運搬費を支出したものでございます。不用額の理由につきましては、備考欄に記載のとおりでございます。本事業に対する特定財源は、下表に記載のとおりとなります。

次に、資料5ページをご覧ください。

物価高騰対策支援事業費は、保育施設の安定した運営及び保育環境の充実を図るための事業です。負担金補助及び交付金は、保育所等9施設の物価高騰の影響を受けた光熱費に対する補助金でございます。本事業に対する特定財源は下表に記載のとおりとなります。

次に、6ページとなります。

令和5年度歳入決算（一般財源他）の概要でございます。12款分担金及び負担金、決算書29、30ページの滞納繰越分162万1,342円につきましては、保育料の滞納繰越分としまして、20人分72件を収納したものでございます。

20款諸収入、決算書47、48ページの民生費雑入4,775円につきましては、消費税及び地方消費税の仕入控除税額確定に伴う返納金でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審査のほどお願いいたします。

【茂内委員長】 説明が終わりました。

質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

山田委員。

【山田委員】 そうしたら2ページなんですけど、ここで結構いろいろな負担金補助金が出ていますが、その中で気になるのが、保育士の処遇改善というところで、この年度、何か効果が出たものがあるかしらねえかなと思います。あと、それと併せて、その中で、認定こども園の送迎バスの安全装置を設置するという補助が出ていますが、これに関して、台数は何台分ぐらいやったのか、もし分かればお願いします。

【茂内委員長】 徳江保育幼稚園課長。

【徳江保育幼稚園課長】 1点目の保育士の処遇改善につきましては、国の公定価格に処遇改善の1

から2、3というのがございまして、そちらのほうを委託料や給付費に載せて毎月お支払いをしております。処遇改善の2につきましては、副主任保育士だとか職務分野別リーダーという、保育の質を上げるための職に対しての処遇改善になりますので、施設、保育の質を上げるための処遇改善も行っておりますし、賃金改善のための処遇改善も行っている状況でございます。

あと、2点目の認定こども園の送迎バスの安全装置の設置についてです。町内の認定こども園、2施設に対して補助を行いました。2台持っているところと3台持っているところがございましたので、全部で5台分、安全装置を設置したところの補助でございます。

以上となります。

【茂内委員長】 山田委員。

【山田委員】 まず、1点目の保育士の処遇改善ということで、公定価格より上乗せしたということで、職責のところを増やしたと、対応したということですけど、これに関して、いろいろ保育士不足とか世間でも言われていますけど、これに関して、町のほうにいろいろな相談とか、直接相談があったとか、そういうものはなかったのかということもお聞きします。

バスの件に関しては了解しました。ごめんなさい、了解じゃなくて、一応5年度では5台分ということですけど、これ今年度に限ったということで、今後いろいろなほかの幼稚園とか認定保育園もできるわけですけど、そこに関して、これから安全装置というのは、過去にこのような置き去りの事故があって、装置を国のほうで補助しているわけですけど、今後どういう対応があるのか、もし分かればお願いします。

【茂内委員長】 徳江保育幼稚園課長。

【徳江保育幼稚園課長】 1点目の保育士不足についてのご相談がというお話です。

実際、施設のほうからも保育士が不足をしていて困っているというお話をお伺いしまして、令和5年度につきましては、町内で初めてではあるんですけども、保育士の就職相談会というのを10月末に開催いたしました。潜在保育士の発掘という意味で開催をしたものなんですけども、初めてなのでどれぐらい出席者がいるか分からないところでの開催だったんですが、思っていたよりも潜在保育士がいまして、参加の方が大勢いらっしゃいました。その中で、保育所との雇用につながった保育士さんも何人か、数名いらっしゃると聞いておりまして、令和6年度、今年度についても開催を予定しております。

それと、送迎バス用の安全装置の設置につきましては、町で補助をしたところについては、認定こども園、2施設になるんですけども、令和5年度については、幼稚園も、倉見幼稚園と一之宮相和幼稚園というところも送迎バスを持っておりまして、そちらのほうは県のほうから直接補助を受けて、安全装置の設置は既に完了しているという確認をとっております。ですので、来年度、倉見幼稚園が認定こども園になりますが、もう既に安全装置は設置されているということになりますので、よろしく願いいたします。

【茂内委員長】 他に質疑はございますか。

柳田委員。

【柳田委員】 山田委員と同じところで、2ページの保育環境充実事業費の委託料のところで、保育士の処遇改善というところが記載されているんですけど、これは先ほど、いろいろ相談会だとか開催さ

れているなど説明がありましたが、これ、定量的に、例えば離職率だとか定着率だとか、そういった数値的なところは統計を取られたりしているのかというところをお伺いします。

2点目の質問なんですけど、こちらも山田委員と同じところで、バスのところなんですけど、今ご説明あった中で、もう町内にあるバスというのは全てついているという解釈で、あまりなくついているという解釈でよろしいでしょうか。

2点お伺いします。

【茂内委員長】 徳江保育幼稚園課長。

【徳江保育幼稚園課長】 保育所のほうで、保育士がどれぐらい足りないのかという数値的なところというご質問です。お答えいたします。

毎月、実際、足りていないと児童をお預かりすることはできませんので、例えば、あるとすると、育休に入ってしまった、産休に入ってしまったというところの代替保育士の不足というところで聞いているところなんですけども、毎月、保育園のほうにどれぐらい保育士が、例えば正職員が欲しいですとか、短時間の保育士が欲しいですというところの確認をして、今、この保育園ではこういう保育士を募集していますというところを、ホームページや保育幼稚園課のカウンターにも掲示をしております。そういったところで確認をして、中には正職員は要らないけども、短い、例えば朝だけとか、夕方だけとかという保育士が欲しいという園も毎月確認を行っているところです。

それから、送迎バスの安全装置につきましては、町内にある、送迎バスを保有している施設については全て安全装置が設置をされているという状況でございます。

【茂内委員長】 柳田委員。

【柳田委員】 令和5年度予算を使っていく中で確認をとっているのは分かったんですけど、予算を使ったことによって離職率が下がったとか、定着率が上がったとか、そういったことは、把握というのはあるのでしょうか。

【茂内委員長】 徳江保育幼稚園課長。

【徳江保育幼稚園課長】 数値的なところは、実際、離職率というところは持ってはいないんですけども、毎年監査を行っておりまして、前年度に退職をされた方が何人いて、どういった理由で退職されているのかというところは確認をとっております。

【茂内委員長】 柳田委員。

【柳田委員】 例えば今年の7月に定期監査があったと思います。その定期監査の中では、適切な人員の手当てに努められたいと書かれてあるとおおり、予算というものが人材不足だとか離職率の低下とかにつながるべきだというのがあると思うんですけど、その中で、今年の結果というのは実際どうだったのか、使ってみた結果というのはどうだったのかというところと、それを、結果を見て、次年度予算をどうされたいというところを最後にお伺いします。

【茂内委員長】 徳江保育幼稚園課長。

【徳江保育幼稚園課長】 7月に小規模保育事業について、2施設、監査を実施しました。人員については、昨年度、確認をしまして、不足があるという状況ではございません。町のほうからお支払いをしている給付費についても、適切に処遇改善に充てているという確認をとっております。

国のほうから出している処遇改善に係る公定価格だけでは、賃金は上がっていきますけどもというところがありますので、今後、保育士を確保するための補助金だとか離職にならない、継続的に働き続けていくような補助金も検討する必要があるかなと考えております。

【茂内委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

関口委員。

【関口委員】 保育園3園の関係が、いつときから見ると幼稚園がクローズアップされて、認定保育園の関係もあったりなんかするのかなと思うんですが、保育園の状況が見えづらくなっているなという感じがするんですけども、同胞援護会のほうから、いろいろな形での町への要望であったり、それから町に対する提案だったりとか、こういったことについて、5年度については、どのようなことがあったのか、また、施設の関係も含めてどうなのかなということと併せて、今、言われた、保育士さんのことについては分かりましたので、ただ、園と、それから父母会といったらおかしいけども、子どもの親御さんなんかと、その辺からの園に対する要望であったり、同胞に対する要望であったりと、この双方からのこの辺について、何か特記したことがあったら教えていただきたいなと思うんですが。5年度について。

【茂内委員長】 徳江保育幼稚園課長。

【徳江保育幼稚園課長】 5年度について、民設化した同胞援護会の3園についてということなんですけども、園の状況については、保育コンシェルジュが園に伺って、状況を確認したりしております。

それと、昨年度は、同胞援護会の事務局の方とお話をする機会がありまして、要望とかを協議する場を設けてほしいというお話がありましたので、今後、何か民設化をするときに交わした諸条件というものがございますので、そちらの中で、それも10年も前のことになりますから、今の時代とマッチしていないところもありますので、今後、そういったところを協議しながら今に合ったものに変えていきたいと、今協議を重ねているところでございます。

以上です。

【茂内委員長】 保護者の方からのご意見はいかがだったでしょうか。お願いします。

徳江保育幼稚園課長。

【徳江保育幼稚園課長】 保護者のご要望につきましては、町のほうから直接お伺いすることはないんですけども、園のほうで行っているアンケートだとか要望をお伺いする機会がありますので、そちらのほうを、監査のときとかに確認をさせていただいて、実質的には民設園になりますので、園のほうへの要望ということになりますけども、町のほうでもその辺りを把握していきたいと思っております。

以上です。

【茂内委員長】 関口委員。

【関口委員】 要は、町の絡み方が、窮屈化していないかという心配なんです。要は、いろいろな形で会議を持つべきだということと、保護者のほうから園に対するいろいろなお話だとか、どうしても町に直よりも、園に行ったりということになると思うので、その辺のところをしっかりと町が把握しないと、3園だけでも180人から200人の方が行っているだけに、町の意向がしっかりと入っていないと、思いがしっかりと入っていないと僕は駄目だと思うんです。

もちろん先ほど課長から話があったように、同胞とのいろいろな契約の関係がありますから、ですから、あくまでも大人としての協議をしていっているんだらうと思っていますけども、ただ、いろいろな形で思い思いのものというものを、運営をしている同胞と、それから保護者と、それから町と、これが一体になっていかないと、本当の意味での子どものための保育に、僕はつながらないだらうという気がするんです。

どこまでも最終的には、僕は寒川の子どもですから、お願いしていることは十分ありますけども、だけど、最終的に責任持たなきゃいけないのは私は寒川町だと思います。そういった意味では、寒川町の思いというものが同胞にも、また保護者にもしっかり伝わっていかないと、本当の意味での保育につながらないかなという気がするんで、それについて、もう少し保護者のことも分かる、同胞のことも分かる、寒川町の意向がしっかりと伝わると、ここのところは契約上、やっていることだからということだけではなくして、ここのところは思いを込めていかないと、契約を変えろとかどうのこうのということを行っているんじゃないかと、寒川町の思いというものをしっかりと伝えていくということが大事だと思うので、この辺について、もう少しあったかい思いがそこに伝わっていつてくれるとありがたいなと、このように思っているんですが、いかがでしょうか。

【茂内委員長】 徳江保育幼稚園課長。

【徳江保育幼稚園課長】 保育園のことについて、ご指摘ありがとうございます。

確かに保育園の状況が分からないと、町のほうでどういう支援をしたらいいのかが分からないという状況もありますし、保護者の方の思い、大事なお子さんをお預けしている保育施設が、まず、安全な施設じゃないといけないというところはもちろんのことですけども、いろいろ思いを皆さん抱えていらっしゃると思いますので、その辺りをまず確認、町のほうとしても把握することはとても大事なことだと思っております。

今後も、園との関わりという意味ですと、先ほど申し上げた保育コンシェルジュの訪問というところと、あと、園のほうでも、町内、園の数がだんだん増えてきておりますので、保育施設だけでも9施設、幼稚園でも今、2施設ある中で、そちらのほうの情報共有も進めていきたいと思いますところで、そちらのほうでも連携協議会というのを開いております。そちらのほうでも、町もお伺いをして施設の要望だとかをお伺いする機会を設けております。

今後も、施設もそうですけども、保護者の思いとかそういったところも酌み取って、保育の運営に町としてできることは今後もやっていきたいと思っております。よろしくお願いします。

【茂内委員長】 関口委員。

【関口委員】 分かりました。認定保育園の関係で、園のほうとはいろいろな形でもって、建て替えから何から行くまでの間に、相当課長を含めて絡んでいって、県の絡みがあったり、いろいろなことでもって触れてきていますから、例えば前回だったら、さくら幼稚園だとか、今度は今は倉見幼稚園だとか、その前はふじ幼稚園だとか、いろいろなところと深い付き合いができてきたと思っていますので、そういった意味では、ある意味では安心する部分があるんですが、園のほうはいろいろな形で、建物から何から全部全お任せしたと、こういうことから考えると、寒川の思いというものが、民設民営にはなっている、そういうような形になっても、町の子どもたちが通っている幼稚園ですので、どう

かそここのところはコンシェルジュにお任せするということも、これはもう否定するつもりは毛頭ありませんから、ただ、その方との連携もとりながら、しっかりとした3園に対する手は、絶対に抜かりなく、怠りなく僕は手を差し伸べてってもらいたいと思うし、温かい思いを伝えていってほしいなと思いますので、その点について、いま一度、お答えいただけますか。

【茂内委員長】 徳江保育幼稚園課長。

【徳江保育幼稚園課長】 同胞3園については、ほかの施設もそうなんですけども、かなり町のほうにご協力をいただいて、気になるお子さんについての受入れもしてくださっている施設で、こちらのほうとしても、大変、いろいろな面に対して、ご協力をいただいている施設です。

お子さんに対する思いとかも、どこの施設もそうなんですけども、熱い思いを持っていらっしゃる施設が多くありますので、同胞3園については、何かありましたら、施設の面については、ほかの施設に比べると老朽化しているという部分については、修繕をしてもやはりまだ足りないところもございますので、そういったところも何かあれば、こちらのほうから実際確認に行くとか、そういったことも今後も行いながら、進めていきたいと思っております。

【茂内委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

吉田副委員長。

【吉田副委員長】 すいません、私からも1点だけ。保育環境充実事業費のところでございますが、先ほど、紙おむつの処分用のごみ箱がご用意されたということを実に喜ばしく思っています。私も保育園を使っていたものとして、帰りの時間まで後生大事に、各自の使用済みの紙おむつが、名前が書いたげた箱のような状態で並んでいる。これはどういうことなんだと、こんな時代になってしまったのかなと思いながらやっていたものですから、介護方面だったら、皆さんの高齢の方もそういう状況なのかなと思っていましたけど、そこについては課ではないので答弁を求めませんが、ここでごみ箱がご用意されたことは本当に喜ばしいところである反面なんですけれども、来年の4月がめでどで準備されているということですが、保管用のごみ箱というんですけれども、これでおむつの件はちゃんと全て片づくのかということ、子どもたちがそういう触れるような衛生的なところもよくなると思っていましたので、適切に管理されるのかという点が1点と。

あと、これはまた、先ほど親御さんとのご要望の件がという話が出ていましたので、一言申し上げますけども、おむつであったりとか、ビニール袋であったりとか、お尻ふきであったりとか、これ全部、親が買って用意して、足りなくなったら園から電話が入ってくるような状態なんです。別に全部園にやってくださいとは言いませんけれども、もう少し負担が軽減できるような案がされてもよろしいのかなとは思いますが、その辺、その辺りの見解をいただきたいなと思います。

【茂内委員長】 徳江保育幼稚園課長。

【徳江保育幼稚園課長】 紙おむつの処分については、今年度から各施設全ての施設において、各園で処分をすることになりました。今後につきましても、新しい園が来年度できますけども、そちらのほうについても、同じような、園で処分をするような形で進めていきたいと思っております。

それから、保育園に預けるに際してのいろいろ保護者が用意しないといけない部分について、各施設、様々ないろいろな部分を、名前を書いたりというところで保護者の負担が多いところは認識をしております。

す。そこになると、施設のほうと話していかないといけない部分もあるんですけども、今後、そういったところも少しでも負担が少なくなるような方法がないかというところを施設のほうと話し合っていけたらと思っております。

【茂内委員長】 吉田副委員長。

【吉田副委員長】 総括的な質問に関しましては場を変えますので、端的なところだけで結構です。

それに親の準備をしなければならないところ、これはもちろん親としてやらなくちゃいけないところも認識しておりますし、やるべきことがあるのも結構ですが、絶対みんな必要な消耗品関係であったりとか、そういったものぐらいいは用意してあげてもいいのかなとは思っておりますけれども、特に答えは結構です。

場所を変えますので、以上です。

【茂内委員長】 ここで質疑を打ち切ります。

以上で、学び育成部、保育幼稚園課の審査を終わります。お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。再開は11時5分となります。

【茂内委員長】 それでは、休憩を解いて会議を再開いたします。

次に、学び育成部、学び推進課の審査に入ります。

執行部の説明を求めます。

宮崎学び育成部長。

【宮崎学び育成部長】 それでは、引き続きまして、学び推進課の審査をお願いいたします。

説明につきましては、岡野学び推進課長より、質疑に対しましては、出席職員により対応しますので、よろしくお願いいたします。

【茂内委員長】 岡野学び推進課長。

【岡野学び推進課長】 それでは、学び育成部学び推進課所管の令和5年度決算について、決算特別委員会説明資料により説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。タブレット資料は、2ページをご覧ください。

生涯学習振興事業費は、学習の情報提供をはじめ、様々な生涯学習事業を推進するものです。報償費は、生涯学習推進会議委員への謝礼と、文教大学出張講座の講師謝礼及びゆうゆう学園修了者への記念品代となります。文教大学出張講座は、私たちの生活に欠かせないものとなっているインターネットやSNSの社会における役割や影響などを分かりやすく学ぶ講座を、情報学部の専任講師にご講演いただきました。ゆうゆう学園の修了者は49人でした。旅費は職員の普通旅費となりますが、執行はありませんでした。需用費、役務費は備考に記載のとおりです。

次に、タブレット資料3ページをご覧ください。

地域間交流促進事業費は、姉妹都市である寒河江市との交流促進を推進するものです。旅費は職員の普通旅費となりますが、オンライン会議となったため、執行はありませんでした。負担金補助及び交付金は、姉妹都市文化交流会に交付をしたものです。

次に、タブレット資料4ページをご覧ください。

多国籍町民支援事業費は、日本語による会話が難しい外国籍の町民が日常生活を送る上で必要な通訳の派遣に要する費用を支援するものです。旅費は職員の普通旅費となりますが、オンライン会議となったため、執行はありませんでした。役務費、負担金補助及び交付金は、備考に記載のとおりです。

続きまして、タブレット資料5ページ、青少年健全育成事業費でございます。

青少年問題協議会の開催や青少年指導員定例会などの青少年に関する事業や小学生の体験学習など、子どもたちが参加する事業を実施いたしました。報酬、報償費は備考に記載のとおりです。旅費は職員の普通旅費、役務費は、成人式の開催に伴う郵送代、青少年指導員がけがなどをした際に対応するための保険料です。委託料と負担金補助及び交付金は、備考に記載のとおりです。

続きまして、本事業費に対する特定財源につきましては、下表に記載のとおりです。

次に、タブレット資料6ページをご覧ください。

ふれあい塾運営事業費は、地域の方々にご協力をいただき、各小学校の体育館で放課後の児童の遊び場を提供するものです。ふれあい塾は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、4月から9月は開催ができませんでしたが、10月からは感染症対策を徹底し、再開することができました。歳出の内容については、備考に記載のとおりです。本事業に対する特定財源につきましては、下表に記載のとおりです。

次に、タブレット資料7ページをご覧ください。

青少年広場維持管理経費は、大蔵の青少年広場の維持管理を行うものです。需用費は備考に記載のとおりですが、修繕料につきましては、倉庫のサッシが破損をしたため、修繕をしたものです。役務費、委託料、使用料及び賃借料は備考に記載のとおりです。原材料費は、グラウンドの整備のための砂を購入したものです。

続きまして、8ページをご覧ください。

ちびっこ広場維持管理経費は、町内に3か所あるちびっこ広場についての維持管理経費となります。需用費の修繕料は、中倉見ちびっこ広場のブロック塀が破損したため、修繕を行ったものです。委託料は備考に記載のとおりです。

続きまして、9ページをご覧ください。

児童クラブ運営事業費は、保護者が就労等で昼間、家庭にいない児童を対象に、適切な遊び場や生活の場を提供し、児童の健全な育成を図る事業です。需用費、役務費、委託料は備考に記載のとおりです。使用料及び賃借料は、各児童クラブに設置しておりますAEDの借上料です。償還金利子及び割引料は、過年度に国から補助を受けた子ども子育て支援交付金の実績に伴う返納分となります。本事業費に対する特定財源につきましては、下表に記載のとおりです。

次に、10ページをご覧ください。

児童クラブ建設事業費は、共働き世帯の増加に伴い、児童クラブの入所希望者が増えてきて、待機児童が多くなっていた寒川小学校区に児童クラブを増設した際の事業費となります。令和6年4月から新しい児童クラブを開設しておりまして、定員も38人から78人となり、寒川小学校については、現在、待機児童は出ておりません。歳出の内容は備考に記載のとおりです。本事業に対する特定財源につきましても、下表に記載のとおりです。

続きまして、タブレット資料11ページをご覧ください。

青少年広場公衆便所維持管理経費は、大蔵の青少年広場内の公衆トイレの維持管理を行うものです。歳出の内容については、備考に記載のとおりです。

続きまして、タブレット資料12ページをご覧ください。

地域文化振興事業費は、寒川町文化祭の開催や、17の文化団体が加盟する寒川町文化連盟への支援により、地域の文化振興を図り、文化を通じて交流を深めるための事業です。旅費は職員の普通旅費となりますが、オンライン会議となったため、執行はありませんでした。委託料、負担金補助及び交付金は、備考に記載のとおりです。

最後となりますが、タブレット資料13ページをご覧ください。

歳入決算（一般財源他）の概要です。4目国際交流基金繰入金は、令和5年度9月補正でお示しをしたとおり、基金を取り崩し、まちづくり基金に統合をしたものです。

次に、1目雑入、児童クラブ水道料は、一之宮小学校区わんぱくクラブ、小谷小学校区げんきっ子クラブの水道料です。

以上で説明を終わります。ご審査よろしく願いいたします。

【茂内委員長】 説明が終わりました。

質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

柳田委員。

【柳田委員】 まず、最初のページ、2ページの生涯学習振興事業費のところ、役務費のところ、アンケート調査郵送料が想定よりも安くなったことによるというところで、想定よりも安くなってしまった要因というか、原因というところをお伺いします。

2点目なんですけど、5ページの青少年健全育成事業費のところ、子ども会についてのところだと思うんですけど、こちらのところで、数字が分かれば教えてほしいんですけど、10年前の子ども会の数と、5年前の子ども会の数と、現在の子ども会の数、直近5年で、例えば令和4年度は4件減りましたとか、令和5年度は子どもが1団体なくなりましたとか、そういった推移も分かればお願いします。

あとは、子ども会に入っている子、町内で入っている子ども会の子どもの数というものがもし分かれば、お伺いします。

もう一つの質問が10ページの児童クラブのところで、今ご説明ありましたところで、寒小のところが新しくつくられたというところで、予算を使った成果としては待機児童が減りましたというところで、まだ寒川町内でどれくらい待機児童があるのかというところをお伺いします。

以上、3点お伺いします。

【茂内委員長】 岡野学び推進課長。

【岡野学び推進課長】 質問3点いただきました。

まず、最初のアンケートのところ、予定より安くなったというところは、当初何枚入りになるか分からなかったのが、多めの重さを用意していたため、その枚数が減ったために、減ったというか両面とかにして少なくしたために、想定よりは安くなったということになります。

そして、2点目、子ども会の数なんですけれど、現在は11の数の子ども会があります。10年前というのが、今手元に資料がなくて申し訳ないです。そして、昨年度につきましては、5年度が11団体です。

そして、5年前の数値もないんですけれど、今年度につきましては、令和6年度はさらに9団体という形になっておりまして、数としては、残念なんですけれど、減ってきてしまっております。

加入人数、こちらにつきましても、今、合計が出ていなくて、ちょっとお待ちいただいていいですか。大変失礼いたしました。令和5年度加入者数は260人でした。

続きまして、3つ目のご質問、待機児童の数ということなんですけれど、一番新しい令和6年9月1日現在、こちらにつきましては38人となっております。寒川小学校区と一之宮小学校区については、待機児童は出ていない状況です。

以上です。

【茂内委員長】 柳田委員。

【柳田委員】 分かりました。最初のところが、1問目のところが、枚数がというところで、例えば時期とか、対象を誰にするとか、そういったことじゃなくて、枚数の影響で不用額が出ましたよというところで、アンケートで予算を使った結果、どのような政策に反映させる効果があったとか、こういった効果があったのかお伺いします。

2点目のところで、令和5年度は11、令和6年度は6、もし分かればなんですけど、令和3、4とか令和2、3、4とか減った数の推移は分かりますか。分かったら教えてください。2番目の続きなんですけど、子ども会は5,000円、毎年子ども会活動振興補助金を出されています。それ以外に、町としては子ども会に対しての何か支援だとかというのは予算の執行の中であるのでしょうか。お伺いします。

3番目の児童クラブのところは38名と。今度、児童生徒以外で働く方たちのところで、人手不足というところが課題であったと思うんですけど、今、児童クラブの中で働かれている方たちの定職率だとか離職率だとか、そういった数値がもしあればお伺いします。

【茂内委員長】 岡野学び推進課長。

【岡野学び推進課長】 まず、1点目のアンケートの効果というところなんですけど、こちら、第3次学びプラン策定に向けてのアンケートを実施いたしまして、実際の1,500人、18歳以上1,500人の方、無作為抽出で実施をいたしました。回答者が404名、回答率26.9%という結果でございました。こちらにつきましては、現在も生涯学習推進会議の中で、第3次プランの策定を行っておりまして、アンケートの結果を今後、生かしていくような形で検討をしております。

2問目の子ども会の数の推移なんですけど、大変申し訳ないですが、今、子ども会の数に関しては、手持ちの資料がございませんので、申し訳ございません。ただ、町ができています支援の体制についてということなんですけど、補助金の交付だけではなく、青少年指導員、またはジュニアリーダーズクラブというのがあるんですけど、こちらのほうから、各子ども会のイベントなどに講師というイベントを盛り上げるためのゲームのお知らせであったり、また、青少年指導員と一緒に子ども会を盛り上げていくような、そういった支援を行っております。

3問目の児童クラブの人手不足というお話をいただいたかと思うんですけど、こちらにつきましては、寒川学童保育会に委託をしております、こちら現在、支援員の方が66人いるという報告、9月、一番最新のものでいただいております。常に人手不足というお話をいただいておりますので、募集に関するチラシであったり、掲示をいろいろなところに貼ったり、また、町のホームページでもお載せをしてい

るような状況で、人手不足とならないように対応している状況です。

以上です。

【茂内委員長】 柳田委員。

【柳田委員】 1問目に関しては、これからつくっている計画というところでアンケート結果を反映させていきたいというところですね。

2問目のところなんですけど、たしか私の記憶だと、令和4年度、4団体ぐらい減ったはずなんです。もし分かれば、決算で知りたいので5年分調べていただけますか。私の記憶だと、かなりの数で減ってきていてというところが、すごく課題だなと思うところがあります。その中でも5,000円出されていて、青少年指導員の方たちが何かイベントをするなら手伝ってくれるとかあると思います。その中で、先ほど子どもの数のところで260人というのを教えていただきましたが、これも多分過去5年間で調べて物すごい数値で減っているのかなと思います。5,000円補助して、結果、どんどん団体が潰れていっているという現象があります。

若い方たちは今、20年間で共働き世帯が1.5倍増えたりとかしています。いろいろあると思うんです。考え方も全然変わってきていると思うので、その中で、地域に対する考え方って結構、分担じゃないけど、変わり始めているというところで、結果的に団体数が物すごく減っている。これって将来の自治会の姿な感じもしないでもないんです。結構そこは課題だなと思ってまして、5,000円だけで足りるのかというところも思うところ、5,000円だけって言い方がおかしいか。支援の中で青少年指導員の方が使われたりとか、あと入会に関しては、もう任意団体なので、町は何もしないというのが現状あると思います。そこを広報に入れていただくとか、次年度予算に向けて抱負とかあればお願いします。

3点目なんですけど、分かりました。66名というところで、次にNPOのほうから人手不足というのは聞いているというところで、こちら委託先の意見だけではなくて、実際使っている利用者だとか、働いている方の意見も常に反映していただければと思います。

なので、今言った中で、答弁いただけるところをいただければと思います。

【茂内委員長】 岡野学び推進課長。

【岡野学び推進課長】 それでは、今、子ども会についてのお話をいただきました。確かに現在、子ども会の数がどんどん減ってきてしまっていて、本当は地域で子ども同士がつながって、そしてそれが、いずれはそういった自治会活動にもつながっていくのかなということを考えると、町としても、子ども会が減っていくことをただ放置していくのではなくて、積極的にこういう楽しいイベント、活動をしているところがあるんだから、みんな入りましょうというような声かけを今後できるような形、例えば広報に載せるとか、そういったことは検討をしていきたいと思っております。

以上です。

【茂内委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

山田委員。

【山田委員】 1点、1点というか、9ページの児童クラブのところなんですけど、先ほどいろいろな、人手不足とか様々ありましたけど、私のほうからは、まず、委託料の不用額というのが出ていますけど、これに対して、説明では児童クラブの運営委託の精算によるところなんですけど、どういうことであ

ったのかというのと、あと待機児童の問題のところで、先ほど38名いるということですけど、これはどこの学童クラブになるのか分かれば、お願いします。以上です。

【茂内委員長】 岡野学び推進課長。

【岡野学び推進課長】 児童クラブ委託料の不用額についてのご質問をいただきました。

まず、こちらなんですが、児童クラブ運営委託料につきましては、国の子ども子育て支援交付金、こちらの交付要綱の基準に基づいて算出をしているものでございます。具体的なことを申し上げますと、各クラブの児童の入所の人数、また、年間の開所日数、これに応じて算出するものや、あとは障害のあるお子さんの受入れ人数によって算出をするもの。また、支援員の方の処遇改善のために算出をするもの、こういった算定基準に基づいて委託料を算出している状況です。

こちらについては、令和5年度が終了した段階で、実態に合わせる形で精算をして、不用額については返納をしていただいております。例えば、年間の開所日数につきましては、年間最大の開所日数、児童クラブ最大の開所日数で算出をしているために、例えば土曜日など開所が少なかったりした場合にはその分の差額ということになります。また、障害のあるお子様につきましても、全てのクラブで受け入れる予定で当初の予算は計上しております。ですので、ここの部分についても、受入れがなかったところ、そこは返納の対象になります。

次に、児童クラブの待機の数の方なんですけれど、今38名の待機とお伝えをさせていただきました。旭小学校区で3名、小谷小学校区で13名、南小学校区で22名という形になっております。

以上です。

【茂内委員長】 山田委員。

【山田委員】 まず、不用額の件、了解しました。様々、最初の想定したところよりも、開所日数とかいろいろなところで算出の額が決定したところになったということで了解しました。これに関しては、先ほども出ましたけど、指導員さんの人手不足とかそういうのもいろいろと影響があるのかなと、処遇の改善とかそういうところも、いろいろとまた加味できるのであればいいのかなと思うんですけど、それについて、もしお答えがあればお願いします。

あと、待機児童の件ですけど、結構南小が2つの児童クラブがあるけど、それでも足りないという状況になっているというところで、今後のこれを解消するために何か方策、次の予算に向けての対策とか考えていることがありましたらお願いします。

【茂内委員長】 岡野学び推進課長。

【岡野学び推進課長】 児童クラブの委託料の部分ですが、支援員の方の人手不足のための処遇改善のこういったところの算出基準というのもございまして、実際に、支援員の方と補助員の方と合わせて66名ですので、その補助員の方の部分についてなどは算出の根拠にもなっておりますので、そこで人手不足解消に向けて、交付金を出しているような状況がございまして。

また、2点目、南小学校のところで、待機がいっぱい出ているということで、今後につきましても、各小学校、小学校もそうなんですけれど、今使っている施設、児童クラブの施設、それと小学校の空き教室など、そういったところを利用できないかということを、保育会とは利用状況、教育委員会とは小学校の空き教室の状況、そういったところを確認しながら、少しでも多くの児童を預かれるように、そ

して待機がなくなるような形で、今後も検討はしていきたいと考えております。

以上です。

【茂内委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

関口委員。

【関口委員】 今、柳田委員と山田委員から話がありましたが、子ども会の関係と、それから学童クラブの関係というのは、もう本当に数字が早まっているなど、要は子ども会の減っている数字につながっているのかなと。学童のほうに本当に多くの方が入所を依頼してきているという、それが今、三十何名の待機がいるということにつながるんだろうけども、それだけ家庭環境が変わってきているんだなという感じがします。そういった意味でも、子ども会の存続というのが非常に厳しくなっているのかなと、こういう思いがあります。

ただ、自治会長連絡協議会なんかの動きの中でも、課長、今まで自治会の関係もやっていましたので、子ども会をつくっていこうという、こういう雰囲気があったことだけは確かだと思うんです。その中で、実際、令和5年は11団体と、こういうことなんですけども、それが6年は9団体になってしまっているということから考えると、やはりこれが減っていったしまうということになると、僕はさらに学童クラブの利用者が増えてくるのかなという気がしてしょうがないんです。

そのくらい、家庭が共働きになってしまっている、家庭になかなか子どもたちを置けないということから学童を使ったりなんかするという、日常的に、みんなのふれあい塾の関係の人たちが、子ども会とのつながりがどうなっているかということを考えてみたときに、ここも学童と同じ感じの捉え方なのかなと。学校で、一時子どもの居場所ということで預かってもらうということから考えると、子ども会がないからそういうふうになるのか、または、子ども会があったにしても、学童クラブにしても、ふれあい塾にしても、お願いするというか学校に行っていれば安心だという事につながるのかどうかと、こういう3つの関係を精査することが必要なのかなという気がするんです。その中で、どのような形で子どもたちの居場所づくりをしていったらいいかということをしかりとつくり出していけないとなかなか難しいのかなという気がします。

子ども会を保存させていくということの難しさというのは、親御さんが、保護者がいなければ、1人、2人でできることじゃないと思いますので、保護者が何人かいて、一つの団の中で、また、青少年指導者なんかの応援もあるかもしれませんが、一定の数がいないと10人、20人の子どもたちをいろいろな事業の展開をしていくということも厳しいのかなという気がしますので、ですから、一度どこかでその辺の、3つの関係を一つは精査していく、それと家庭環境というものを捉えていかないと、子どもの居場所というのが不安定になってしまうなという感じがしますので、できれば3つの部分の流れをどこかで精査しながら、どういうふうな形に持っていこうとしているかというのが、僕は学び推進課の役目かなという気がするんですけども、これについての見解をいただけますか。

【茂内委員長】 岡野学び推進課長。

【岡野学び推進課長】 貴重なご意見ありがとうございました。確かにおっしゃるとおり、いろいろな形で子どもたちの放課後の健全な居場所づくりという施策はできるんですが、今、この3つは、もうそれぞれになっちゃっているというのを私も実感をしております。児童クラブについては、放課後、

保護者が家庭にいない家庭の子どもたちをお預かりするような形で今現在、事業をしていますし、ふれあい塾に関しましては、一度帰宅をして、それから学校の体育館に遊びに来てもらう。子ども会については、地域のまとまりの中で、地域の中で子どもたち同士がつながっていくようなものとなっておりますので、それぞれがそれぞれの事業として、現在は実施をしている状況であることは確かです。

ただ、今後、子どもの数が少なくなっていくことも考えると、それぞれが助け合って、それぞれが協力して、もしくはそれぞれが何か一緒に、一緒にというか一つになって、全部が一つになって何かできていくことのほうが子どもたちにとっても、放課後、それだけではなくて、生活全ての場において子どもたちも住みよいまちになっていくのかなと感じておりますので、今後は教育委員会やいろいろなところと連携を図りながら、それぞれの施策が何か一緒に取り組めるようなものはないか検討していきたいと感じております。

以上です。

【茂内委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

岡野学び推進課長。

【岡野学び推進課長】 大変申し訳ございません。先ほどの柳田議員からのご質問でありました、子ども会の数なんですが、今手元にごめんなさい、資料が少しありましたので、ご報告をさせていただきます。

令和5年度の段階で13団体でしたが、おっしゃられたとおり、令和3年度は16団体、令和2年度が19、令和元年度も同じく19です。そして平成30年が20です。そして平成29年、こちらが23団体、また、平成28年は25団体ございました。

報告遅くなって申し訳ございません。

【茂内委員長】 柳田委員、この人数で大丈夫でしょうか。柳田委員。あ、しゃべれない。この人数でよろしいですか。大丈夫ですか。

それでは、ここで質疑を打ち切ります。

学び育成部学び推進課の審査を終わります。お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

【茂内委員長】 それでは、休憩を解いて会議を再開いたします。

次に、学び育成部スポーツ課の審査に入ります。

執行部の説明を求めます。

宮崎学び育成部長。

【宮崎学び育成部長】 それでは、続きまして、スポーツ課の審査をお願いいたします。

説明につきましては、大八木スポーツ課長より、質疑に対しましては、出席職員により対応いたしますので、よろしくお願いいたします。

【茂内委員長】 大八木スポーツ課長。

【大八木スポーツ課長】 それでは、学び育成部スポーツ課所管の令和5年度決算につきまして、決算特別委員会説明（参考）資料により説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。説

明に当たりましては、タブレット資料の説明資料を基に行いますので、よろしくお願いいたします。決算書は93、94ページ、概要書は45、46ページ、タブレット資料は9分の2ページをご覧ください。

まず、土木費になります。スポーツ施設活性化事業費でございます。本事業費は、寒川総合体育館及びパンプトラックさむかわの利用者の利便性向上と利用促進のため、指定管理者制度を活用し、自主事業や地域向けイベントの充実で多様化する住民ニーズに応えるとともに、施設の質的向上など、環境整備を図るものでございます。

まず、需用費の燃料費は、体育館の空調機の動力である吸収式冷温水発生機や冬季に故障し、施設の暖房を確保するため、石油ストーブによる温度管理を行うための灯油購入費でございます。次に、修繕料につきましては、非常用自家発電設備、蓄電池修繕は年数経過による蓄電池消耗による交換作業を行いました。吸収式冷温水器発生機、漏えい部修繕は1機の機械内部の真空がとれなくなり、熱交換機能が正常に作動しなくなったことによる修繕です。次に、弓道場防矢ネット修繕は、射った矢が大きく外れた際に外部に飛び出さないためのネットが老朽化及び暴風により、大きく破損したことによる修繕です。次の喫茶室、調理器具修繕は、喫茶室営業開始に向けた調理器具の修繕です。次のパンプトラックさむかわ破損箇所修繕は、基礎部の腐食、総路面の凹凸、接続部の調整等の修繕です。

続きまして、役務費になります。こちらは体育館建物災害共済保険料になります。委託料になります。寒川総合体育館及びパンプトラックさむかわの指定管理委託料です。

もう一つの委託は、体育館吸収式冷温水発生器漏洩部位特定調査業務委託でございます。こちらは修繕費でもご説明した1機が真空が取れなくなりました。熱交換機能が正常に作動しなくなった原因を特定するための解体調査の委託です。

次の委託は、喫茶室厨房器具保守点検委託です。喫茶室営業に向けた厨房機器類の使用が可能か、ガスや水道等漏れの箇所の有無等の点検等の委託です。

続きまして、備品購入費になります。システムカウンターといって移動式特定表示盤を1基購入いたしました。備考欄にはバスケット用と記載されておりますが、こちらは記載ミスでありまして、申し訳ございません。バレーボールやフットサル、ハンドボールや武道など多種目の競技が利用可能でございます。なお、不用額の理由については、備考欄記載のとおりでございます。

次に、負担金補助及び交付金は、寒川町指定管理者制度導入施設運営持続化支援金交付要綱に基づく光熱費高騰による総合体育館運営持続化支援金でございます。補償、補填及び賠償金は、体育館の武道場及びサブアリーナ空調工事及びメインアリーナ建具等工事期間の休業保障費です。

続きまして、本事業費に対する特定財源につきましては下表に記載のとおりとなりますが、歳入番号の①番、都市公園施設設置管理使用料は、自動販売機設置使用許可使用料、②番は、施設等命名権収入のうち、シンコースポーツ寒川アリーナ分のネーミングライツの額、100万円を寒川総合体育館指定管理委託料に充ててございます。これらの特定財源の充当額合計、100万4,950円を事業費1億2,547万3,605円から差し引いた、1億2,446万8,655円が本事業費に充てる一般財源となります。

続きまして、決算書は同じく93、94ページ、タブレット資料は9分の3ページをご覧ください。

公共施設再編計画実施事業費でございます。本事業費は、町の公共施設等総合管理計画に基づき、老朽化した総合体育館各施設及び備品の長寿命化、また、更新等を計画的に実施することで、施設の安全

で快適な利用環境の整備を図るものでございます。まず、委託料は、総合体育館、武道場及びサブアリーナ空調機設置工事監理委託料であります。なお、不用額の理由については備考欄に記載のとおりです。次に、使用料及び賃借料は、総合体育館中央監視システム賃借料、及び吸収式冷温水発生機賃借料でございます。なお、不用額の理由については備考欄に記載のとおりでございます。

次に、工事請負費は、体育館、武道場及びサブアリーナ空調機設置工事を実施いたしました。これは近年の猛暑により、高齢者や学生など、施設利用をする際、熱中症になる件数が増加し、一般の利用者からの設置要望も非常に多かったことや、災害発生時の広域避難場所として避難された方の夏季の暑さや冬季の寒さの対策など、スポーツ施設以外の利用にも役立つものであることから実施いたしました。

また、体育館建具等更新工事を実施いたしました。こちらは施設の老朽化により、早期に実施する必要性のある箇所の工事を行ったもので、主な工事箇所といたしましては、1階のロビー北側のドアのゆがみの改善や、2階観覧席入り口自動ドアのひずみの改善、メインアリーナ壁面木製パネル損傷部分の張り替えや、器具庫入り口の床の張り替え、非常用階段損傷部の修繕等を行いました。なお、不用額の理由については、備考欄記載のとおりでございます。

続きまして、本事業費に対する特定財源につきましては、下表記載のとおりとなりますが、歳入番号①番のスポーツ振興助成金1,600万円は工事請負費に充当してございます。歳入番号②番の公共施設再編計画実施事業債につきましては、財政課において説明がございましたが、委託料へ470万、工事請負費へ2億5,440万を充ててございます。これらの特定財源の充当合計2億7,510万円を事業費2億8,700万3,530円から差し引いた、1,190万3,530円が本事業に充てる一般財源となります。

続きまして、決算書は105ページから108ページ、タブレット資料は9分の4ページをご覧ください。

ここからは教育費となります。職員給与費につきましては、スポーツ課職員5人の給料、職員手当等及び共済費でございます。

続きまして、決算書の同じく105ページから108ページ、タブレット資料は9分の5ページをご覧ください。

保健体育総務事務経費につきましては、スポーツ推進審議会の運営や職員の旅費等に関するものでございます。まず、報酬につきましては、スポーツ推進審議会委員の報酬、旅費は、スポーツ推進審議会委員である県職員の費用弁償、また、担当職員の県の主催する会議等に参加するための交通費、及び、スポーツ推進委員の1名が功労者として、全国スポーツ推進委員研究協議会において表彰されました。この委員が全国協議会へ出席するために随行する職員1名分の旅費でございます。なお、不用額の理由については備考欄に記載のとおりでございます。

続きまして、決算書は同じく105ページから108ページ、概要書は45、46ページ、タブレット資料は9分6ページをご覧ください。

スポーツ活動応援事業費でございます。この経費は、町民のスポーツの推進を図るため、スポーツ推進委員が実施する講習会により、誰でも手軽に楽しむことができるニュースポーツの普及啓発を行うための事業費、また、スポーツ活動の推進を図るため、若い世代から高齢者に対してスポーツを始めるきっかけづくりと場の提供を行うとともに、ストリートスポーツ普及啓発及びあらゆる注目の競技力の向上を目指す場として、各種スポーツ教室やスポーツ大会を実施するものでございます。

まず、報酬につきましては、多くの町民の皆様が気軽に楽しむことができるニュースポーツの普及や、町のイベントの運営支援を担うスポーツ推進委員への報酬です。なお、不用額の理由については備考に記載のとおりでございます。報償費は、スポーツ教室等講師謝礼で、令和5年度は頑張らないウォーキング教室を開催いたしました。ウォーキング教室は要望が多く実施したもので、28名の参加者がありました。なお、不用額の理由については備考欄に記載のとおりです。

旅費の費用弁償は、スポーツ推進委員が指導技術等の向上のため、研修会に参加するための交通費及びスポーツ推進委員の1名が功労者として全国スポーツ推進委員研究協議会において表彰されました。この委員が全国協議会へ出席するための費用弁償でございます。なお、不用額の理由については備考に記載のとおりでございます。

委託料は、神奈川駅伝競走大会派遣委託料及びストリートスポーツ普及推進事業委託料であります。負担金補助及び交付金は、町のスポーツ推進委員で構成する協議会の上部組織である神奈川県スポーツ推進委員連合会への負担金、また、スポーツの推進、全国大会や世界大会に出場する方への全国大会等出場交付金、また、町スポーツ協会及びレクリエーション協会への事業費補助、町野球協会への川との触れ合い公園野球場管理補助、スポーツ税及び観桜駅伝競走大会実施に伴う交付金となっております。

続きまして、決算書は107ページから108ページ、概要書は45、46ページ、タブレット資料は9分の7ページをご覧ください。

スポーツ施設活性化事業費でございます。本事業費は、田端スポーツ公園や町営プール等の利用者への利便性の向上と利用を促進するため、指定管理者制度の活用を行うなど、町民がスポーツを快適に楽しめるための環境を整えるものであります。需用費の消耗品費は、倉見スポーツ公園のほか、スポーツ施設を維持管理、保守等を行うための各種消耗品の購入費であります。燃料費は、川とのふれあい公園、サッカー場草刈り機のガソリンの購入費。光熱費は倉見スポーツ公園の水道料。修繕料は、川とのふれあい公園サッカー場芝刈機の修繕、及び田端スポーツ公園陸上トラック修繕を行いました。役務費は町営プール田端スポーツ公園管理棟、テニスコートの柵等の建物災害共済基金分担金でございます。なお、不用額の理由については、備考欄記載のとおりでございます。

委託料は、倉見スポーツ公園、川とのふれあい公園、野球場及びサッカー場のトイレのくみ取りと除草委託です。また、川とのふれあい公園、サッカー場芝生管理委託、町営プール、ウォータースライダー定期検査委託料、田端スポーツ公園指定管理委託料、町営プール指定管理委託料であります。なお、不用額の理由については備考に記載のとおりでございます。

使用料及び賃借料は、田端スポーツ公園に係る共有地及び県有地等の借地料及びAED機器の借上料でございます。工事請負費につきましては、当初、田端スポーツ公園陸上トラック修繕を工事請負費として予算計上していましたが、工事内容を精査した結果、修繕費での対応となったことから、修繕費へ予算科目を変更し、執行いたしました。不用額は、この理由によるものでございます。

負担金補助及び交付金は、憩いの広場共有施設の維持管理経費に係る負担金、寒川町指定管理者制度導入施設運営持続化支援金交付要綱に基づく光熱費高騰による町営プール運営持続化給付金でございます。なお、不用額の理由については、備考に記載のとおりでございます。

続きまして、本事業費に対する特定財源につきましては、下表に記載のとおりとなりますが、歳入番

号①施設等命名権収入は、HAYASHI ウォーターパークさむかわのネーミングライツ料が30万円、及びHAYASHI テニスパークさむかわのネーミングライツ料50万円の合計80万円をそれぞれの施設の指定管理委託料、管理施設の委託料に充ててございます。②のまちづくり基金繰入金につきましては、財政課において説明がありましたが、需用費の修繕費に充ててございます。これらの特定財源の充当合計、209万8,000円を事業費7,586万1,282円から差し引いた、7,376万3,282円が本事業に充てる一般財源になります。

続きまして、決算書は同じく107、108ページ、タブレット資料9分の8ページをご覧ください。

公共施設再編計画実施事業費でございます。本事業費は、神奈川県公営企業管理者企業庁長より購入した、町営プール及び町営テニスコートの施設購入費償還に伴う費用であります。

公有財産購入費につきましては、まず、町営プール施設購入費として、償還期間20年のうちの3年目の支払いとなります。また、町営テニスコートの施設購入費として、償還期間10年のうちの1年目の支払いとなります。

最後に、歳入決算の一般財源分についてご説明いたします。タブレット資料9分の9ページをご覧ください。

決算書は29、30ページ、13款の使用料及び手数料のうち、03の都市計画使用料の行政財産使用料につきましては、総合体育館ロビーに設置をしておりますデジタルサイネージ設置に関わる使用料です。使用料は表示灯株式会社です。

次に、04の保健体育使用料の行政財産使用料につきましては、町営プールの自動販売機設置に関わる使用料です。使用者はHAYASHI グループとなります。

以上で、スポーツ課所管の決算について説明を終わります。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

【茂内委員長】 説明が終わりました。

質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

柳田委員。

【山田委員】 6ページのスポーツ活動応援事業費の委託料1,710万のところで、ストリートスポーツ普及推進事業委託料のところが予算のときは1,645万4,400円だったと思いますが、同じく、その額ですか。その中で、令和2年の利用者人数なんですけど、令和2年度は1,861、令和3年度4,348で、令和4年度が3,787というところで、令和5年度、利用者数はどれぐらいいたのかというところをお伺いします。その中で、町内の内訳とかもしあったらお伺いします。

また、予算を使って、委託料を使っている中での効果として、認知度アンケートとかそういった町外の方にとられているかどうか。実際に移住とかにつながったのかどうか、利用者数だけではなくどのような効果があったのかというところをお伺いします。あと、もう一つが、公共施設として考えたときに、THE PARKのところを考えたときに、稼働率というところの観点で、365日あってどれぐらいの稼働率だったというところをお伺いします。

2点目の質問なんですけど、7ページ、次のページのスポーツ施設活性化事業費のところの委託料6,110万円のうちの町営プールのところです。町営プール指定管理料と、町営プールウォータースライダー定期検査報告等業務委託というところは幾らぐらいだったのかというところと、町営プールの過去

3年間のご利用者の推移と、町内、町外の割合、この2点お伺いします。

【茂内委員長】 大八木スポーツ課長。

【大八木スポーツ課長】 まず、1点目、ストリートスポーツの普及事業の利用者、人数につきましては、THE PARKにつきましては、令和4年度が3,787人に対して、利用人数が4,007人で、プラス220人となっております。

続きまして、町内と町外の内訳になります。町内が22.4%、町外と県外に分かれていまして、町内が22.4%でございました。ちなみに、町外が42.4%、県外が35.2%でございました。

効果でございます。アンケートの結果ということなのですが、アンケートは年に2回業務委託の中で内容として行ってもらうことにしております。その内容といたしましては、非常にレベルの高い、質の高い施設ができているということで、ぜひこれを、もっともっと充実させてもらいたいということが非常に多かったところが主なポイントです。

また、移住の効果につきましては、指導者の方々が全国でトップクラスのBMXの選手であったり、また、これまで実績を残してきた方々がスタッフとして寒川町に住むようになりました。ですから、スタッフですとか選手、そういった方々が寒川に住む、移住をするような効果があったということ。徐々に関係人口ということで、全国各地から教室ですとかを受けに、寒川町に来訪しておりますので、そういった効果は非常に高かったと思っております。

稼働率といたしましては、ほぼオープンの日自分たちの撮影ですとか、そういったプロモーション効果を行った以外は前日行っております。大きな大会があるときにはお休みするときもありますけれども、ほぼ100%、開いているといった状況でございます。

続きまして、町営プールの利用状況でございます。今年度の利用者数は、失礼しました。5年度については、3万4,343人で前年比プラスの1万622人となっております。それと、あと検査につきましては、費用につきましては、しばらくお待ちください。町営プールウォータースライダーの定期検査報告等業務委託料は58万3,000円になります。あと、町内外の割合につきましては、町内が22.94%、町外が77.6%となっております。失礼しました。約23%と77%ということで、数値としては今公表しております。

あと、もう1点、推移について。

(「利用者数がプラス1万というのは」の声あり)

【大八木スポーツ課長】 指定管理料につきましては、しばらくお待ちください。失礼しました。町営プールの指定管理料につきましては、本年度は、2,644万4,007円となります。

以上でございます。

【茂内委員長】 柳田委員。

【柳田委員】 分かりました。まず、1問目のところで、4,007人ということでプラス220人。今まで類似施設が増えたので、減少傾向にあったので、そこが課題だったということは前におっしゃられたと思うんですけど、その上がった要因というか、これをしたから上がったとか、例えばSNSをやったから上がったとか、教室が開いたので上がったとか、教室がやっている、とにかく上がった要因とかあればというところでお伺いします。あと、類似施設が増えたことに対して思うところだとか、こういっ

た対応をしていますとか、そういった思うところがあればお伺いします。

あと、町内外の割合で、町内の方は22%で、残りの県外と町外というところで、その他、町外の方が78%いらっしゃるというところで、その中でアンケートをとったところ、関係人口につながったりだという効果があったり、実際にスタッフの選手の方が寒川に住まわれているということなので、町税が増えたりとか固定資産税が増えたとか、そういったところにもつながっていくのかなというところで、そういった委託料を使うことで関係人口が増えてとか、住む人が増えてというところで税収が増えていくとか、そういうところは少し効果があるのかなと思いました。

稼働率に関しては、ほぼ毎日使われているというところで、公共施設という観点でいいのか、でもそういった委託しているの、稼働率はどうかという観点では、100%に近ければそれは理想かなとは思いますが、そういった点で、類似施設が増えたことに対する課題だとか、SNSだとかいろいろされていると思いますが、そういったところで、どういった対応をしているのかというところをお伺いします。

2点目なんですけど、委託料の内訳、大体2,000万ぐらい使っていますよと。プラス町営プールに対しての債務負担行為の額を年間払っていますよというところで、利用者の推移も1万人ぐらい上がっていますよというところで、プールに関して、ネットとかで評判を見ていくと、すごい安くて楽しいとか、そういったいい評判もあるという一方で、共通して足場が汚いだとか、駐車場が近くに止められないときは歩かなきゃいけないとか、そういったところが見受けられるんです。それを見たときに、そのレビューに対して、その年だけならいいんですけど、毎年度書かれているということは改善されていないのかなと思うところがあります。毎年委託料を払っているの、そういった声が1年で終わるならいいんですけど、毎年続けているというのは、委託料を払っている中で改善しなきゃいけないのかなと思う点ではありますので、そういった点でどのように思われるかというところを2問目、お伺いします。

すいません。なので、あと定期監査に関しても、町営プールの定期監査のところに関しても、町営プールの委託先、基本協定書で定められている事項が守られていない事例が散見されたともありますので、監査に対して言われたことだとか、そういった毎年レビューを見ている中で、悪いレビューが変わっていないという点に関して、次年度予算をつけていくあたりに関して、そういった注意点だとか改善していきたいというものがあれば、お伺いします。

【茂内委員長】 大八木スポーツ課長。

【大八木スポーツ課長】 まず、THE PARKの関係で、類似している施設が増えている中でも利用者が増えている要因、こちらは、実際に指導している方々の知名度、また人気、そういったものが人づてにどんどん、どんどん広がって、さらにまたそこから技術的な高い方、また、そういった方々と一緒に、寒川町民の方々ですとか体験する方々が一緒にプレーができるといったところに、寒川のTHE PARKの魅力が感じられていると思います。

また、様々な報道機関において映っているところが、テレビなどのテロップに寒川のTHE PARK寒川ということが掲載されることによって、より人々が集まってくるといったところがその要因だと思います。当然SNSですとかそういった発信も影響は大きいと思います。

また、町内の類似施設が増えていることについての対応ということなんですけれども、実際に、質的なものとしては、オリンピックの競技の種目として、様々な競技のパーツが変わってきます。そういっ

たものも、業務委託の中でどんどん最新のものに改善しなさいというような仕様書に書いてある記載事項がございますので、そういったものをどんどん、どんどん取り入れて、新しいものを取り入れ行っているところ。また、SNS等の発信によって、よりカリスマ的な存在である内野洋平選手や白井空良選手、そのほかにも、オリンピックというよりも世界クラスの方々が、全ての方々がTHE PARKにおいて練習をしているんだよということを発信していただいているので、そこで、また、より人が集まってきているといった状況が見受けられます。

2点目につきまして、プールのネットの評判ということであります。まず、1点目、良いほうの評判というのは、子育てをする方々のSNSなどを見ますと非常に評判がいいです。ただし、今おっしゃられたように、改善の点、例えば床が汚い、こちらについては改善ができています。これはトイレですか、そういったところの配管がうまくなかったところがあったんですけども、これは改善して今年はきれいになって、トイレもきれいになっています。また、ロッカールームについても少し凹凸があったところについては、監視員が監視の頻度を増して清掃することによって、そこを改善しています。

また、駐車場が遠い、この件に関しましては、5年度については改善できていませんでしたが、6年度は、企業庁の浄水場の敷地がすぐそばにございまして、そちらのほうの広い土地を貸していただくように交渉しまして、6年度については改善されていますので、一つ一つのそういった改善点については、時間はかかりますけれども、きちんと対応しているということをここで申し述べます。

また、監査についても、しかりです。一つ一つ、その辺のところは時間をかけながらクリアしているということを、ここでご報告させていただきます。

以上です。

【茂内委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

山田委員。

【山田委員】 私のほうから7ページの委託料のところなんですけど、その中で、スポーツ公園等の維持管理委託料というところでありますけど、そこが、不用額のところの理由で、スポーツ公園維持管理委託料の入札に伴う執行残ということなんですけど、これについて、もともとの委託料の見積りと実際に入札された金額がもし分かればお願いします。

【茂内委員長】 大八木スポーツ課長。

【大八木スポーツ課長】 申し訳ありません。これ、一緒くたに混ざってしまっているんですが、委託料のうち執行残が多かったのは、スポーツ公園の維持管理委託料で、ここにくみ取り、除草、清掃、サッカー芝生管理とあるんですが、そのうちのサッカー場芝生管理が、入札により減があったといったことでありまして、この金額は、その入札による減でございます。

以上です。

【茂内委員長】 山田委員。

【山田委員】 分かりました。サッカー場の芝生の管理というところで、これに対して、入札がこれであったところなんですけど、これに対して、実際、町が要求している条件というか、それに対して、これで入札が安くなったわけなんですけど、それでうまく対応できるのかという点についてお聞きします。

【茂内委員長】 大八木スポーツ課長。

【大八木スポーツ課長】 確かに入札減により、その辺の心配が生じるかなとは思われますけれども、こちらが望んでいる以上の整備を行っていただいて、今現在、芝生は青々と育っておりまして、サッカー協会協力の下、非常に好評、評判のいい施設として今は活用されております。

以上です。

【茂内委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

関口委員。

【関口委員】 5年度決算の中で、公共施設再編計画実施事業費、3ページ、それから、2ページも含めて、約2億7,300万をかけて、エアコン、空調関係の整備をしていただいて、本当に利用者さんにしても喜ばれているし、また、施設運営者にしても、それだけの設備が整ったということについては運営しやすい、こういう環境が整ってきたかなということを思います。

また、寒川のスポーツ施設関係、プールにしても、テニスコートにしても、先ほどの課長が答弁しましたサッカー場にしても、本当にお金をかけて、寒川の施設が本当によくなりました。そういった意味では、利用者さんは非常に喜ばれていると思いますし、ありがたいことだなと思っていますし、そういう意味では、体育館の空調なんかも、本当に今までいろいろな方からいろいろな話があって、要望があったんですけども、やっとここでもって思いがかなったという感じがします。

メインアリーナについては、エアコンがありましたけども、メインアリーナにしても何にしても有料化にしている、こういうことというのは、僕は絶対大事だと思いますので、よくなればお金がかかるんだということは、受益者負担が生ずるんだということは利用者さんにも分かっていたかないといけないかなと、こういう気がします。

原資は余裕があるわけではありませので、しっかりと投資効果のある、投資をしているわけですから、そういった意味では、この体育館の空調というのは、非常に大きな前進かなと、こういう感じがしますので、本当にご苦労さまと言いたいくらいです。

合わせて、私、トイレの質問をしましたけども、学校関係も役所関係も動き出していますので、体育館のほうのトイレも、多分動き出しをしていくだろうと思いますが、いずれにしても、これは指定管理者がいますから、そこをしっかりと協議していかなければならないと思っていますけども、合わせて、決算の評価の中で、この話を今させていただきましたけども、要は投資した分、今度はどこかで何らかの形でもって、私は受益者負担を得ていかなければいけないと思っています。

そういう意味からすると、町の姿勢として、よその施設の場合はなかなか難しいんですが、体育館については、もうそろそろ僕は駐車場の有料化を検討していくべきではないかなと思っています。それには面整備をしなければいけないと思っていますけども、こういう流れを一つつくっていくということも、ここまで設備投資をしましたから、次の段階としては、今度は受益者負担をいただいていくと、これも大事なことだと思いますし、藤沢、茅ヶ崎、海老名を考えると、皆さん有料化している施設であります。いろいろな施設が。ですから、寒川もそういうところに踏み出すべく、僕は検討し始めていくべきだなと思っていますが、見解をいただけますか。

【茂内委員長】 大八木スポーツ課長。

【大八木スポーツ課長】 ただいまいただきましたご質問に対してお答えいたします。

体育館及びほかのスポーツ施設が大変充実してまいりました。こちらも様々な皆様方のご意見、ご指摘、ご指導いただきながら改善したものであります。次のステップといたしまして、受益者負担の特に近隣市町村が導入をしてきている駐車場の有料化につきましては、こちらは縦割りで申し訳ないんですが、公園の整備に関しましては、都市計画課のほうで実際行っているんですけども、私たち施設の利用者の方々のご意見ですとかを鑑みまして、実際に白線が消えていたり、凹凸があったり、老朽化しているところもありますので、そういったところも含めて、今後は公共施設再編計画等も含めながら、スポーツ課としている部分については、共に検討の課題に上げていきたいなといったところまでしか今のところ、スポーツ課としては回答できませんので、ご了解いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

【茂内委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

吉田副委員長。

【吉田副委員長】 2点質問させてください。1点目がスポーツ施設活性化事業費のところ、光熱費のところが高騰しているというところがございます。補助金及び交付金のところがございます。

もちろんこのような状況でございますので、本当に今年も暑かったので、光熱費の高騰はしょうがないのかなとは思いますが、空調関係は適切に運用していただければと思うんです。ただ、これに伴いまして、公共施設ですので、なかなか温度の管理等難しいのかなというところもあります。なので、スポーツ関係のイベントを行った際であったりとか、今年、熱中症にかかってしまったとか、そういった話があれば、お尋ねをしたいと思います。

もう一点が、スポーツ活動応援事業費のところでございます。オリンピックもありまして、ストリートスポーツ関係も本当に今、盛り上がってきているところでもありますけれども、一方で、近隣の自治体のほうでは運営が難しくなっているであったりとか、逆に新しくできたりという話も聞こえてきているところで、今、町内の中の施設の運営状態が十分なものであるのか、例えばお客さんがたくさん来過ぎちゃって、町内の子どもたちが全然遊べていないようであったりとか、そういうような状況が今年度見えてきているようであれば、お尋ねをさせていただきたいと思います。

【茂内委員長】 大八木スポーツ課長。

【大八木スポーツ課長】 まず、1点目につきまして、スポーツにおける熱中症の状況でございますが、件数としては、非常に少ないといったもので、1桁程度です。重症度も少ないものでございます。救急車で運ばれた等の報告は、田端のスポーツ公園で高齢者の方が1件あっただけで、体育館については、体育館の職員が適切に対応し、そのグループの団体が、その後、対処しているといったところで、大きな事故は生じてございません。

2点目につきまして、町内の施設の運営状況、これ全体ということでよろしいでしょうか。

(「そうです」の声あり)

【大八木スポーツ課長】 申し訳ございません。全体の体育施設ということで対応させていただきますと、町内の方々が、ほかの町外の方々が利用することによって利用できないといったような状況は生じておりません。

町営プールについても、先ほども申し上げたとおり、利用率としては20%弱であります、町内の人

が入れないというような状況は、規制をしているといった状況は生じておりませんので、そういった報告をさせていただきます。

以上です。

【茂内委員長】 吉田副委員長。

【吉田副委員長】 光熱費のところは適切に使ってくださいねということであって、使わないでくださいねとか、高騰していることを否定するものではございませんので、もし熱中症が、この時期ですから、このような気候ですから適切に使ってあげてほしいなというところでもございました。今、ご回答いただいた中で、それほど多くは出てはいないということで安心したところでもございますけれども、ここは適切に運営をしていただければなと思ったところでもございます。

先ほどのスポーツ施設のキャパの関係はありがとうございます。そんなに影響が出ていないようではあるかなと思いますが、これからまた動きがあるようでしたら適切に対応していただければと思います。特に、回答は求めません。

【茂内委員長】 それでは、ここで質疑を打ち切ります。

以上で、学び育成部スポーツ課の審査を終わります。お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。再開は、午後の1時30分です。

【茂内委員長】 それでは、休憩を解いて会議を再開いたします。

次に、健康福祉部福祉課の審査に入ります。

執行部の説明を求めます。

小林健康福祉部長。

【小林健康福祉部長】 皆さん、こんにちは。これより、健康福祉部4課の決算審査をお願いいたします。

初めに、福祉課所管分でございます。説明につきましては、中澤福祉課長から、質疑につきましては、出席職員で対応させていただきますので、よろしくお願いいたします。

【茂内委員長】 中澤福祉課長。

【中澤福祉課長】 それでは、健康福祉部福祉課所管の令和5年度決算につきまして、決算特別委員会説明資料により説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。タブレット資料は、050福祉課の2ページをご覧ください。

初めに、職員給与費でございます。給料、職員手当等及び共済費の内容は備考欄に記載のとおりでございます。続きまして、本事業費に対する特定財源につきましては、下表に記載のとおりでございます。

タブレット資料は3ページをご覧ください。

社会福祉事務経費は、総務担当の事業全般に関する事務経費でございます。報償費は、町地域福祉計画推進会議委員15名分の記念品の購入費でございます。旅費の内容及び不用額の理由は、備考欄に記載のとおりでございます。需用費の内容は備考欄に記載のとおりでございます。

タブレット資料は4ページをご覧ください。

民生委員児童委員活動費は、地域福祉の要として、的確な相談支援へつなげるための活動をしている

民生委員児童委員の活動を推進するための経費でございます。報酬の内容は町民生嘱託員71名分及び民生委員を推薦する機関である町民生委員推薦会委員9名分の報酬でございます。旅費は職員の普通旅費でございますが、不用額の理由は備考欄に記載のとおりで、旅費の執行はございませんでした。負担金補助及び交付金は、県が負担する民生委員児童委員活動費と、地区民生委員児童委員協議会活動費を町経由で、民生委員児童委員協議会へ補助したものでございます。続きまして、本事業費に対する特定財源につきましては、下表に記載のとおりでございます。

タブレット資料は5ページをご覧ください。

社会福祉協議会補助事業費は、地域福祉活動の推進を図るため、様々な事業を展開している町社会福祉協議会の事業費等の補助を行ったものでございます。令和5年度は社会福祉協議会主催のフードバンクとして、地域住民とともに食糧支援の取組をはじめ、5年ぶりにふれあい福祉フェスティバルの開催や、「安心して暮らせるように、障がいのある子の親なきあとの準備を。」と題して成年後見講座を開催するなど、コロナ前と同様に、対面での事業を実施いたしました。

タブレット資料は、6ページをご覧ください。

避難行動要支援者支援事業費は、災害発生時において避難行動要支援者の避難支援を迅速かつ的確に行うために、避難行動要支援者情報を提供し、避難誘導等支援体制の整備を推進していくものでございます。令和5年5月に避難支援関係者である自治会、民生委員、消防、警察、社会福祉協議会へ名簿の提供に同意されている方々の避難行動要支援者名簿を提供いたしました。需要費の主な内容は備考欄に記載のとおりでございます。次の役務費の内容及び不用額の理由は、備考欄に記載のとおりでございます。使用料及び賃借料は避難行動要支援者名簿と地図情報が検索できるシステムを導入したパソコンの借上料でございます。

タブレット資料は7ページをご覧ください。

行旅死亡人等関係経費は、身元不明や引取り者のないご遺体が発見された場合、行旅病人及び行旅死亡人取扱法や墓地埋葬等に関する法律に基づき、町が埋火葬を行う費用でございます。令和5年度の実績は、備考欄に記載のとおりでございます。続きまして、本事業費に対する特定財源につきましては、下表に記載のとおりでございます。

タブレット資料は8ページをご覧ください。

戦没者遺族等援護事業費は、戦没者の遺族の援護や原子爆弾の被爆者へ見舞金を支給する経費でございます。需用費の内容は備考欄に記載のとおりでございます。負担金補助及び交付金は町遺族会への補助金でございます。扶助費は、原子爆弾被爆者13名に見舞金13万円を支給いたしました。続きまして、本事業費に対する特定財源につきましては、下表に記載のとおりです。

タブレット資料は、9ページをご覧ください。

福祉活動センター維持管理経費は、障害者の福祉の増進を図る施設である町福祉活動センターの建物の維持管理を社会福祉法人翔の会に指定管理委託しているものでございます。需用費の修繕料は、同センターを安心安全に利用していただくために実施いたしました。内容は備考欄に記載のとおりです。役務費の内容は備考欄に記載のとおりでございます。次の委託料は、指定管理者による維持管理業務委託費でございます。

タブレット資料は10ページをご覧ください。

保護司会活動支援事業費は社会を明るくする運動や、保護司会会員の研修、並びに更生保護や犯罪予防の推進を図る保護司会の活動を支援することを目的とした経費で、負担金補助及び交付金の内容は、茅ヶ崎寒川地区保護司会及び寒川地域保護推進会への補助金でございます。

タブレットは11ページをご覧ください。

災害等見舞金支給事業費は、自然災害等の被災者に対し見舞金を支給し、福祉の増進を図るもので、水害による家屋の床上浸水及び火災による家屋の全焼、全壊等に伴う小災害見舞金ですが、令和5年度の実績は家屋の火災に伴う小災害見舞金2件でございました。

タブレット資料は12ページをご覧ください。

低所得世帯支援給付金給付事業費は、国の施策の一環として、物価高騰の負担感が大きい低所得世帯及び予期せず家計が急変した世帯の生活を支援し、生活の安定のために1世帯当たり3万円の給付を行ったものです。報酬は、給付事務に伴う会計年度任用職員1名分の人件費でございます。職員手当等の内容及び不用額の理由は、備考欄に記載のとおりでございます。旅費は備考欄に記載のとおりでございます。次の需用費の主な内容及び不用額の理由は、備考欄に記載のとおりです。役務費の内容は備考欄にそれぞれ記載のとおりでございます。

続きまして、委託料は給付金給付事務システム導入及び保守業務委託料と給付金の確認書封入封緘委託料及びコールセンター委託料でございます。

続きまして、負担金補助及び交付金は該当世帯に給付した給付金になります。給付実績につきましては、備考欄に記載のとおりでございます。

続きまして、本事業費に対する特定財源につきましては下表に記載のとおりで、財政課にて説明したものでございます。

タブレット資料は13ページをご覧ください。

低所得世帯支援給付金給付事業費（追加給付分）は、国の施策の一環として、電力、ガス、食料品等価格高騰の負担感が大きい低所得世帯への負担の軽減を図るために、先ほどご説明いたしました3万円給付世帯等に対し、追加給付分として1世帯当たりの7万円の追加給付を行ったものでございます。報酬は、給付事務に伴う会計年度任用職員1名分の人件費でございます。職員手当等の内容及び不用額の理由は、備考欄に記載のとおりでございます。旅費は備考欄に記載のとおりでございます。次の需用費と役務費の主な内容及び不用額の理由は、備考欄に記載のとおりです。委託料は、給付金給付事務システム導入及び保守業務委託料と給付金の確認書封入封緘委託料及びコールセンター委託料でございます。

続きまして、負担金補助及び交付金は該当世帯に給付した給付金になります。給付実績につきましては、備考欄に記載のとおりでございます。なお、本事業につきましては、令和5年度中に事業が完了していないため、職員手当等、役務費及び負担金補助及び交付金は、資料に記載のとおり、翌年度に繰越しております。

続きまして、本事業費に対する特定財源につきましては、下表に記載のとおりで、財政課にて説明したものでございます。

タブレット資料は14ページをご覧ください。

低所得世帯支援給付金給付事業費（均等割世帯及び子ども加算分）は、国の施策の一環としてエネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者のうち、特に負担感が大きい令和5年度住民税均等割のみ課税世帯へ1世帯当たり10万円、並びに令和5年度の住民税非課税世帯と住民税均等割のみ課税世帯へ、子ども加算分として18歳以下の児童費1人当たり5万円の給付を行ったものです。報酬は、給付事務に伴う会計年度任用職員1名分の人件費でございますが、不用額の理由につきましては、備考欄に記載のとおりです。職員手当等旅費、需用費、役務費の内容及び不用額の理由は備考欄にそれぞれ記載のとおりでございます。次の委託料はシステム開発に関わる経費でございますが、未執行のため、全額繰越しております。

続きまして、負担金補助及び交付金は該当世帯に給付した給付金になります。給付実績につきましては、それぞれ備考欄に記載のとおりでございます。なお、本事業に関しましては、令和5年度中に事業が完了していないため、需用費の印刷製本費以外は、資料に記載のとおり、翌年度に繰り越しております。

続きまして、本事業費に対する特定財源につきましては、下表に記載のとおりで、財政課にて説明したものでございます。

次は、障害福祉関係でございます。まず、初めに、タブレットの37から39ページをご覧ください。

資料1は、参考資料として寒川町の障害者の状況についてを添付しておりますので、後ほどご参照ください。それでは、タブレットの15ページにお戻りください。

障害福祉事務経費は、障害福祉事業全般にわたる事務経費でございます。旅費、需用費の内容と不用額の理由は備考欄に記載のとおりです。次の役務費は備考欄に記載のとおりでございます。委託料は、障害福祉総合システムの保守作業委託料と神奈川県下の市町村が導入している神奈川自立支援給付費等支払システムの再構築委託料及び障害者自立支援給付審査支払等システム改修委託料でございます。次の使用料及び賃借料はコンピューターの借上料でございます。続きまして、本事業費に対する特定財源につきましては、下表に記載のとおりです。

タブレット資料の16ページをご覧ください。

障害者自立支援給付事業費は、障害者総合支援法により、障害児者が日常生活及び社会生活において自立した生活を送ることができるよう、障害者本人や家族の申請に基づき、障害福祉サービスの給付を行う制度の事業費でございます。報酬は、障害支援区分認定審査会の経費として審査会委員4人分の報酬です。不用額の理由は、備考欄に記載のとおりでございます。報償費は審査会委員の研修に伴う謝礼でございますが、不用額の理由は備考欄に記載のとおりでございます。

次の役務費でございますが、内容及び不用額の理由は備考欄に記載のとおりでございます。委託料は、障害支援区分認定調査を相談支援事業所に委託した費用です。なお、不用額の理由は備考欄に記載のとおりでございます。

次に、扶助費でございますが、詳細につきましては、タブレット40ページ、資料2、令和5年度自立支援給付費等支払い実績をご覧ください。表中の①から⑤までが障害者総合支援法に基づく訪問系、通所系、入所などの障害福祉サービス費になります。この自立支援給付費の扶助費は、障害当事者の重度化や家族の高齢化等に伴い、年々障害福祉サービスの利用が増えており、対前年度比で約12.12%の増

となっております。なお、資料2の表下段にあります、⑥の児童通所事業につきましては、後ほどご説明させていただきます。

それでは、タブレットの16ページにお戻りください。

続きまして、本事業費に対する特定財源につきましては、下表に記載のとおりです。

タブレットの17ページをご覧ください。

補装具交付等事業につきましては、障害者の更生のために必要な補装具の購入、または修理を行った際の費用を支給したものでございます。交付等の実績は備考欄に記載のとおりです。続きまして、本事業費に対する特定財源につきましては、下表に記載のとおりです。

タブレットの18ページをご覧ください。

療養介護医療費助成事業費は、医療と介護を常時必要とする障害者が国で定める病院において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的な管理下で介護を受ける場合、その医療分を給付したもので、役務費は備考欄に記載のとおりです。扶助費は対象者7名分の医療費を助成したものでございます。続きまして、本事業費に対する特定財源につきましては、下表に記載のとおりです。

タブレットの19ページをご覧ください。

障害者虐待防止対策支援事業費は、障害者虐待防止法に基づき、24時間365日障害者虐待に関わる通報、届出の受理及び、緊急時の一時保護のための居室の確保といった体制整備を図ることによって、障害者の権利擁護に資するもので、委託料の内容は、拠出確保のための体制整備費用でございます。また、虐待通報実績等は、備考欄に記載のとおりです。続きまして、本事業費に対する特定財源につきましては、下表に記載のとおりでございます。

タブレットの20ページをご覧ください。

更生・育成医療費助成事業費は、身体障害者に対し、その障害を除去、または軽減するために必要な医療を受けた場合の医療費等を給付したもので、18歳以上を対象とした更生医療費助成事業と18歳未満の児童を対象とした育成医療費助成事業を併せて一つの事業としております。役務費の内容及び不用額の理由は備考欄に記載のとおりでございます。負担金補助及び交付金の内容は、医学的判定の業務負担金です。扶助費は、更生・育成医療費を助成したもので、それぞれの実績は備考欄に記載のとおりでございます。続きまして、本事業費に対する特定財源につきましては、下表に記載のとおりでございます。

タブレット資料は21ページをご覧ください。

相談支援事業費は、障害者本人、保護者または介護を行う方などからの相談に応じ、福祉サービスの調整や必要な情報の提供、助言を行い、障害者の自立を支援する事業でございます。報酬は専門職の精神保健福祉士である会計年度任用職員1名に支出したものでございます。職員手当等共済費の内容は備考欄に記載のとおりでございます。報償費の内容は、町地域自立支援協議会委員15名分の謝礼でございます。旅費、役務費の内容及び不用額の理由は備考欄に記載のとおりでございます。また、町が成年後見人の申立てを家庭裁判所に行った申立て実績につきましては、備考欄に記載のとおりでございます。

次の委託料は、委託相談支援事業を社会福祉法人翔の会、生活相談室すまいる及びNPO法人相談支援ネットワークゆいっとに委託をし、実施したものでございます。また、相談支援の充実強化を図る目的で、NPO法人藤沢相談支援ネットワークに委託をし、寒川基幹相談支援センターを町内に1か所設

置しております。扶助費の成年後見人への報酬でございますが、被後見人に資力財力がないことから、町で5件分を助成したものでございます。

次の補償補填及び賠償金につきましては、町が事業委託している相談支援事業に関わる過年度分の消費税相当額を支出したものでございます。続きまして、本事業費に対する特定財源につきましては、下表に記載のとおりでございます。

タブレット資料の22ページをご覧ください。

コミュニケーション支援事業費は、福祉課に手話通訳者の設置及び医療機関等へ手話通訳者等を派遣することにより、聴覚障害者等のコミュニケーションの円滑化を進め、福祉の向上を図る事業です。報償費は、手話通訳者及び要約筆記者の派遣事業に伴う謝礼を支出したもので、主な派遣先といたしましては、医療機関です。不用額の理由は備考欄に記載のとおりでございます。また、実績に関しましては、備考欄に記載のとおりでございます。需用費の内容は備考欄に記載のとおりでございます。次の役務費の内容及び不用額の理由は備考欄に記載のとおりでございます。

続いて、使用料及び賃借料は設置手話通訳者が派遣先で利用した際の駐車場料金ですが、実績がありませんでした。負担金補助及び交付金は、町に登録のある手話通訳者等を対象に、インフルエンザ予防接種に関わる費用の一部を補助したものです。なお、不用額の理由は備考欄に記載のとおりでございます。続きまして、本事業費に対する特定財源につきましては、下表に記載のとおりでございます。

タブレット資料は23ページをご覧ください。

日常生活用具等給付事業費は、在宅の重度身体障害者等に対し、日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図るものでございます。役務費の内容及び不用額の理由は備考欄に記載のとおりでございます。扶助費はストマ用装具紙おむつ及びその他の日常生活用具を給付したもので給付実績につきましては、備考欄に記載のとおりでございます。続きまして、本事業費に対する特定財源につきましては、下表に記載のとおりです。

タブレットの24ページをご覧ください。

地域活動支援センター機能強化事業費は、地域の実情に応じ、障害者の創作的活動や生産活動の提供、社会との交流促進等を目的として実施しているもので、委託料は町内にあります地域活動支援センターFの運営をNPO法人ともだちに委託したものでございます。負担金補助及び交付金は茅ヶ崎市にあります地域活動支援センターの利用に対する町民の利用分を茅ヶ崎市と相互利用の協定に基づき支出したものでございます。なお、不用額の理由は備考欄に記載のとおりでございます。続きまして、本事業費に対する特定財源につきましては、下表に記載のとおりでございます。

タブレット資料の25ページをご覧ください。

就業就労支援事業費は、障害者の就業、就労を支援する事業で、負担金補助及び交付金は、障害者の職業能力に応じた就労の場の確保や、職場定着を支援するために湘南地域就労援助センターを2市1町、藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町の広域連携で行っているもので、これに関わる寒川町分の運営費負担金を支出したものでございます。負担割合は、人口割で藤沢市60%、茅ヶ崎市33%、寒川町7%となっております。また、扶助費は、障害のある方135人に施設通所交通費の助成をいたしました。なお、令和5年度の障害者の新規就労の実績は、備考欄に記載のとおりです。

ここで、タブレット資料の41、42ページの資料3をご覧ください。

こちらは、令和5年度の寒川町障害者就労施設等からの物品等の調達実績を記載したもので、調達目標を達成しておりますので、後ほどご参照ください。

続きまして、タブレット資料の26ページにお戻りください。

社会参加支援事業費は障害者の社会参加を促進するため、スポーツ教室の開催、スポーツ大会参加支援、手話奉仕員の養成講習会の開催、福祉タクシー利用助成などの事業費でございます。委託料は、手話講習会を町聴覚障害者協会に委託し、中級コース、全20回、上級コース、全20回を開催したものでございます。負担金補助及び交付金は、障害当事者、その家族の団体や支援者の団体が集まった寒川町福祉団体協議会への補助金です。扶助費は、在宅の重度心身障害者がタクシーを利用する場合は、その費用の一部を助成いたしました。不用額の理由は備考欄に記載のとおりでございます。なお、実績につきましても、備考欄に記載のとおりでございます。続きまして、本事業費に対する特定財源につきましては、下表に記載のとおりです。

タブレット資料は27ページをご覧ください。

在宅障害者福祉サービス充実事業費でございます。在宅の障害者が安心安全な在宅生活を送る上で必要な各種サービスを提供する事業です。委託料は障害者のためのSOSネットワーク事業委託料と在宅重度障害者緊急通報システム委託料です。なお、不用額の理由は備考欄に記載のとおりです。

続いて、負担金補助及び交付金は、在宅重度障害者の生活環境の整備を図るため、既存住宅をその障害に適するように住宅改修する費用の一部を助成することにより、経済的負担の軽減及び福祉の向上を図る住宅設備改善費助成事業として支出いたしました。なお、不用額の理由は備考欄に記載のとおりでございます。続きまして、本事業費に対する特定財源につきましては、下表に記載のとおりです。

タブレット資料は28ページをご覧ください。

地域生活支援拠点充実事業費は、障害者の重度化、高齢化や親亡き後を見据え、地域全体で障害者の生活を支えるため、障害者の生活拠点を実施する地域生活支援拠点を位置づけ、緊急時も含めたサービス提供の体制整備を図るものです。委託料は、保護者や介護者のけが、入院等の緊急時の受入れ体制としての居室の確保や支援員の派遣費用でございます。令和5年度は、地域生活支援拠点事業所として新たに町内に1か所確保し、登録事業所は4事業所となっております。引き続き拠点事業所の確保に努めてまいります。なお、不用額の理由は、備考欄に記載のとおりです。続きまして、本事業費に対する特定財源につきましては、下表に記載のとおりです。

タブレット資料は29ページをご覧ください。

重度障害者等医療費助成事業費は、心身障害者の健康維持と福祉の増進を図ることを目的として、心身障害者が医療機関等で支払う保険診療の自己負担分を助成するものでございます。役務費の内容及び不用額の理由は備考欄に記載のとおりでございます。扶助費は、対象となる1、2級の身体障害者手帳所持者3級の内部機能障害の身体障害者手帳所持者、A1からB1の療育手帳所持者知的障害と認定された方のうち、知能指数が50以下の方、1級の子精神障害者保健福祉手帳所持者の医療費を助成したものでございます。続きまして、本事業費に対する特定財源につきましては、下表に記載のとおりです。

タブレット資料は30ページをご覧ください。

障害福祉サービス等地域拠点事業所配置事業費は、医療的ケアが必要な在宅の重度障害者等で障害特性により通常のサービスでは支援困難な人や緊急的な支援が必要な方に24時間365日対応できるよう、藤沢市、寒川町、鎌倉市の広域連携により、短期入所の拠点事業所を配置し、サービス提供体制の整備を図ったもので、寒川町分の運営費負担金を支出いたしました。負担割合は人口割、登録割、利用者数で算出されます。続きまして、本事業費に対する特定財源につきましては、下表に記載のとおりです。

タブレット資料の31ページをご覧ください。

寒川町障がい者福祉計画推進事業費は、令和6年度からの町障がい者福祉計画の策定に伴う経費で、策定に関わる支援業務を委託して実施したものでございます。

タブレット資料は32ページをご覧ください。

過年度国庫支出金等返納金につきましては、国庫負担金の過年度精算により生じた返戻金でございます。

タブレット資料は33ページをご覧ください。

物価高騰対策支援事業費でございますが、国の重点支援地方交付金の推奨メニューを活用した物価高騰対策支援事業としまして、町内の障害福祉サービス事業者に対し、安定した事業継続に向けた支援を行ったものでございます。町内の訪問系の事業所1事業所に対し、10万円、通所系の事業所1事業所に対し、20万円、グループホームを含む入所系の利用者1名につき2万5,000円を事業所に支給したものでございます。続きまして、本事業費に対する特定財源につきましては、下表に記載のとおりで、財政課にて説明したものでございます。

タブレット資料は34ページをご覧ください。

児童福祉給付事業費でございます。児童福祉法に基づき身体や知的精神障害のある児童等に対し、日常生活や社会生活を営むために児童通所支援を行うものです。役務費の内容は備考欄に記載のとおりでございます。扶助費は、児童通所支援の給付を支給したものでございます。給付内容の詳細につきまして、もう一度タブレット資料40ページ、資料2、令和5年度自立支援給付費等支払い実績をご覧ください。下段の表の⑥児童通所のうち、児童発達支援は未就学児が主にひまわり教室などの利用に伴うサービス費でございます。次の放課後等デイサービスは学齢児が通所して療育を受ける放課後等デイサービスで、児童通所給付費全体で対前年度比約17.18%の増となっております。

恐れ入りますが、タブレットの34ページにお戻りください。

続きまして、本事業費に対する特定財源につきましては、下表に記載のとおりでございます。

最後に、タブレットの35ページをご覧ください。

令和5年度歳入決算（一般財源他）の概要でございます。内容につきましては、資料に記載のとおりでございます。

以上で福祉課所管の歳入歳出決算の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

【茂内委員長】 説明が終わりました。

質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

柳田委員。

【柳田委員】 22ページのコミュニケーション支援事業費のところ、報償費の不用額のところが毎

年50万以上、これ出ていると思うんですけど、年々、実績件数とかは減ってきているのかなと。今回、令和5年度は693となっていて、3年前までは1,018で、857で、どんどん減ってきていると思うんですけど、減っている傾向があると思うんですけど、要因とか分かれば、令和5年度を通して、この傾向の要因とか分かればお伺いします。

2点目なんですけど、26ページの社会参加支援事業費のところ、扶助費のところ、不用額理由として、福祉タクシー利用者が見込みより少なかったという説明が書かれていますが、こちらも毎年不用額が出ていて、使用率のところを見ていくと過去3年間58%から66%と枚数は出しているけど、この使用率になっているというのは、何か不便さとか、利用者にとって何かあるのかというところで令和5年度予算を通して、気づいた点だとかそういったところは、業者の声だとか、そういったことが分かれば、令和5年度予算を通した中で何かあればお伺いします。

【茂内委員長】 中澤福祉課長。

【中澤福祉課長】 ご質問の1点目、コミュニケーション支援事業の派遣費用の部分で、不用額の要因というか、これまでの実績も踏まえてということで、ご質問いただいたかと思います。

まず、コロナの時期がございましたので、医療機関が主な派遣先になっておりました。ですので、受診控えではないんですけど、そういう部分がかなりありました。それから、あとイベント関係も軒並み、コロナ禍の間は中止という形になって、やっと令和5年度、5類になってからイベント関係とかも、対面式なものとかというもので以前の形態に戻つつあるという中で、派遣件数があまり大きく伸びていないという状況ではありますが、現状としましては、ご申請いただいた方に関しては全て派遣をさせていただいているという状況です。

中には、幅広く派遣をするという形になっていますので、医療機関以外でも墓地の墓じまいの関係とかで、聴覚障害の方がやはりその辺の打合せなりとかをしなければいけないということで、遠方地にあります宮崎県のところに、派遣を町のほうから調整をさせていただいて、派遣費はもちろん町のほうで負担はさせていただいておりますが、そのような形で、幅広く利用者さんにとって、コミュニケーションが円滑になるような派遣を行っている状況でございますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

それから、2点目のタクシーの利用状況、不用額も多いということで、利用率という部分もありますが、タクシーの利用状況につきましては、過去3年間で、令和3年度は使用率が配布枚数に対しての使用率ですが、64%。それから、令和4年度につきましては58%で、令和5年度は66%という形になっています。それ以前、コロナの影響だったりとかというものもありますが、こちらにつきましては、今年、窓口で利用者様に対してのアンケートを実施させていただいておりますのでございます。

アンケートの中では、利用の頻度というか枚数の利用の部分とかを確認はさせていただいているんですけど、現状、今、最大月4枚という形で交付をさせていただいております。その交付枚数につきましては、利用頻度からすると、約4枚以内でご利用いただいている方が、55%以上の半分の方が4枚以内という状況でございました。4枚以上という方は30%ぐらいだったという形にはなっております。

今後も、まだこれ、アンケートは4月から始めていますので、今年度いっぱいアンケートを実施していく中で、利用状況とかを把握していきたいと考えております。

以上になります。

【茂内委員長】 柳田委員。

【柳田委員】 分かりました。タクシーの件なんですけど、アンケートを今とっていて、その結果を次年度の予算編成に向けて考えていくというところで分かりました。

その前のコミュニケーション支援事業費のところ、私が見ている限り、令和3年度の決算のときは1,018件、コロナ後の今のほうが少ないと思うんです、その利用件数が。令和3年度の手話通訳派遣実績257、設置通訳実績1,018、これ令和3年度の決算。今回、コロナ後なんですけど、693の169、件数が減っていると思うんです。コロナ禍だからというわけではないと思うんですけど、ここ要因とか分かればお伺いします。

【茂内委員長】 中澤福祉課長。

【中澤福祉課長】 こちらの実績は、設置手話通訳者の実績という形で、福祉課に通訳の方にいらしていただいて、役場の中での様々な手続関係とかご相談関係を手話通訳させていただいている件数という形になっております。

残念なところなんですけど、手話を必要とされている聴覚障害者の方が数名、ご高齢でお亡くなりになったという実績がありますので、その部分は数字に表れてきているかなと、こちらとしては捉えているところでございます。

以上になります。

【茂内委員長】 柳田委員。

【柳田委員】 分かりました。その上で、次年度予算に関してなど、何かお考えがあるのかどうかというところをお伺いします。

【茂内委員長】 中澤福祉課長。

【中澤福祉課長】 やはり限られた予算で必要な方に必要な支援とかサービスを提供していくということが大前提だとは思っておりますので、また、今年度も実績を踏まえまして、来年度の予算に、適切な予算措置に向けて検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

【茂内委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

山田委員。

【山田委員】 それでは、何点かお聞きします。

まず、7ページなんですけど、行旅死亡人のところなんですけども、今回、5年度は4人、4件ということでありました。これは年ごとに変動はあると思うんですけど、これに関して、よく行き倒れというのかな、ことだと思えるんですけど、これに関して、町で、たまたま寒川に来て亡くなったという方ということでよろしいのか、もしくは、独り住まいで独居の方で亡くなってしまって、それを最終的な埋葬なんかをするための手続というものを町で行ったのかと、その辺を確認をしたいと思います。

それから、次が17ページの補装具の交付のところなんですけど、毎回聞いているんですけど、ここに関して、補装具の利用者の方からは、ちゃんと要求どおり、交換とか修理とか購入できたのかということを確認します。

それから、21ページのところなんですけど、相談支援事業のところなんですけど、今回、ここで精神

保健福祉士の方、会計年度任用職員で、お一人の方も報酬を払っていますけど、これ以外に町として、精神福祉士の方、正規の職員とか、まだほかにもいらっしゃるのか。専門医というか、専門職ということで、専門的な仕事をやるということなんですけど、もうちょっとこの辺を充実させたほうがいいのかなと思いますけど、それについて対応をお願いします。

それから、今、柳田委員も言いましたけど、福祉タクシーの件のことだけでも、利用率66%ということで、これも今、アンケートをとっているということは分かりましたけど、どうしても利用者の方から聞きますと、1回500円というのが、どうしても距離が短ければ、それで負担率も、そんなに負担感もないと思うんですけど、長い距離を走るとどうしても負担感が大きいということから、もう少し利便性を向上するものができればなということで、これアンケートを今やっているということなので、それを踏まえてやってもらえばいいと思うんですけど、それについてのお考えをお願いします。

以上です。

【茂内委員長】 中澤福祉課長。

【中澤福祉課長】 1点目の行旅死亡人の関係だと思われますが、委員がおっしゃるように、年度ごとに様々に変動がございます。

今回の4件分の実績につきましては、これは行旅死亡人というわけではなくて、墓地埋葬法に関わるものなので、引取り者がいないご遺体が4件ございました。これは、やはり社会情勢がどうしても家族間が疎遠だったりとかという問題があって、なかなかこちらで戸籍まで全部遡って、火葬はしますが、ご遺体をお引取りいただきたいということを、こちらで交渉を続けているんですけど、なかなかそういう状況に至っていないという現状でございます。

それから、2点目の補装具の交付につきましては、ご申請いただければ、ご申請どおり、こちらで交付をしたり修理をしたりという形にはなりますが、補装具につきましては、原則、県の厚生相談所というところがございまして、申請を受けますと、更生相談所のほうに町が進達をさせていただいて、その内容等を、県のほうで交付に当たって妥当なものなのかどうかというものとかをご判断いただいた結果で、町のほうが交付をしていくという形になっております。

ですので、いろいろ高額なものだったりとかすると、附属でこういうものをつけるとかというのがいろいろあるんですけど、その辺を判断していただくためには、その方に合ったもので、それを使うことによって、生活の資質が上がるとか、そういう部分を総合的に判断をさせていただいて、更生相談所のほうで結果をいただいたものについて、町のほうが支給を決定していくという状況でございます。基本的には、普通であれば、申請をいただいて交付していくという流れにはなっておりますので、今のところ、支給を決定できなかったというようなことはございません。

それから、福祉職の関係でございます。まず、令和5年度で、職員体制で申し上げますと、精神保健福祉士が、任期付の職員も1名配置をさせていただいております。それから、会計年度任用職員ということで、2名体制で精神保健福祉士を配置させていただいて、専門的なご相談に対応していた状況でございます。令和6年度から、福祉職という形で、社会福祉士を採用させていただいております。福祉課には障害福祉担当のほうに、社会福祉士を1名、正規職員、総務担当のほうにも社会福祉士を1名、正規職員で配置しておりますので、今後、精神保健福祉士だったり社会福祉士だったり、あるいは、他

課の専門職、そういう方々とこれまで以上に連携をとって、チーム支援という形をとりながら、孤立とか孤独にならないような相談支援体制を充実、強化していきたいと考えております。

それから、4点目のタクシー、こちらについて、今現状は利用状況をアンケート調査をさせていただいておる中で、料金につきましては、今現状は、タクシーの基本料金も500円という形が主なのかなという中と、あと、障害者の方ですと、手帳をお持ちであれば、これタクシーを利用する際にも当然手帳と一緒にドライバーさんにお見せいただいて、助成していただくという形になっておりますので、町は限られた財政の中で、タクシーの利用の費用を一部助成させていただいているということで、ご理解いただければと思います。近隣の市町村も、500円が単位であったりとかという形で、あまりその辺の差は町でもないかなと考えておりますので、当面、この現行で取り組んでいきたいと考えております。

以上になります。

【茂内委員長】 山田委員。

【山田委員】 次の質問をします。まず、行旅死亡人のことですが、今回の4件の方に関しては、引取り手のない方の対応ということで分かりました。

そうしますと、引取りのない方ということで、独居とか独り身だと思うんですけど、生活ができなくなると、生活保護なんかを受けて、生活保護、福祉事務所のほうで対応されると思うんですけど、この方たちに関して、ご存命のときには、生きているときには、町としてある程度、把握されていたのか、そういうところを福祉の立場から把握ができて、対応ができていたのかどうかというのが心配、気になるので、それについてお聞きします。

あと、補装具に関しては分かりました。対応できているということで。

それから、精神福祉士のところですけど、保健福祉士のほう、これも一応対応されていることで、今年度からチーム支援ということで分かりました。これはしっかり、例えば精神的な障害の方もかなり増えておりますので、しっかりと対応していただきたいと思います。

タクシー券のことにしましては了解しました。ここは今後、またアンケートなんかの結果を見ながら、いろいろと要望を出していきたいと思いますので、取りあえず、行旅死亡人のところだけ、よろしくお願いします。

【茂内委員長】 中澤福祉課長。

【中澤福祉課長】 やはり社会情勢として、年々そういう高齢化とか核家族化が加速化されて、家族や親族が疎遠になっていて、孤立死という形に、最終的にはそういうものも考えられます。こちらに関して、事前に町のほうで把握していたかという形になりますと、なかなか把握していない、できていない状況でございます。ですので、今後は社会福祉協議会もその辺を協力いただいた中で、生前のうちから、ご自分の終活活動という部分、就活に対しての準備、エンディングノートも含めてなんですけど、そういう部分を町民の皆さんに早いうちから周知をさせていただいて、ご自身が施設に入所する際とかでもそうなんですけど、どういうことを望んでいられるのかとか、そういう部分を把握した上で対応をしていかないと、今後、やはりこの辺が問題になるのかなと思っておりますので、その辺は社会福祉協議会ともいろいろと協議をしながら、または高齢介護課さんとも一応連携をとらせていただきながら進めていきたいと考えております。

以上になります。

【茂内委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

関口委員。

【関口委員】 4ページの民生委員の活動の関係ですけども、実際には3年、実質で言うと4年かかっているかもしれないんだけど、コロナの中でほとんど動きが取れなかった民生委員さんが、令和5年度、要は展開として、どのように変化してきているか、この辺の報告をまず、いただきたいなと思います。

動けなかったときの民生委員さんの精神的なものだとか、どちらかというと、トラウマになってしまう、やりたくてもできないというまどろっこしさというか、こういうものもあったと思うので、その辺の動き状況、それから、5年度から6年度に向かって、今年度に向かっての民生委員さんの動きが、実際、5年度の動きを見て、どういう動きをしていこうというような変化があったのか、その辺の報告をまず、いただけますか。

それから、19ページの障害者の虐待の関係ですけども、実際に15件の通報実績があつて、一時保護はなかったけども、実際にこのような通報があったということで、中身の細かいところについてはよろしいかと思うんですが、皆さんのところには、明確な形でのご相談があったと思うんですが、する側もされた側についても。ただし、これというのは、お互いが思うように動けない、思うようなことができない、思うような支援ができない、思うようなことで動けないと、いろいろな形での双方の思いというのがあると思うんですけども、この辺についての流れ具合、家庭におけるもの等から施設におけるものがあると思うんですが、この辺の分析なんかもされておられるのかどうか。流れ的に、どうしても数字的に多くなってきてしまっているのか、その辺についての5年度の動きを教えてくださいませんか。

それから、25ページの就労支援の関係ですけど、これ私、毎回、決算に出ていると聞くんですけども、ここで言うように、人数的なものが、地域就労者が16人、サービス利用者が11人、それから湘南地域就労援助センターが5人とかという数字がありますけども、この数字の動きが、実際に就労者が、要するに社会復帰ができていて、こういう流れになりつつあるのか。明るい兆しがあるのかどうか。また、お一人お一人からすると、明かりが見え始めてきているのかどうかと、その辺のことについて、ご報告いただけますか。

【茂内委員長】 中澤福祉課長。

【中澤福祉課長】 それでは、1点目の民生委員さんの関係でございます。

コロナ禍で、民生委員さんも大変ご苦労されておりました。徐々に活動も、訪問も含めてですけど、できるようになってきていまして、高齢者調査なども実施ができた状況でございます。民生委員さん、今後の展開ということで、先ほどおっしゃっていただいたように、3年間の任期の中で、民生委員さんがいろいろとご苦労されている部分とか対応していただいている部分というのがかなりあると思います。

やはり人気というか、成り手不足というところも含めて、事務局としては、今後、民生委員さんがあまり負担のない中で、それから民生委員さんの魅力というものを常に発信をしていかないといけないのかなというところを考えております。

今年度、最初は、毎月定例会という形で、民生委員さんいろいろと情報共有を含めて、情報交換と

かというもありますし、研修会というものとかもやってこれた中で、中にはオンライン形式とかを活用して、いろいろな取組とかをされてきたという中ですが、民生委員さんは直に支援者の方とお会いしてお話を伺ったりとか、近況を聞いたりとかして、心配じゃないかという見守りも含めて、やっていた重要な任務であると考えておりますので、今後も、民生委員の児童委員協議会というものがございまして、その中でも民生委員の活動について、いろいろと協議をしたり検討したりしておりますので、来年度の予算も編成の時期もありますので、その辺も含めて、役員さんと一緒に、事務局も民生委員さんの活動の一助になっていきたいなと思っておりますので、その辺を一緒に考えていきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

それから、2点目の虐待の関係でございます。

今、関口委員さんがおっしゃっていただいたように、ここ数年の虐待の通報件数を申し上げますと、令和3年度では5件、令和4年度で10件で、令和5年度が15件という形で、ここ3年でかなり件数が増えてきている中です。通報件数の内容、内訳なんですけど、多くが、警察のほうからの虐待通報という形が多くなっております。そしてまた、家族のいざこざ感という形の部分が大半を占めておりますが、中でも、障害者のそういう施設の従業者から、性的な虐待も含めてなんですけど、通報があったというのが3件ほど、令和5年度はございます。

通報を受けますと、町のほうでは、まずはコアメンバー会議といいまして、課長以下が今後の対応、対策というものを協議します。そして、事実確認という形をとっていきます。この15件のうち、町で虐待があったと認定したのが3件ございます。施設関係になってしまいますと、密室と言ったら申し訳ないんですけど、町の行政の目というものがなかなか行き届かないというところがありますが、神奈川県も様々な県立施設で虐待の問題がいろいろとクローズアップされていて、虐待の防止対策に向けて、神奈川県も市町村と一緒に指導なり、現地の調査なりをしようということになっておりますので、定期的に、町でも、県立の施設のほうには県の職員と一緒に出向いて、利用者さんの状況を伺ったりとか、施設の従事者の方の勤務状況とか、そういうものも確認をさせていただきながら、対応させていただいておりますので、今後もそういう部分は、町としても県と一緒に対応して、こういう痛ましい虐待ということがないように取り組んでいきたいと考えております。

多くは心配情報という形で、そういうことで、ちょっと心配だからという形で、情報をいただく部分がほとんどなんですけど、中にはそういう重要な情報というか件数としてあるものもございまして、引き続き、この辺は町としても連携をとりながら、進めていきたいと考えております。

それから、3点目です。就労支援につきましては、障害者が経済的に自立していくという部分は大変重要な部分であると思います。おかげさまで、ここ数年、寒川町が就労の、新規就労の部分の人数というものが、年々なんですけど増えてきている状況でございます。

総合計画の事務事業としても掲載させていただいている部分で、まず、令和5年度は新規就労として8人を目標としておりましたが、令和5年度、おかげさまで倍の16人が達成しているという状況でございます。こちら、就労に向けての訓練をしていただく就労移行支援だったりとかいう事業、サービス費の中にあるんですけど、そちらにも利用者が増えてきている状況ですので、その訓練をしていただいて、企業のほうに就労していただくという形の道筋ができております。

また、就労援助センターは、就労のあっせんというわけではなくて、就労するための訓練をして、面接の訓練をしたりとか、コミュニケーションの取り方を訓練したりとか、そういうところを目的としていまして、さらに就労後の定着支援というもので企業にも訪問に行っていたりとかしております。その際に、町も昨年度、特例子会社のほうに、町のほうからも一緒に同行させていただいて、障害者の方の就労の状況だったりとか、企業さんの就労の考え方、その辺を伺わせていただいておりますので、今後もその辺をいろいろと情報を共有しながら、把握しながら、障害者の就労支援というものを充実させていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

【茂内委員長】 関口委員。

【関口委員】 民生委員の動きについては、実際のところ、何もできなくて民生委員さんを辞められた方もおられるかもしれませんが、いずれにしても、寄り添っていかなきやならない立場が、何も入ることもできない、声かけもできなかったと、こういうところから5類になって動けるようになった。そういうところで、本来の民生委員さんの動きができるようになるという、これが相手の方、それから民生委員さんも、3年、4年動けなかった間というのは相当のギャップができてくると思いますし、その間どうだったのと言われたって、「えっ」という感じだし、やはり3年間、4年間あれしていると、中には、「おたく、どなた」という方もいるだろうから、そのくらい3年、4年というのは人間関係を変えてしまうんだと、こういうこともあったりするので、どうかそのところをもう1回、本道に戻すためにも、民生委員さんに対する的確なアドバイスや情報提供を行政側からしてあげないといけないのかなと、こういう援助も大事だなと思いますので、どうか7年度に向けて、その辺の動きもしっかりしてもらえればと思いますので、この点については、もう結構です。

それから、虐待の関係につきましては、町ができる相談を受けても、町のできる範囲というのはもう決まっているわけですから、ですから、どこにつなげていくかと、こういうことが大事だと思いますので、そういった意味では、行政の一番大事な要部分の行政の動きをしっかりと対応してあげること、また、しっかりとつなげてあげることが、当事者にしてみれば一番いい支援になると思いますので、どうか適格なアドバイスをしていてもらいたいと思います。

DVやら、ハラスメントやらと同じで、受ける側がそれを感じてしまったら、それなんだという、やっぱりそういうこともあったりしますし、そのつもりじゃなかったものがそう感じられるということもあったりしますから、軽度の部分は、私はいろいろな形での支援のやり方で、いいほうに変化していくと思いますけども、ただ、厳しい状況になっていく部分については、明確な支援策を講じてあげないと、また、そういうところにつなげてあげないといけないと思いますので、どうかその辺はしっかりと進めてもらいたいと思いますけども、これについては、もう一言お願いできますか。

それから、最後の就労支援の関係については、今、課長も言われたように、ここに新規就労者、それから通所系、それから湘南地域就労支援センターと、こういうところの登録だけじゃなくて、いかに企業につなげていくかと、やっぱりこれが僕は一番大事だと思いますので、小さなところであろうが、どのぐらいの大きいところで、これはもう関係なくして、障害者が働ける環境があるところにつなげていくということが、もう最高の喜びにつながってくると思いますから、ですから、どうかそこに結びつけるような、周りのいろいろな団体との情報交換の中での的確なアドバイスをすることで、その方が変化し

ていくと思いますので、どうか最後はしっかりと企業にまでもつなげていく、そこまでやるのが行政の役目かなという気もしますので、どうか、そういった意味では、笑顔を絶やさない、障害者に笑顔を絶やさない、そのような支援をしていただきたいと思いますので、これについても、今一言お願いできますか。

【茂内委員長】 中澤福祉課長。

【中澤福祉課長】 ご意見ありがとうございます。

まず、2点目の、虐待の関係で、こちらは児童の場合ですと、48時間以内に早急な支援、対応というものが法律上で規定されております。障害者虐待防止法の中では、その48時間という制約はないんですが、重篤の場合ですと生命にも関わることでありますので、早くコアメンバー会議を開催したときにも協議をしっかりと、そこは組織として判断をして対応していく、場合によっては警察も一緒に立入りという形も、法律上でもこれは認められておりますので、その辺はしていく必要があると考えております。

それから、あと職員も、虐待防止の対策としては、研修をもちろん受けておりまして、町の中でもマニュアルをつくっております。ですので、対応のときの困らないように、マニュアルもきちんと活用した上で現状、取り組んでいるところですので、今後もその辺は引き続き、取り組んでいきたいと考えております。

もう一つ、軽度の部分は、そうは言っても引き続き見守り体制というものは必要だと思っておりますので、先ほど言いましたように、専門職も配置されましたので、専門職がいろいろな状況で関わっていく、アプローチしていくと、そういうことが、家庭にも問題があると思っておりますので、そういうことが必要だと実感しておりますので、今後その辺は実践していきたいと考えております。

それから、企業につながる就労支援という部分で、これはやはり大事な部分で、国のほうも障害者の雇用率というものを段階的に見直している状況でございます。ですので、企業に対しての障害者雇用というものを理解していただくというのが大事だと思っておりますので、今後なんですが、ハローワークさんも一応協力をしていただいて、就労に関する説明会だったりとか、あと面接会なども、ミニ面接会という形で、寒川と茅ヶ崎地区ぐらいな形でコンパクトにやっています。そこに町の行政も参加させていただいて、企業さんもうどういう人材を求めているのかとか、マッチングというものが大事になってくると思っておりますので、その辺も、町もちゃんと情報を把握した上で、適切な就労支援をしていく必要があると考えております。場合によっては、産業振興課さんにもお手伝いいただきながら、企業に対してのその辺の働きかけもしていかなければいけないと考えております。

以上になります。

【茂内委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

それでは、質疑がないようなので、ここで質疑を打ち切ります。

以上で、健康福祉部福祉課の審査を終わります。お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。再開は14時55分です。

【吉田副委員長】 それでは、休憩を解いて会議を再開いたします。

次に、健康福祉部高齢介護課の審査に入ります。

執行部の説明を求めます。

小林健康福祉部長。

【小林健康福祉部長】 引き続き、高齢介護課所管分でございます。

説明につきましては、三橋高齢介護課長から、質疑につきましては、出席職員で対応させていただきますので、よろしくお願いいたします。

【吉田副委員長】 三橋高齢介護課長。

【三橋高齢介護課長】 それでは、令和5年度健康福祉部高齢介護課所管の一般会計についてご説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

タブレット資料は、060の2ページをご覧ください。

高齢者社会活動推進事業費でございます。本事業費は、公益社団法人寒川町シルバー人材センターの運営を支援することを目的としております。負担金補助及び交付金は運営費補助金で、不用額理由につきましては備考欄記載のとおりでございます。

次に、タブレット資料3ページをご覧ください。

敬老事業費でございます。本事業費は、高齢者の方に対し、敬老祝い金を支給することにより、住民福祉の向上に寄与することを目的としております。需用費、役務費の主な内容は備考欄記載のとおりで、扶助費は、敬老祝い金の共通商品券購入費、不用額の理由につきましては、備考欄記載のとおりでございます。

次に、タブレット資料4ページをご覧ください。

高齢者生きがいがづくり等支援事業費でございます。本事業費はシニアクラブの運営を支援することを目的としております。負担金補助及び交付金は運営費補助金で、不用額の理由につきましては備考欄記載のとおりでございます。

下表をご覧ください。歳入番号①の特定財源でございますが、県支出金、在宅福祉事業費補助金を充ててございます。補助率は県が定めている補助基準額の3分の2でございます。

次に、タブレット資料5ページをご覧ください。

旧措置者等利用者負担軽減事業費でございます。本事業費は、障害者ホームヘルプサービス利用者に対する利用者負担減免などにより、利用者の負担軽減を図るものです。令和5年度は対象者がおりませんでしたので、実績はございません。

次に、タブレット資料6ページをご覧ください。

ふれあいセンター運営経費は、寒川町ふれあいセンターの運営、維持管理の経費でございます。役務費の主な内容は備考欄記載のとおりで、委託料については、当施設の指定管理業務を町シルバー人材センターに委託し、実施した施設管理運営委託料、負担金補助及び交付金は、電気とガス料金に対する支援金でございます。

次に、タブレット資料7ページをご覧ください。

高齢者在宅福祉サービス事業費でございます。本事業費は、独り暮らし高齢者等の在宅生活の支援を行うもので、5つの委託事業を行っています。ひとり暮らし老人緊急通報システム事業は、独り暮らし高齢者等の緊急事態に対し、迅速な救援体制がとれるように機器を貸与する事業、ねたきり老人等戸別

塵芥収集事業は家庭ごみを集積場まで運ぶことが困難な世帯に対し、ごみを運搬するとともに、希望により安否確認を行う事業、ひとり暮らし老人等給食サービス事業は、おおむね65歳以上のひとり暮らしの方や食事の準備が困難な高齢者世帯、日中独居の方などに昼食の宅配サービスを行い、食生活の支援と安否確認を行う事業、寝たきり高齢者等おむつ代助成事業は、在宅で常時紙おむつが必要とされている高齢者の方を介護している世帯に対し、紙おむつ購入費用の一部を助成し、経済的負担の軽減を図る事業、生活管理指導短期宿泊事業は、身体的には自立している高齢者であるものの、生活機能の低下が見られ、在宅での生活が一時的困難な方に対し、養護老人ホームでの短期間の宿泊を提供することにより、日常生活を支援することを目的とした事業でございます。

次に、タブレット資料8ページをご覧ください。

湘南広域社会福祉協会負担事業費でございます。本事業費は、養護老人ホーム松風園の再整備に係るものでございます。負担金補助及び交付金は町負担金で、不用額の理由につきましては、備考欄記載のとおりでございます。

次に、タブレット資料9ページをご覧ください。

老人保護措置事業費でございます。本事業費は、様々な事情により家庭で生活することが困難な高齢者に生活する場を提供するもので、老人福祉法第11条に規定されている養護老人ホームの入所措置に係るものです。報償費、役務費の主な内容は備考欄記載のとおりで、扶助費は老人ホーム入所措置費です。不用額の理由につきましては、備考に記載のとおりでございます。

下表をご覧ください。本事業の特定財源につきましては、記載のとおりでございます。

次に、タブレット資料10ページをご覧ください。

老人福祉事務経費でございます。本事業費は、老人福祉事業を担当する職員の事務経費でございます。旅費の主な内容、不用額の理由につきましては、備考に記載のとおりでございます。

次に、タブレット資料11ページをご覧ください。

高齢者保健福祉計画推進事業費でございます。本事業費は、令和6年度から8年度までを計画期間とする第9次寒川町高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画策定に係るものです。委託料は、第9次寒川町高齢者保健福祉計画介護保険事業計画策定支援業務委託料でございます。

次に、タブレット資料12ページをご覧ください。

公共施設再編計画実施事業費でございます。本事業費は、ふれあいセンターの設備維持のためのものでございます。工事請負費は、ふれあいセンター屋根等の修繕費でございます。

下表をご覧ください。本事業費の特定財源は、歳入番号①、県支出金の市町村自治基盤強化総合補助金及び歳入番号②、町債の公共施設再編計画実施事業債を充てております。

次に、タブレット資料13ページをご覧ください。

物価高騰対策支援事業費でございます。本事業費は、原油価格や物価高騰の影響を受けている高齢者施設等の負担を軽減し、健全な経営の維持を図り、事業継続に向け支援したものでございます。負担金補助及び交付金は、寒川町高齢者施設等物価高騰に対する支援金でございます。

下表をご覧ください。本事業費の特定財源は、歳入番号①、国庫支出金の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を充てております。

次に、タブレット資料14ページをご覧ください。

介護保険事業特別会計繰出金は、介護保険法第124条に基づき、一般会計から介護保険事業特別会計の事務費、保険給付費、職員給与費、介護予防事業、包括的支援事業等への負担割合に応じて繰り出したものです。

下表をご覧ください。本事業の特定財源は、歳入番号①、国庫支出金の低所得者保険料軽減負担金、歳入番号②、県支出金の低所得者保険料軽減負担金を充てております。

次に、15ページをご覧ください。

歳入の一般財源分についてご説明させていただきます。行政財産使用料は、寒川町ふれあいセンター地内にNTT東日本が設置する公衆電話1台と、第一種電話柱1本分の収入でございます。町シニアクラブ連合会補助金過年度返還金は、令和4年度補助金について、寒川町シニアクラブ連合会より返還があったことによる収入でございます。自動販売機等電気使用料は、寒川町ふれあいセンター内に町シルバー人材センターが設置する自動販売機があり、その使用料となっております。そのほかは、町ふれあいセンター内に設置された公衆電話の個人使用料となります。低所得者保険料軽減負担金過年度収入は、令和4年度低所得者保険料軽減負担金について、交付額が確定され、不足となる金額について追加交付となったものです。

以上で、高齢介護課所管の一般会計の説明を終わります。ご審査のほどよろしく願いいたします。

【吉田副委員長】 それでは、説明が終わりましたので、これより質疑を受け付けます。

質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

山田委員。

【山田委員】 何点かお聞きします。まず、2ページなんですけど、高齢者社会活動推進事業ということで、シルバー人材センターのところなんですけど、今回、不用額が出ていますけど、補助対象経費が減ったということなんですけど、これについて、もうちょっと詳しくお願いします。

それと、前回の予算のときも確認したんですけど、インボイス制度が始まって、インボイス制度の対応というのが、たしか予算のときに聞いたのは、事務経費を10%から15%にするということでしたけど、それについて、決算が終わった段階で会員さんへの影響とは、どうなっているかというのを確認したいと思います。

それから、次が3ページで、敬老事業費なんですけど、敬老金の支給対象人数の状況を年齢別にお願いします。

それから、次が9ページです。9ページの老人保護措置事業費ということで、養護老人ホーム入所判定委員会は開かなかったということなんですけど、これについて、開かれなかったけど、相談等があったのかどうか、入所に関しての、もし分かればお願いします。

以上です。

【吉田副委員長】 三橋高齢介護課長。

【三橋高齢介護課長】 まず、1点目のシルバー人材センターの不用額の件だと思います。これについては、中のお勤めしている職員の方が1人退職されて、長く勤めていた方が退職されて、新しく入られた方がいるんですけど、その金額の差額で不用額が出ています。

3点目の敬老費、敬老金の支給状況です。令和5年度は100歳の方が5人、99歳の方が9人、88歳の方が226人、合計で240人の方に支給させていただいています。

あと老人保護措置、湘風園の措置、こちらは判定委員会は開かれなかったんですけども、特に、こちら、湘風園って措置入所なんですけども、措置をしてほしいという方が特におられなかったので、判定委員会は開かれませんでした。

あとインボイスの関係。

【吉田副委員長】 青木副主幹。

【青木副主幹】 それでは、2番目のインボイスについてご説明させていただきます。こちら企業さんのほうが今年からは加入されているということで、令和5年度中に、インボイスについては精算をして、補助金等に反映させたというようなご説明を受けております。

以上です。

【吉田副委員長】 当年度中ではないと。山田委員。

【山田委員】 まず、シルバー人材センターですけども、退職者と職員の入れ替わりというところの差額が出たということで減になったということは了解しました。

それと、インボイスに関してですけど、一応対応されているということですけど、あとこの先は、結局、シルバーの会員さんが個人事業主という形で確定申告とか、そういうものを行っているのかと思いますが、その辺のもし対応とか状況というのが、もし分かればお願いします。

次、敬老事業費の敬老金の支給ということで、合計で240人ということで分かりました。これに関して、不用額が44万5,000円あります。これは先日の一般質問でも言いましたけども、これが不用額を出すんじゃなくて、もっと拡充するとか何か活用の方法がもっとあるんじゃないかなということがありますが、それについての見解をお願いします。

あと、それから養護老人ホームのところに關しては、相談等はなかったということでしたけど、どうですか、ここ数年、何年かの間で相談等、判定委員会が開かれたとか、それについてもし経緯が分かればお願いします。

以上です。

【吉田副委員長】 三橋課長。

【三橋高齢介護課長】 敬老金の件なんですけど、この差額は、当初、対象人数に基づいて金額を出すんですけども、その間に亡くなられた方とかも出てくるので、あと転出、そういった差額があります。

あと、措置の状況ですけども、去年はやっていなくて、こちらは誰もが入居可能なわけではないので、調査によって入居が決定された方のみなので、そういったことがない限り、なかなか判定委員会というのは開かれることはないというのが実情です。

あと、インボイス制度の件、お願いします。

【吉田副委員長】 青木副主幹。

【青木副主幹】 インボイス制度についてなんですけど、申し訳ありません。こちら個人事業主ということになりますので、そこまでは把握していないのが現状になります。よろしくお願いします。

【吉田副委員長】 よろしいですか。他に質疑はございますか。

柳田委員。

【柳田委員】 4 ページの高齢者生きがいきづくり等支援事業費のところの負担金補助及び交付金で、不用額が140万ほど出ているんですけど、理由としては、シニアクラブ連合会の補助対象事業費が減ったというところで、5年度の活動があまりされなかったのかとか、そういったところで、例年よりも不用額が多かったと思うので、その点、こういったところで減となったのかというところをお伺いします。

もう一つが14ページの介護保険事業特別会計繰出金のところなんです。以前、繰出金と言えば、平成26年代とかは3億円だったというところで、結構額が増えてきています。これって単純に高齢化率が上がったからなのか、それとも何かほか要因があるのかどうか、その見解をお願いします。

最後、12ページのところのシニアクラブ連合会補助金過年度返還金、これ監査請求が令和5年度あったと、住民監査請求があったと思います。これ、令和4年度分の監査請求があって、その返還金ということで間違いないかというところをお伺いします。

【吉田副委員長】 以上、3点ですか。三橋課長。

【三橋高齢介護課長】 まず、1点目のシニアクラブの負担金の減額分、これについては、シルバー人材センターと重なるところがあるんですけど、職員が退職したんです。その分が主な原因です。活動が滞ったというわけではなくて、その方が退職されたということが大きな要因でございます。

3点目のシニアクラブの過年度返還についてなんですけども、これは令和4年度の執行で、監査請求があって、その内容で返還をしていただきました。

【吉田副委員長】 秋庭副主幹。

【秋庭副主幹】 繰出金の関係なんですけど、おっしゃるとおり、高齢化率、高齢者が増えたのが要因になります。以上です。

【吉田副委員長】 よろしいですか。他に質疑はございますか。

関口委員。

【関口委員】 2 ページの高齢者活動推進事業のシルバーの関係ですけども、昨年度、5年度あたりから非常にすばらしいチラシができ始めて、新聞にも入ったりしていますけども、また、広報の中にも載っかってきた、新聞じゃない、広報に入ってきたりしていますけども、あれだけすばらしいチラシをつくって、成果のほどはいかがだったのか。これも補助金の中で出ている印刷費や何やらだと思いますので、その辺の成果がどうなのか。

それから、シルバーさんの今、仕事が多様な種類がありますけども、会員の皆さんの。この仕事先の拡張というか、これはどういう形でされているのか。シルバーさん任せなのか、それとも行政からの情報提供するのか、それについての見解をいただけますか。

それと、令和5年度の、もちろんコロナがあったときというのは、それはそれなりに表の仕事ばかりじゃありませんので、いろいろな制裁もあったかもしれませんが、制裁というか制限あったかもしれませんが、今、最低賃金がどんどん上がって、今、神奈川が、今年が千幾ら、東京の次だと思うんですね。5年度の時の最賃が、要するに皆さんの1時間の報酬になりますけども、最賃との絡みがどうなのか、その辺のところを教えてください。

【吉田副委員長】 3点ですかね。三橋課長。

【三橋高齢介護課長】 まず、1点目のシルバーのチラシを広報とかに挟み込んで、その反応ということだと思うんですけど、毎月チラシに説明会のお知らせが載せてあるんですけど、それで反応は結構、5人から10人とか毎回、着実に説明会には出席されるということを聞いています。それが直接なかなか結びつくかどうかはあれなんですけど、一定の効果は出ていると思っております。

2点目の仕事先の拡張についてなんですけども、こちら、シルバー人材センターが仕事を受けているところにアンケートとかをとって、どういった仕事をやってもらいたいとか、そういったことをお聞きして拡張につなげるように努めているところでございます。

あと3点目。

【吉田副委員長】 青木副主幹。

【青木副主幹】 3点目の最低賃金に合わせているかどうかということで、令和5年度の見積りをとるときには、金額につきましては、最賃に合わせたような金額で予算のほうを計上しております。

以上です。

【吉田副委員長】 関口委員。

【関口委員】 全てけむに巻かれたような答弁なんですけど、一定の効果があつたとかというんですけど、実際にどうだったのか、もう少し細かく教えてくれないかな。

それから、アンケートをとって仕事先の云々というんですけども、働く人たちが、シルバーの会員の人たちが、こういう仕事をしたい、ああいう仕事をしたいと言ってきたものを営業をかけるのか、それともシルバーの上層部というか、町といろいろな毎年の補助金の関係で、仕事先のあつせんをいろいろな形で情報交換しながら、そういうところを拡張して、それで、町が提供して、向こうが拡張して、アンケートをとってというのは、会員の皆さんからアンケートをとるんでしょう。それで仕事先って決まるの、分かってくるの。その辺がどうなのか、その辺の動き、その結果として、アンケートの結果として、仕事先が見つかったのかどうか。

それから、最賃に合わせてという話なんですけど、5年度幾らだったの。それを教えてもらえますか。

【吉田副委員長】 三橋課長。

【三橋高齢介護課長】 まず、仕事の拡張の関係なんですけども、会員さんにもどのような仕事をやりたいかとかというアンケートというか、お聞きすることはあるんです。実際の結果は、企業とかの受付とか、そういったことをお勤めしたいという方が結構多いんですけど、企業からの依頼は、草刈りですとか枝木の剪定とか、実際そういうことが多くて、アンマッチが生まれているというのは事実です。なので、企業の受付とかそういうのは、営業はかけているんですけど、なかなか至っていないというところでございます。

【吉田副委員長】 整ったところから大丈夫です。シルバーのチラシの参加者はあつたけれども、その成果に結びついているのかという点と、最低賃金の件、これは明確な価格が出せると思いますので、あれですが。

青木副主幹。

【青木副主幹】 令和5年の10月1日から神奈川県最低賃金につきましては、1,112円ということ

で、41円、前年に比べて引き上げているというようなことになります。

【吉田副委員長】 資料がもし、ございますか。青木副主幹。

【青木副主幹】 科目によって変わってはくるんですが、例えばシルバーの休日の昼間の受付につきましては、単価1,210円、あとは館内の清掃という作業もあるんですが、こちらにつきましても、1,210円というようなことで予算のほうは組んでおります。

以上です。

【吉田副委員長】 以上。あと、チラシのほうはよろしいですか。

関口委員。

【関口委員】 アンケートの中で、今課長の答弁でも、アンケートの中でもいろいろなご意見があって、事務職をやりたいとか、いろいろな意見があるだろうと思うんだけど、なかなかそのようにはいかないということになってくるだろうと思うんですけど、行政側としてもいろいろな知恵を絞ってほしいなと思うんです。

一つ提案しておくけども、例えば観光協会とコラボするとか、介護ボランティア、それから観光ボランティア、介護じゃなくて観光ボランティア、それから、散歩やなんかの案内役、いろいろな事業がそこで展開していると思うんです。向こうも相当高齢化してきていますから、そういった意味では、そういったものも私は一つの職種として、ある意味では、アタックしても面白いのかなと、こういう気がします。それと、それはもう、あとは行政がどう考えるかだけのことですから。

今の報酬の関係ですけど、1時間1,210円、本当にそんな高いお金出しているの。最賃より高いのでは。要は、年齢的に全ての方ということじゃないんだろうと思うんですけど、職種にもよったり、曜日にもよったりということなんでしょうけども、昔の発想からすると、元気なシルバーでいていただきたいということで、そのために仕事を、働く場を与えるという、与えるという言葉はよくない、働ける場を提供すると、こういうことからシルバーは動き出したと思うんです。だけど、途中から最賃の話が出てきたりなんかして、今はもう1時間幾らということになってきているんですけども、それはそれでもって時代の流れだからいいと思うんですが、民間企業よりも高い報酬を払っているわけでしょう。民間のパートさんにしても、アルバイトさんにしても1,200円取っている人いるかね。いろいろなところでもって貼紙がしてありますけど、これ間違いないの、本当に。

年齢的には、平均年齢からすると、シルバーの方たち幾つぐらいになりますか。例えば70歳とか75歳で、そういう賃金になる。だから、もう少し、要するにシルバーさんと契約を結んでいると思うんですけども、人件費についても、いろいろな仕事のことにしても、要するに、町内の仕事をやっていただいたり、それから企業さんにあっせんしてもらって、企業さんから仕事をいただいたりということをやっているんですけども、青木副主幹、本当にこの金額、出ちゃってというか、決算委員会の中でこの数字となっちゃうと本当にいいのかな。

もう少し、例えば、できれば僕は今のうちに精査してほしいと思うんだけど、この高い金額という契約って、まして神奈川県5年の10月10日が1,112円ということでしょう。年齢的なことを考えても、本当にこんなお金、僕らはそれを認めてきたのかな。もう1回精査して、そして数字を、今じゃなくていいから、積算した数字を出してほしいと思うんだけど。

もしシルバーさんが、これだけのお金ということになると、寒川町のいろいろな業者があるけども、シルバーさん、えらい高い賃金という感じがしちゃうんです。今、この段階で、答弁出なければ、正副委員長でもって調整していただいて、後で金額を教えてくださいでも結構です。

【吉田副委員長】 承知しました。いかがでしょう。少々時間をいただいたほうがよろしい、必要かなと思いますので、それは資料が整った時点で、整ったところでご連絡をいただきまして、その資料が届きましたら、引き続き審議に入らせていただければと思います。

1回ここで休憩しちゃって、ここで準備してもらっても結構です。

青木副主幹。

【青木副主幹】 申し訳ありません。少しお時間をいただいて。

【吉田副委員長】 時間が必要。承知しました。

【青木副主幹】 よろしくをお願いします。

【吉田副委員長】 では、資料が整った時点で、この件については。関口委員、資料が整った段階で、その先に進める。

（「もう進めてもらって、後でもらえれば」の声あり）

【吉田副委員長】 資料頂ければよろしいですか。

（「もうこの質問終わりますから」の声あり）

【吉田副委員長】 承知しました。ありがとうございます。それでは、後ほど資料、ご用意頂ければと思います。

他になければ、ここで質疑を打ち切ります。

引き続き、特別会計がございますので、介護保険事業特別会計の説明に移ります。説明を求めます。

三橋課長。

【三橋高齢介護課長】 それでは、令和5年度介護保険事業特別会計について、ご説明させていただきます。タブレット資料は、資料061、2ページをご覧ください。

職員給与費でございます。本事業費は、高齢介護課介護保険担当職員13名分の人件費でございます。下表をご覧ください。本事業費の特定財源は記載のとおりでございます。

続きまして、3ページをご覧ください。

介護保険運営事業事務経費でございます。本事業費は、介護保険事業運営のための事務経費でございます。報酬、旅費、消耗品費、印刷製本費、役務費の主な内容は備考欄に記載のとおりで、委託料につきましては、介護報酬改定に伴うシステム改修委託料。使用料及び賃借料は介護保険支援システム用サーバー及びクライアント機器借り上げ、住民情報システム及び周辺機器借上料。負担金補助及び交付金は、神奈川福祉サービス振興会、神奈川県情報システム共同負担金、介護保険指定機関等管理システム負担金でございます。不用額理由につきましては、備考欄に記載のとおりでございます。下表をご覧ください。本事業費の特定財源は記載のとおりでございます。

続きまして、4ページをご覧ください。

介護保険料賦課徴収事務経費でございます。本事業費は、介護保険料の賦課徴収に関わる経費です。印刷製本費、役務費の主な内容は備考欄に記載のとおりでございます。委託料は、介護保険料に係るコ

ンビニ、モバイルレジの収納代行委託料、本算定発送にかかる封入封緘処理委託料です。下表をご覧ください。本事業費の特定財源は記載のとおりでございます。

続きまして、5ページをご覧ください。

介護認定審査会経費でございます。本事業費は、介護保険の要介護、要支援認定の申請を受けた場合に、認定調査員が本人と面接調査をし、主治医の意見書を添えて認定審査会に諮り、審議し、その結果を周知するための経費です。報酬、報償費、旅費、役務費の主な内容は備考欄に記載のとおりで、不用額理由につきましては、備考欄に記載のとおりでございます。下表をご覧ください。本事業費の特定財源は記載のとおりでございます。

続きまして、6ページをご覧ください。

認定調査等経費でございます。本事業費は、要介護要支援認定申請による介護認定審査会、経費以外の認定調査等の事務経費です。報酬、職員手当等、共済費、旅費、消耗品費、印刷製本費、被服費、医薬材料費、役務の内容は備考欄に記載のとおりで、委託料につきましては、県外の施設に入所されている方の調査委託料。使用料及び賃借料は、調査時の病院等の駐車場料金と有料道路通行料でございます。不用額理由につきましては、備考欄に記載のとおりでございます。下表をご覧ください。本事業費の特定財源は記載のとおりでございます。

続きまして、7ページをご覧ください。

介護サービス事業費でございます。本事業費は、要介護認定の方に、介護サービス費の9割、8割、7割を現物給付及び償還払いしたものです。負担金補助及び交付金の主な内容は備考欄に記載のとおりでございます。下表をご覧ください。本事業費の特定財源は記載のとおりでございます。

続きまして、8ページをご覧ください。

介護予防サービス事業費でございます。本事業費は、要支援1、2の方に介護保険給付を行ったもので、介護サービス費の9割、8割、7割を現物給付及び償還払いしたものです。負担金補助及び交付金の主な内容は備考欄に記載のとおりでございます。下表をご覧ください。本事業費の特定財源は記載のとおりでございます。

続きまして、9ページをご覧ください。

審査支払い手数料でございます。本事業費は、介護サービス等諸費の請求に伴う審査手数料です。役務費の主な内容は備考欄に記載のとおりでございます。下表をご覧ください。本事業費の特定財源は記載のとおりでございます。

続きまして、10ページをご覧ください。

高額介護サービス事業費でございます。本事業費は、要介護認定者に係る介護サービス費の利用者負担額が高額な世帯に対し、所得に応じて高額介護サービス費を支給して、利用者負担の軽減を図ったものです。負担金補助及び交付金の主な内容は備考欄に記載のとおりでございます。下表をご覧ください。本事業費の特定財源は記載のとおりでございます。

続きまして、11ページをご覧ください。

高額介護予防サービス事業費でございます。本事業費は、要支援1、2の方に対する利用者負担額の軽減を図ったものです。負担金補助及び交付金の主な内容は備考欄に記載のとおりでございます。下表

をご覧ください。本事業費の特定財源は記載のとおりでございます。

続きまして、12ページをご覧ください。

高額医療合算介護サービス事業費でございます。本事業費は、要介護1から5の人で、高額介護サービス事業費のほかに、医療保険と介護保険を利用されている方で、医療費と介護サービス費の両方の額を合計し、定められた年額の限度額を超えた部分について、介護保険該当額を高額医療合算介護サービス費として支給し、負担軽減を図ったものです。負担金補助及び交付金の内容は備考欄に記載のとおりでございます。下表をご覧ください。本事業費の特定財源は記載のとおりでございます。

続きまして、13ページをご覧ください。

高額医療合算介護予防サービス事業費でございます。本事業費は、介護予防サービス費を利用されている方の医療費合算による負担軽減を図ったものです。負担金補助及び交付金の主な内容は備考欄に記載のとおりでございます。下表をご覧ください。本事業費の特定財源は記載のとおりでございます。

続きまして、14ページをご覧ください。

介護予防生活支援サービス事業費でございます。本事業費は、要支援者等が訪問型サービス及び通所型サービスを利用した場合の費用です。委託料は町シルバー人材センターに委託し、利用者が自立した生活ができるよう、生活援助員が居宅を訪問し、家事を援助するものです。負担金補助及び交付金の主な内容は備考欄に記載のとおりでございます。下表をご覧ください。本事業費の特定財源は記載のとおりでございます。

続きまして、15ページをご覧ください。

介護予防ケアマネジメント事業費でございます。本事業費は、総合事業対象者となった被保険者の介護予防ケアマネジメントの費用です。委託料は、介護予防ケアマネジメント費の国保連合会における審査支払い業務委託料です。下表をご覧ください。本事業費の特定財源は記載のとおりでございます。

続きまして、16ページをご覧ください。

介護予防事業費でございます。本事業費は、高齢者の生活の質や心身機能の向上、社会参加を促すことにより、介護予防に努めていただくものです。報償費、消耗品費、役務費の主な内容は備考欄に記載のとおりで、委託料につきましては、事業実施事業者への委託料でございます。不用額理由につきましては、備考欄に記載のとおりでございます。下表をご覧ください。本事業費の特定財源は記載のとおりでございます。

続きまして、17ページをご覧ください。

地域包括支援センター事業費でございます。本事業費は、高齢者の総合相談、介護予防のケアマネジメント等を行う寒川町地域包括支援センターを運営するための委託料です。下表をご覧ください。本事業費の特定財源は記載のとおりでございます。

続きまして、18ページをご覧ください。

任意事業費でございます。本事業費は、高齢者の生活の質や心身機能の向上、社会参加を促すことにより、介護予防に努めていただくことを目的としたものです。報償費、旅費、消耗品費、役務費の主な内容は備考欄に記載のとおりで、委託料につきましては、認知症等高齢者行方不明SOSネットワーク事業の委託料でございます。使用料及び賃借料は町ホームページに掲載中の、「これって認知症？」と

いう認知症のチェックサイトの提供に伴うもの、扶助費は、成年後見制度の利用の申立て費用や報酬の支払いが困難な方に対して、費用の扶助を行う成年後見人報酬費用でございます。不用額理由につきましては、備考欄に記載のとおりでございます。下表をご覧ください。本事業費の特定財源は記載のとおりでございます。

続きまして、19ページをご覧ください。

在宅医療・介護連携推進事業費でございます。本事業費は、在宅医療と介護サービスを一体的に提供するために、医療機関等介護サービス事業者などの連携を推進するため、茅ヶ崎市と共同で行っている事業でございます。負担金補助及び交付金は、茅ヶ崎市へ支出した寒川町分の負担金でございます。不用額理由につきましては、備考欄に記載のとおりでございます。下表をご覧ください。本事業費の特定財源は記載のとおりでございます。

続きまして、20ページをご覧ください。

生活支援体制整備事業費でございます。本事業費は、高齢者が住み慣れた地域で継続して生活していくために必要な生活支援サービスや介護予防サービスについて、地域の実情に即した基盤の整備を図るために、寒川町生活支援介護予防サービス基盤整備推進会議を開催するとともに、生活支援コーディネーターを配置したものです。報償費の内容は備考欄に記載のとおりで、委託料につきましては、町社会福祉協議会に委託して生活支援コーディネーター1名を配置したものです。下表をご覧ください。本事業費の特定財源は記載のとおりでございます。委託料は町社会福祉協議会に委託して、生活支援コーディネーター1名を配置したものです。

続きまして、21ページをご覧ください。

認知症総合支援事業費でございます。本事業費は、認知症の方などの相談支援及び認知症の方に適切なサービスが提供されるよう認知症施策を推進するものです。報償費の主な内容は備考欄に記載のとおりで、委託料につきましては、町社会福祉協議会に委託して、認知症地域支援推進員を配置したものです。下表をご覧ください。本事業費の特定財源は記載のとおりでございます。

続きまして、22ページをご覧ください。

地域ケア会議推進事業費でございます。本事業費は、地域ケア会議の開催に当たり、地域の専門職の体制を構築するものです。報償費の主な内容は備考欄に記載のとおりで、不用額理由については、備考欄に記載のとおりでございます。下表をご覧ください。本事業費の特定財源は記載のとおりでございます。

続きまして、23ページをご覧ください。

審査支払手数料でございます。本事業費は、要支援1、2の方が総合事業の訪問介護と通所介護を利用した分の審査支払いに関するものです。役務費の主な内容は備考欄に記載の内容のとおりでございます。下表をご覧ください。本事業費の特定財源は記載のとおりでございます。

続きまして、24ページをご覧ください。

高額介護予防サービス費相当事業費でございます。本事業費は保険給付費の高額介護サービスに準じ、自己負担が高額の世帯に対し、世帯の所得状況により定められた額を超えた額について給付を行い、利用者の負担の軽減を図ったものです。負担金補助及び交付金の主な内容は備考欄に記載のとおりでござ

います。不用額理由につきましては、備考欄に記載のとおりでございます。下表をご覧ください。本事業費の特定財源は記載のとおりでございます。

続きまして、25ページをご覧ください。

高額医療合算介護予防サービス費相当事業費でございます。本事業費は保険給付費に準じ、医療費と総合事業費の両方の額を合計し、定められた年額の限度額を超えた部分について給付し、利用者の負担軽減を図ったものです。負担金補助及び交付金の主な内容は備考欄に記載のとおりでございます。下表をご覧ください。本事業費の特定財源は記載のとおりでございます。

続きまして、26ページをご覧ください。

介護給付費等準備基金積立金でございます。こちらは介護保険事業特別会計において、介護保険料収入に決算剰余金が生じた場合、急激な保険給付費等の増による保険料の取得の際に充当するために、基金に積み立てておくものでございます。下表をご覧ください。本事業費の特定財源は記載のとおりでございます。

続きまして、27ページをご覧ください。

一時借入金利子でございます。こちらは介護保険事業特別会計の運営資金に不足が生じた場合において、金融機関から一時借入れを行った際の利子を支払うためのものです。

続きまして、28ページをご覧ください。

第1号被保険者保険料還付金でございます。償還金利子及び割引料の主な内容は備考欄に記載のとおりでございます。不用額理由につきましては、備考欄に記載のとおりでございます。

続きまして、29ページをご覧ください。

介護給付費過年度分返還金でございます。こちらは令和4年度の国庫支出金、県支出金など、前年の実績の確定に伴う返還金でございます。償還金利子及び割引料の主な内容は備考欄に記載のとおりでございます。下表をご覧ください。本事業費の特定財源は記載のとおりでございます。

続きまして、30ページをご覧ください。

予備費でございます。予備費は、予算外の支出または予算超過の支出に充てるためのものです。下表をご覧ください。本事業費の特定財源は、特にございません。

なお、参考資料として、令和5年度介護保険事業の状況を添付してございますので、後ほどご参照ください。

以上で、令和5年度介護保険事業特別会計の説明は以上となります。ご審査のほどよろしく願いいたします。

【吉田副委員長】 説明が終わりました。

これより質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

柳田委員。

【柳田委員】 説明はあったかもしれないんですけど、2ページの不用額のところで、150万、150万と、給料と職員手当のところが出た理由というところを、不用額の理由をお伺いします。

2点目が、3ページの介護保険運営事業事務経費のところの委託料のところ、不用額のほうが7割ぐらい多いんですけど、その中で、理由としてはシステムの改修費が見込みより減となったというところ

ろですけど、減にしては、7割ぐらい不用額が出てしまったという詳しい経緯をお伺いします。

【吉田副委員長】 以上2件でよろしいですか。三橋課長。

【三橋高齢介護課長】 1点目の職員給与費の件なんですけど、こちらは特段、事業を縮小したり、何かやっていないためにというわけではないんですけど、それで人件費が下がったわけではないんですけど、予算当初に算定された給与費なので、その間に人の動きがあったりしたので、それに伴って減額になったりしています。

以上でございます。

【吉田副委員長】 秋庭副主幹。

【秋庭副主幹】 システム改修の委託料の減なんですけど、この年度は、令和6年度から報酬改定がある予定だったんですけども、それが国の指針なりがどんどん、どんどん遅れてしまって、結局、委託をかけたのが3月ぐらいになってしまって、蓋を開けてみたらそんなにかからない金額のシステム改修があって、3月末でしたので補正で戻すこともできず、残になってしまったのが原因です。よろしくお願ひします。

【吉田副委員長】 よろしいですか。ありがとうございます。

他に質疑はございますか。

山田委員。

【山田委員】 件数が多いんですけど、質問していきます。

まず、5ページなんですけど、介護認定審査会のところなんですけど、今回、申請件数が見込みより少なかったということなんですけど、これについてどういう要因があったのか、まず、お聞きします。

次に、7ページ、8ページのところなんですけど、介護サービス事業、それから介護予防サービス事業というところで、事業所の数というのは、両方、もし把握されていれば、事業所数、数字をお願いします。

それから、15ページなんですけど、介護予防ケアマネジメント事業というところで、ケアマネジメントに関して、これ、どの程度、ケアマネに相談というか、受けたとか、その実績数が分かればお願いします。

次、16ページなんですけど、介護予防事業については、利用促進についてどのようなことが取り組まれているかというところです。

次が17ページで、地域包括支援センターの事業なんですけど、多分、高齢化でかなりいろいろな相談があると思うんですけど、それについて、町としてしっかり対応できているのかというところ、あと相談者からのいろいろな相談、また、苦情等がなかったのかどうかというのをお聞きします。

次が18ページで、成年後見人制度の任意事業で、成年後見人制度のところなんですけど、状況は、5年度はどの程度、成年後見人の決定した人数とかもし分かればお願いします。

それから、19ページで、在宅医療・介護連携推進事業ということで、在宅ケアの相談窓口での相談件数の状況、件数がもし分かればお願いします。

それと、26ページで、介護給付の基金ですけど……。

(「ちょっと待ってください。その前の質問をもう一回言ってもらってもいいですか」の声あり)

【山田委員】 在宅医療ケア、19ページ。相談件数。

次です。26ページですけど、基金のことですけど、これ積み立てしていますけど、これ残高というのはどうなっているか、教えてください。

それから、29ページで、過年度の返還金がありますけど、これに対して、清算したから返還が出たものですけど、これ、もっと介護保険のいろいろなものに使えて、使えば返還金も減ったのかどうかというところで、実際の、介護保険がちゃんと使われていてだったのか、もしその辺を、もう少しお願いします。

以上です。

【吉田副委員長】 9件あったと思います。順不同でも結構です。整っているところから順次ご回答いただければと思います。

伊波副技幹。

【伊波副技幹】 1、2問目についての介護認定審査会の申請数のことについてお答えさせていただきます。

介護保険の新規申請自体は徐々に増えている感じなんですけれども、更新申請といいまして、有効期間、認定の有効期間が終了する2か月前から申請できる更新申請の部分が思ったより伸びがなくて、令和4年度に比べて、300件以上更新申請の数が少なかったことが主な要因かなと思っております。

その要因といたしましては、要介護認定の有効期間というのが12か月から48か月までと幅が広いことが大きな要因になっているかと思えます。ご状態によって、その方が不安定だったり、変わりやすいなという判断があった場合は12か月がつかますし、48か月はご状態が安定しているというふうに審査会で審議された方が48か月の有効期間がつくことになっておりまして、その更新申請の数というのが、ご状態によって変わりますので、読み切れなかった部分があったのかなと考えております。

以上です。

【吉田副委員長】 秋庭副主幹。

【秋庭副主幹】 2番目の質問の事業所の件数ですが、町内には予防と介護で63事業所あるんですが、この給付の中には、町外の施設をご利用の方もいらっしゃるの、全部町内だけ分の給付費ではないという状況がここには載っています。

あと、ごめんなさい。

【吉田副委員長】 中瀬主査。

【中瀬主査】 3番目の15ページのケアマネジメントの実数ですが、令和5年度で1,736件になります。

【吉田副委員長】 秋庭副主幹。

【秋庭副主幹】 4番目の介護予防教室の関係ですが、どのようなものか、元気はっけん広場といって、体操する教室であつたりとか、その体操は集合版でやりますので、集合してやることに苦手を持っている方に関しては、Z o o mで介護予防ができたとか、元気はっけん広場で体操したステップアップとして、3階の体育館のトレーニング教室で体操したりとか、地域で団体に対して介護予防という形で講師を派遣するような事業がございます。

5番目の包括支援センターの相談はずっと増えていく状況にありまして、複雑化する相談とかも多くなっておりますが、今、包括の方々がベテランでいらっしゃいますので、何とかそこでやっていけるような状況にあります。

6番目の成年後見人の件数なんですが、5年度は前年度継続案件が2件ありまして、新規に3件あり、5件あったんですが、後見人としては3件決まりまして、2件が6年度に引き継がれたという状況にあります。

7番目のご質問の在宅医療の相談で、茅ヶ崎と寒川共同でやっているんですが、寒川分としては、5件の相談がありました。

8番目の基金の残額は5年度末が、約6億3,000万ございます。

9問目の質問の返還金に関しては、見込みで補助金を頂くのに出していきまして、それより見込みが多くなったので頂く金額が増えたという形なので、これがあったからほかの事業に使えるというわけではない補助金の制度になります。

以上です。

【吉田副委員長】 山田委員。

【山田委員】 副委員長、すいません。そうしたら順次、また質問していきます。

まず、介護認定の件数に関しては、新規と更新があるということで、更新のほうが若干少なかったということがありましたけど、これに関しては、今までも結構、町でも介護予防に取り組んでいることもあるし、最初に、新規のときに認定されたときは重かったけど、リハビリとかいろいろ回復していくと軽くなってくるということから、認定の度合いが変わってくるのかなというところもあるので、たまたまそういう相談も地域からあったので、今まで認定が取れていたのに軽くなってしまって、逆にサービスとしては、ちょっとサービスが入ってくる回数が減ったりとかということがあったので、その確認をしたかったのでその質問をしました。ということで、どっちにしろ、当初、要因としては介護予防がしっかりしているというところも変わってくる要因にあるのかなというところで、もし見解があればお願いします。

あと、それから介護予防事業のところなんですけど、町内外のいろいろな事業所があるというところで、ということは町外の受ける方もいらっしゃるということなので、なかなか数字というのが表すのは難しいということでしょうか。

あと、ケアマネジメントに関しては1,736件ということで了解しました。これも、いろいろな相談があると思いますが、その対応をしっかり、要望に対してはしっかり対応していただきたいと思いますので、これは要望で大丈夫です。

あと、それから介護予防事業のところ、元気はっけん広場とかいろいろやっているということは、いろいろところで話は聞いていますので、分かりました。これに関して、利用促進というものをしっかりしていただきたいと思いますので、町の広報とかいろいろところで案内は出ているかと思いますので、そこに関しては分かりました。

あと、地域包括支援センターのところなんですけども、相談件数は増えているということで、これに対しては、職員の方もベテランの方ということもありますけど、ただ、私どもに直接相談があったとい

うのは、今としても、電話とかなんかで相談したときに事務的に対応されるというところで、要はケアマネさんを探すのに、一覧表がありますから、そこから相談者のほうで探してくださいとかということ言われたということを聞いたので、それに対して、親身になって相談を受けるというところが大事ななと思いますので、いきなり家族の方が介護することになったときに、対応がなかなか、初めて経験するところに対して、しっかりとサポートというのをやってもらいたいと思うんです。そういうところをもし何かあればお願いします。

あと、それから成年後見人ですけど、これに関しては、2件ないし3件とか、少ない件数みたいですけど、ただ、成年後見人に多分弁護士さんとか行政書士さん、いろいろな士業の方をお願いすることにはなるのかなと思いますけど、これに関しては、世の中、士業の方もいろいろな対応をされる方がいらっしゃると思いますので、そこに関して、相談者のほうとのマッチングが、いいマッチングするときはいいけど、なかなか対応、うまくマッチングしないときのこともあるんですけど、そういうところのその後の相談、まず、成年後見人の方を代わってもらおうとか、そういうところの話とか出ているのかどうか、お聞きします。

あと、在宅ケアのことは、この話はオーケーです。19ページはオーケーです。

26ページで、基金の残高ですけど、5年度は6億3,000万ということで、これ3年間ぐらい、今の残高の経緯というのがもし分かればお願いします。

以上です。

【吉田副委員長】 3件かな。ケアマネさんの案件と、包括センターの対応に対するものと、成年後見人のマッチングに対する感想のご回答をいただく形でよろしいですか。

【山田委員】 あと、それから基金。

【吉田副委員長】 あと基金。整い次第、順次で結構です。伊波副技幹。

【伊波副技幹】 1件目のご質問についてお答えいたします。

認定が、介護予防の関係があって、下がった人がいるというお話があったんですけども、実際、病院で早めに介護申請をしてくださいとお勧めされる方の割合が近年増えているような気がいたします。その方たちは、例えば、骨折などでおうちに帰ってベッドなどを使いたいだとか、レンタルで歩行器を使いたいだとか、車椅子を使いたいだとか、いろいろなご要望があって介護保険の認定をされるんですけども、例えば骨折の方もお宅に帰ってくると、しばらくの間は歩行器を使ったり、車椅子を使ったりしてご生活されているんですけども、だんだんリハビリをすることによって、歩行器がなくても歩けるようになったりだとか、車椅子がなくても歩行器で歩けるようになったりする方が多く見受けられます。そういった意味で、介護認定が、介護度が少なくなっているというか、軽くなっている方というのは大勢いらっしゃると思います。

また、脳梗塞等で麻痺が残った方だとかも、実際におうちに帰ってみて、ご自分でお着替えのことを練習したり、あとは病院に入院して介護申請をされるんですけども、その後に、病院内でもリハビリをされたりだとか、リハビリ施設に行ったり、あとは通所のデイだとかデイケアに通われることで、1年後だとか2年後には、ご状態がよくなっている方というのも結構いらっしゃると思います。また、骨折でなかったとしても、肺炎とかでご入院されていて、一時的にちょっと体力が落ちていて、廃用などの状態

になっている方も、病院の入院中で点滴の治療を受けたりする中で、ご状態が回復している方も多くいらっしゃるかなと思います。

以上です。

【吉田副委員長】 三橋課長。

【三橋高齢介護課長】 続いて、包括支援センターの相談の関係なんですけども、毎月、担当課と包括支援センターと打合せする会議があるんですけども、そのときに今、いただいたような内容については共有させていただきますので、今後そういったことがないように共有したいと思っています。

続けて、基金の残高の件なんですけど、この基金というのは、第9次の計画のときの給付が、思ったより給付が伸びなかったんで、基金の剰余金が出たんですけども、今回、9次の計画で保険料を決めるときに、そこに4億3,000万を入れているので、それで大体一月の給付費分を除いたもの、それ以外のものを入れているので、そこで使わせていただきました。

以上でございます。

【吉田副委員長】 秋庭副主幹。

【秋庭副主幹】 成年後見人の関係なんですけれども、先ほど3件、5年度内に決定したんですが、後見人の内訳としては、法人が1件、弁護士が2件という状況なんです。なんです、何年か前に後見人に対する対象者の支援者から変えてほしいというようなことで窓口にご相談はあったんですけども、家庭裁判所のほうで、こういうことがあって変えたいという理由をつけて申請していただければ、変えることはできるということを確認しましたので、対象者の方にはそういう変更もできるということをお伝えした、情報提供したということは1件ございました。

以上です。

【吉田副委員長】 ご回答出そろったかなと思います。山田委員。

【山田委員】 1点だけ伺います。基金の残高なんですけども、4億3,000万、今回、今年度取り崩して繰り入れるということでよろしいですか。

【吉田副委員長】 今回の決算額の中で対応するところで大丈夫です。秋庭副主幹。

【秋庭副主幹】 3年間で切り崩して、保険料に充てるという形で保険料を抑えるようなことをさせていただきます。

以上です。

【吉田副委員長】 というシステムです。

他にございますか。関口委員。

【関口委員】 包括支援の関係について、先ほど山田委員のほうからは、そのような話があったんですけど、私のほうには非常に喜ばれている、そういう話がありました。本当に的確な、相談に乗っていただいて、次のところに導いてくれたということで、喜んでいる方がおられましたので、これはお礼を言っておかなきゃいけないかなと思っています。

合わせてお聞きしたいのは、南部にできて、5年度に北部にできたんだっけ、6年度からできるんだっけ。中部、南部にはできていますけども、北部がどうなっているのか。包括だけは、とにかくここから全てスタートしますので、ここが一番私は大事だと思っています。そういった意味では、どうかしっ

かりとした体制づくりをつくっていただきたいのと、万が一、人の部分についても、しっかりと向こうで用意できなければこちらでもってお願いするとか、いずれにしても、向こうの社会福祉協議会のほうでもっての採用になると思いますけども、それも含めてどうかしっかり乗っていただいて、困っている人たちのスタートラインがここになりますので、どうかその体制だけはしっかりと形づくりをしてほしいなと思いますので、この5年度に北部のほうに行くのか、6年度になるのか、その辺も含めて、報告をいただけますか。

それから、在宅医療・介護連携推進事業の関係についてお聞きしたいんですが、医療介護連携推進部会、会議を2回されているのと、それから医療介護連携課題検討グループでの会議を4回、これ茅ヶ崎と寒川でもってやられているということなんですが、この2つの事業について、中身がどうなのか、どういう議論をされたのか、これの、まず報告をいただけますか。

【吉田副委員長】 以上2件であります。秋庭副主幹。

【秋庭副主幹】 すいません、2番目の在宅介護連携のほうからお話しさせていただきたいと思います。

在宅医療・介護連携は茅ヶ崎市と共同で、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が住み慣れた地域で自分らしく、人生の最後まで続けることができるために関係者の連携の強化を目指して、在宅療養を整える体制の充実、関係者の顔の見える関係などに取り組んでいるんですが、推進部会は2回、大元の会議というか、それぞれの関係者の代表者が集まって、次年度の報告事項だったり、翌年の事業計画なんかを話している部会になりまして、その中で課題が上がったものに関して、課題検討グループで検討していくというような形になるんですけども、5年度はACPといいまして、人生会議、もしものときに、どのような医療やケアを望むのか、前もって家族や信頼する人とか医療介護従事者たちと繰り返し話し合い、共有することを課題としておりまして、そのポスターをつくったりですとか、どうやったら周知していけるのかというようなことを課題としてありましたので、ポスターを作成して、医療機関等に掲載の依頼等を昨年度は頼みました。

以上です。

【吉田副委員長】 三橋課長。

【三橋高齢介護課長】 1点目の包括支援センターの業務についてということなんですけれども、北部に関しては、毎週木曜日に地域包括支援センターの職員が、北部文化福祉会館に出向きまして、出張相談という形で行っています。

社協の採用についてというお話もあったんですけども、そちらについては、先ほど月1回、顔を合わせる機会があるというお話をしたんですけども、そういった協力体制が何かできるということがあれば、ぜひお手伝いをさせていただければと思っております。

以上でございます。

【吉田副委員長】 関口委員。

【関口委員】 包括支援の関係については、北部のことは考えてないということ。相談事業をやっているだけで、北部に設置するということは考えていないということだったら、質問を変えなきゃいけないんだけど、要は今までの流れの中で、南部にできて北部ができないという、これはどうなのというこ

ともあるんですけども、その辺の体制を、先ほど言ったように、非常に大事な部分なので、ここに、中央に来る前段階として、相談の窓口はあるんですけど、1時間か2時間で終わってしまうと、こういうことなのでセットしてほしいという、こういう意向が強いものですから、それについて、いま一度見解をいただけますか。

それから、在宅医療、それから介護連携の関係についてなんですが、住み慣れたところでもって、最後までしっかりといろいろな支援を受けて、一番いい形をつくっていききたいと、こういうことでもありますし、もしものときにどういう手を打ったらいいのかと、こういうようなことの話がありました。

これはお聞きしたいんですけど、医療介護の場合、それから、在宅介護の場合、この2つの訪問しての介護が、訪問介護があると思うんです。医療介護の場合に、これが町にどのような影響が出てくるかをお聞きしたいんですけども、そういうことが、なぜここで議論されているのかなということでも今お伺いしたんですけど。要は、国の厚生労働省の指導だと思うんですけど、厚労省の指導だと思うんですけど、医療機関の入院がなるべく早めに退院する、在宅に持っていくという、こういう国の指導というか、考え方がある。そうすると、病院にしてみると、なるべく早めに家庭にということになるんですけど、病院側の都合ということよりも、入院患者さんの、入院していればお金がかかりますから、だからなるべく早めにということもあるのかもしれないし、病院としても次のベッドを空けたいという、こういった事情があったりもすると思うんです。

そうすると、訪問医療がどうしてもかさんでしまう。訪問医療がかさむということが、行政側にどういう負担になってくるのか。それとも、あくまでも国のものだし、あくまでも町の負担というのはいないのかどうなのか、それをお聞きしたいんですけど、今、2014年ぐらいから精算すると今10年たつんですけど、要するに5倍、6倍の医療請求がある、訪問医療の。そうやってきたときに、行政側の負担って生じるものなのか、そういう議論が、この中で先ほど言った医療介護連携推進部会だとか、課題検討グループの中で議論されていて、要するに茅ヶ崎医師会の関係でもってやられたりなんかしていると思うんです。ですから、それが行政にどういう負担になってきているか、医療費の増大が。

ということは、訪問介護のほうについては、そんなに膨らんではないんですけど、医療のほうがいまにも膨らんできていると、こういうことを考えたときに、厚労省のやり方はともかくとして、実際に行政にどのような荷物を背負わされるのか、これについて、見解をお聞かせ願いたいと思うんですけど。

【吉田副委員長】 三橋課長。

【三橋高齢介護課長】 まず、包括支援センターの話なんですけども、実際、北部に、常設をできれば一番いいんですけども、実際問題、配置できる職員が、常設で配置できる職員がいないという現実がありまして、先ほどの職員の採用のことにもつながってしまうんですけども、それがあるので、今は中央の役場のところを充実させるということで行っています。実際、相談に来る方は寒川病院とかも利用される方も結構多いんですけど、そういったことで、今、中央を充実させるということでもやらせていただいています。

北部については、今後、場所とか人員もそうですけど、そういったことを踏まえて検討を進めたいとは思っております。

以上でございます。

【吉田副委員長】 秋庭副主幹。

【秋庭副主幹】 在宅介護の関係なんです、やはり在宅に戻ってくれば、介護サービスをご利用いただくので、その給付は増えていくようにはなるんですが、特に在宅介護の推進部会等の中で、医療費と給付については課題には出ていないんですが、議員おっしゃったとおり、入退院支援が今、課題になっていまして、急に退院、明日退院すると言われても、在宅で見られる体制が整っていないので、ケアマネジャーさんたちや包括さんたちが慌てている、帰ってきても見る人がと、急いで手配を整えたりとか大変苦労されているので、病院と、近隣の病院で入退院支援について、今課題になっておりまして、そこで事例などを検討して、何ができたのか、何ができるのかというような検討はさせていただいている状況です。

以上です。

【吉田副委員長】 関口委員。

【関口委員】 包括の件については、分かりました。ここまでにします。

在宅医療の関係については、利用者さんの要望というのがあったり、それから、家族の要望というのがあったり、という判断は、最終的には本人と家族がすることだと思うんです。するんだけど、一番問題なのは、お金がかかるということが一番問題だと思うんです。

もう一つは、自宅という考え方。やはり施設ではなくして、自宅という。ただこれも、本人の希望はそうだけど、家族の希望は違うという場合もあったり、いろいろな複雑な部分もあったりすると思うんですけど、そこで自宅に戻れば、どうしても医療も伴っていかなければならないという、こういう、だから看護師さんを中心に在宅医療するということになっていくと思うんですけど、そうすると、給付の部分だけでなくして、支援の部分でもお金がかかってくる、町もそこに負担しなきゃいけないということがあったりすると思うんです。

そういう制度に対して、行政は、今の厚労省の制度、併せて個人の問題もありますから、ただ、なるべく早めに在宅にという、在宅に在宅にという流れがあるものですから、だから、それをどういうふうに寒川町として、また茅ヶ崎市として捉えて、医師会に相談しながら、どのような形で進めているかというのが一番、僕が聞きたいのと、それも負担になってくると思うんですけど、それ以外に、給付の部分で相当、町の財政的にも負担が出てくるということになったときに、これはやむを得ないと言えばやむを得ないのかもしれないけども、どういうスタンスを寒川町がとろうとしているのか、その辺についてお考えをいただけないですか。

【吉田副委員長】 これが3回目になります。三橋課長。

【三橋高齢介護課長】 ありがとうございます。今、委員がおっしゃられていた在宅医療・介護連携推進事業というのは、地域支援事業に位置づけられているものなんですけども。

【吉田副委員長】 マイクをちょっと近づけてください。

【三橋高齢介護課長】 すいません。在宅医療・介護連携推進事業は、介護保険法の地域支援事業に位置づけられているものです。医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者の方が、いろいろなものに通じるものなんですけど、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられる、そういったものができる

ように、連携の場合は、在宅医療と介護を一体的に実施するものだと思います。

その関係機関が連携し、多職種の共同によって在宅医療とか介護、その体制をさらに強固にする、構築するためにこの打合せがされているので、まだなかなか結論めいたものが出ていないんですけども、引き続き、毎月とかやっている中で、ブラッシュアップできるように、課題とかを持ち合いながら、続けられていければなと思っています。

ちょっと答えになっているか、あれなんですけど、すいません。

【吉田副委員長】 あとは委員長だけですが、よろしいですか。

他に質疑はございませんようですので、ここで質疑を打ち切ります。お疲れさまでした。

暫時休憩をいたします。

【吉田副委員長】 休憩を解いて、会議を再開いたします。

先ほど休憩前に資料を依頼しておりました、高齢介護課のところの資料が整ったということでございますので、この場でご回答いただきたいと思います。

小林部長。

【小林健康福祉部長】 すいません、お時間をいただきまして。先ほど、青木副主幹のほうから予算の積算根拠として、単価として1,210円というお答えをさせていただいたんですけども、シルバーの会員の皆様には配分金という形でお支払いをしている状況でございます。

配分金の根拠としまして、1時間当たり単価、いろいろ仕事の内容にもよって単価が変わるんですけども、一番安価な単価については、9月まで、最低賃金が改定されるまでが1,075円、改定された後は、10月から1,120円、一番高い単価につきましては1,375円、9月までが1,375円で、10月以降は1,420円という単価でございます。

ただし、ポスティングですとか賞状の名前書きですとか、そういうものについては時間ではなくて、1件当たり何円、何百円という単価でお支払いをしているといったところでございます。

以上でございます。

【吉田副委員長】 これまた別枠ですので、もし今のご回答でご納得いただければ大丈夫ですし、給料とはまた違う形になるということになりますよね。よろしいですか。

暫時休憩しましょうか。暫時休憩の中で、フォローしましょうか。よろしいですか。

それでは、ご説明をいただきましたので、この件は打ち切ります。

暫時休憩いたします。再開は16時50分といたします。

【吉田副委員長】 それでは、休憩を解いて会議を再開いたします。

審議の途中ではございますが、暫時時間の延長をいたします。

引き続きまして、健康福祉部保険年金課の審査に入ります。

執行部の説明を求めます。

小林健康福祉部長。

【小林健康福祉部長】 引き続き、保険年金課所管分でございます。

説明につきましては、高木保険年金課長から、質疑につきましては、出席職員で対応させていただきますので、よろしくお願いします。

【吉田副委員長】 高木保険年金課長。

【高木保険年金課長】 それでは、健康福祉部保険年金課所管の令和5年度一般会計の決算につきまして、決算特別委員会説明資料によりご説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、タブレット資料は070、保険年金課一般会計の2ページをご覧ください。

国民健康保険事業特別会計繰出金でございます。この繰出金は、一般会計から国保特別会計へ事業費を繰り出すもので、繰り出し額の内訳は備考欄記載のとおりでございます。下表をご覧ください。国保事業特別会計繰出金の特定財源ですが、歳入番号①の国庫支出金の保険基盤安定負担金の保険料軽減分は、未就学児均等割軽減分に交付されるものでございます。

次に、資料前後いたしますが、歳入番号、②及び④の国庫支出金及び県支出金の保険基盤安定負担金保険者支援分は、低所得者世帯を多く抱える市町村の国保財政の均衡や安定化を図るため、国庫及び県費より交付されるものです。資料は戻りまして、歳入番号③の県支出金の保険基盤安定負担金保険料軽減分は、所得により保険料を軽減したものに交付されるものでございます。

次に、タブレット資料3ページをご覧ください。

後期高齢者医療事業特別会計繰出金でございます。この繰出金は、一般会計から後期高齢者医療事業特別会計へ事業費を繰り出すもので繰出金の内訳は備考欄記載のとおりでございます。下表をご覧ください。後期高齢者医療事業特別会計繰出金の特定財源でございますが、歳入番号①の県支出金、後期高齢者医療基盤安定制度負担金は、所得により保険料を軽減したものに交付されるものでございます。

次に、タブレット資料は4ページをご覧ください。

国民年金費でございます。年金事務は、日本年金機構藤沢年金事務所と連携しながら、国からの法定受託事務を進めており、窓口業務では年金相談による制度説明、加入・喪失や免除申請など、また、制度への理解を深めていただくため、広報誌などで普及啓発を行っております。

それでは、まず、職員給与費でございます。こちらの給与及び職員手当等共済費につきましては、課長を含む職員3人分の人件費でございます。下表をご覧ください。職員給与費の特定財源でございますが、歳入番号①の国民年金協力連携事務費委託金は、制度周知や納付特例、各種情報提供などの連携事務に交付されてございます。歳入番号②、国民年金特別障害給付事務費委託金は、任意加入中に発生した障害給付事務に対して交付されます。歳入番号③、国民年金事務費委託金は法定受託事務に対して交付され、充当内容は記載のとおりでございます。

続いてタブレット資料5ページ、年金事務経費ですが、こちらが国民年金の事務に関わる経費でございます。旅費、需用費及び役務費の主な内容、増減理由につきましては、備考欄記載のとおりで、使用料及び賃借料は年金システム借上料でございます。続きまして、年金事務費の特定財源につきましては、下表記載のとおりでございます。

一般会計最後となります。タブレット資料6ページをご覧ください。

国民年金推進事業費です。こちらの報酬及び職員手当等、共済費、旅費につきましては、窓口対応業務のための会計年度任用職員2名分の報酬等でございます。続きまして、国民年金推進事業費の特定財

源につきましては、下表記載のとおりでございます。

以上で、一般会計の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

【吉田副委員長】 説明が終わりました。

質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手にてお願いいたします。よろしいですか。

それでは、他になければ、ここで質疑を打ち切り、次に移ります。

引き続きまして、国民健康保険事業特別会計の説明を求めます。

高木保険年金課長。

【高木保険年金課長】 それでは、引き続き、令和5年度国民健康保険事業特別会計の決算についてご説明させていただきます。

タブレット資料は071、保険年金課国民健康保険事業特別会計の2ページをご覧ください。

職員給与費でございます。こちらは健康づくり課の国保特別会計分の2名の職員分も合わせておりますので、給料及び職員手当等共済費につきましては、全体で担当職員8名分の人件費となっております。下表をご覧ください。職員給与費の特定財源ですが、歳入番号①、職員給与費等繰入金を充てており、こちらは給与費のほか、国保の事務費に要する費用などを国保繰り出し基準に基づき、一般会計より繰り入れるものでございます。

次に、タブレット資料3ページ、国民健康保険運営事業事務経費で、こちらは国保事務に関する事務経費でございます。旅費、需用費及び役務費の主な内容、不用額理由につきましては、備考欄記載のとおりで、委託料は、産前産後期間の保険料の軽減の創設に伴うシステム改修委託料でございます。下表をご覧ください。本事業費の特定財源は、保険料軽減分や事業実施分に交付されます歳入番号①の県支出金の特別調整交付金などを充ててございます。

続いて、タブレット資料4ページ、診療報酬明細書共同電算委託事業費でございます。こちらは県内の保険者の共通事務を国保連合会に委託して、共同で電算処理をする費用でございます。なお、この委託料の決算額は、健康づくり課の分と合計額となっております。資料をご覧ください。本事業費の特定財源については、下表に記載のとおりでございます。

次に、タブレット資料5ページ、国保連合会負担金につきましては、保険者割と被保険者割を合わせた、令和5年度国保連合会負担金と、オンライン資格確認システム運用等負担金を支出してございます。下表をご覧ください。本事業費の特定財源については、下表に記載のとおりでございます。

次に、タブレット資料6ページ、国保料賦課徴収事業事務経費は、国民健康保険料の賦課及び徴収に関する事務費でございます。需用費及び役務費の主な内容、不用額理由につきましては、備考欄記載のとおりで、委託料は、コンビニやモバイルレジ、モバイルクレジットの収納代行委託料、使用料及び賃借料は、住民情報システムの借上料、負担金補助及び交付金は、財務会計システムの共同利用負担金でございます。下表をご覧ください。本事業費の特定財源につきましては、各表に記載のとおりでございます。

次に、タブレット資料7ページ、国保運営協議会運営経費につきましては、委員9名分の報酬、旅費の主な内容、不用額理由につきましては、備考欄に記載のとおりでございます。下表をご覧ください。本事業費の特定財源につきましては、下表に記載のとおりでございます。

次に、タブレット資料8ページをご覧ください。

一般被保険者療養給付費でございます。こちらは、一般被保険者の疾病及び負傷に対し、保険給付を行ったものでございます。なお、療養給付費の状況といたしましては、後期高齢者医療への移行や被用者保険の適用範囲拡大による被保険者数の減少などにより、このところ減少傾向にありましたが、コロナが5類に転じ、医療機関への受診増加により、令和5年度は増となっております。下表をご覧ください。本事業費の特定財源は、国保における保険給付費などを賄うため、県から交付されます歳入番号①の県支出金、普通交付金及び、第三者行為に伴う歳入番号②の諸収入の第三者納付金を充ててございます。

次に、タブレット資料9ページ、退職被保険者等療養給付費です。

こちらは退職被保険者等の疾病及び負傷に対し、保険給付を行うものですが、制度廃止に伴い、対象者の減少から支出はございませんでした。

次に、タブレット資料10ページ、一般被保険者療養費です。

こちらは一般被保険者の疾病、負傷に対し、療養の給付を受けない者、柔道、整復、あんま、マッサージ、鍼、灸等の費用及び医療用装具の支給を行っております。下表をご覧ください。本事業費の特定財源は下表に記載のとおりでございます。

次に、タブレット資料11ページ、退職被保険者等療養費ですが、制度廃止に伴い、こちらも対象者数の減少により支出はございませんでした。

次に、タブレット資料12ページ、診療報酬審査支払手数料です。

こちらは医療機関の診療費請求額について、国民健康保険団体連合会等に委託をしている、審査、点検手数料でございます。全レセプトの点検を行うことにより、医療費の適正化を図ってございます。下表をご覧ください。本事業費の特定財源につきましては、下表の記載のとおりでございます。

次に、タブレット資料13ページ、一般被保険者高額療養費です。

一般被保険者の所得段階等に応じ、一部負担金が一定額を超えた場合、現金または現物給付をするものでございます。下表をご覧ください。本事業費の特定財源については、下表の記載のとおりでございます。

次に、タブレット資料14ページ、退職被保険者等高額療養費ですが、制度廃止に伴い、こちらも対象者の減少により、支出はございませんでした。

次に、タブレット資料15ページ、一般被保険者高額介護合算療養費です。

こちらは一般被保険者の医療保険及び介護保険の自己負担額の合計額が基準額を超えた場合に支給するものでございます。なお、不用額理由につきましては、備考欄記載のとおりでございます。下表をご覧ください。本事業費の特定財源につきましては、下表に記載のとおりでございます。

次に、タブレット資料16ページ、退職被保険者等高額介護合算療養費ですが、制度廃止に伴い、こちらも対象者数の減少により、支出はございませんでした。

次に、タブレット資料17ページ、一般被保険者移送費と、次の18ページ、退職被保険者等移送費は、疾病等により移動が困難な患者が、緊急的に必要性があり、医師の指示により一時的に移送された場合に現金給付されるものでございますが、令和5年度は支出はございませんでした。

次に、資料19ページをご覧ください。

出産育児一時金です。こちらは被保険者が出産した場合、出産1人につき50万円を支給するもので、役務費の主な内容につきましては、備考欄に記載のとおりでございます。下表をご覧ください。本事業の特定財源は歳入番号①、繰入金の出産育児一時金繰入金、及び、歳入番号②、国庫支出金の出産育児一時金臨時補助金を充ててございます。

次に、タブレット資料20ページ、葬祭費は、被保険者が死亡した場合、葬祭を行ったものに5万円を支給するものでございます。財源につきましては、一般財源でございます。

次に、タブレット資料21ページは、傷病手当金であります。

こちらは新型コロナウイルス、5類移行前となりますが、感染症により労務に服することができなくなった被保険者に支給するものでございます。なお、不用額につきましては、備考欄記載のとおりでございます。下表をご覧ください。本事業費の特定財源につきましては、下表記載のとおりでございます。

次に、タブレット資料22ページ、一般被保険者医療給付費分につきましては、県が負担する県内市町村の保険給付の財源とするため、県へ納付するものでございます。下表をご覧ください。特定財源ですが、歳入番号①、県支出金の特別調整交付金、また、保険料収納向上対策や、医療費適正化対策の取組に対して交付されます歳入番号②、県支出金の県繰入金（2号分）、保険料軽減分に対して繰り入れられます歳入番号③、繰入金の保険基盤安定繰入金（保険料軽減分）、低所得者の銀行から繰り入れます歳入番号④、繰入金の保険基盤安定繰入金（保険者支援分）、未就学児保険料軽減分に対して繰り入れます歳入番号⑤、繰入金の未就学児均等割保険料繰入金、高齢者数などの割合等から算出し繰り入れます、歳入番号⑥、繰入金の財政安定化支援事業繰入金、障害者の医療費助成等の実施から、国庫負担金減額分を一般会計から繰り入れます歳入番号⑦、繰入金のその他一般会計繰入金、国保、健康保険の安定した財政運営を図るため、積立額を確保しつつ、保険料上昇抑制のために活用しております歳入番号⑧、繰入金の国保財政調整基金繰入金を充ててございます。

次に、タブレット資料23ページの一般被保険者後期高齢者支援金等分につきましては、後期高齢者医療制度に要する費用に充てるため、県へ納付するものでございます。下表をご覧ください。本事業費の特定財源につきましては、下表記載のとおりでございます。

次に、タブレット資料24ページ、介護納付金分は、国民健康保険被保険者のうち、40歳から64歳までの方の分で、介護保険制度に要する費用に充てるため、県へ納付するものでございます。下表をご覧ください。本事業費の特定財源につきましては、下表に記載のとおりでございます。

次に、タブレット資料25ページ、年金受給権者一覧表作成経費拠出金につきましては、退職被保険者の資格確認のために、年金受給者一覧表を作成する経費でございます。財源につきましては、一般財源でございます。

次に、タブレット資料26ページ、国民健康保険制度周知事業費につきましては、事業費及び役務費の主な内容、不用額理由につきましては備考欄記載のとおりで、役務費の決算額につきましては、健康づくり課の合計額となっております。財源につきましては、一般財源でございます。

次に、タブレット資料、27ページ、国保財政調整基金積立金は、国保財政調整基金への積立金でございます。備考欄のとおり、年度末基金残高は現金、債券合わせまして、4億2,695万7,219円となっております。

ざいます。下表をご覧ください。特定財源ですが、歳入番号①、財産収入の国保財政調整基金積立金利息ほかを充ててございます。

次に、タブレット資料28ページ、一時借入金利息につきましては、国保特別会計の運営で資金不足となった場合に、一時的に借入れをした場合の利息で、令和5年度は借入金を行ってございませんので、支出はありませんでした。

次に、タブレット資料29ページ、一般被保険者過年度保険料還付金は、過年度保険料の還付金でございます。財源につきましては、一般財源でございます。

次に、タブレット資料30ページは、退職被保険者等過年度保険料還付金ですが、制度廃止に伴い、こちらも対象者の減少により、支出はございませんでした。

次に、タブレット資料31ページ、保険給付費交付金返還金につきましても、支出はございませんでした。

次に、タブレット資料32ページ、指定公費負担医療立替金です。こちらは特例措置として、一部負担金、自己負担額を1割としている70歳から74歳までの被保険者の療養費の差額を一時町が立て替えるものですが、令和5年度は支出がありませんでした。

次に、タブレット資料33ページ、予備費でございます。備考欄記載のとおりで、4事業へ充用してございます。

続きまして、歳入の一般財源分についてご説明させていただきます。こちらは健康づくり課の分も合わせて、国保特別会計の数字となっております。

タブレット資料34ページ、国民健康保険料につきましては、一番下段に参考として、現年分と滞納繰越分の合計額について、表を追加してございますので、そちらの表をご覧ください。まず、現年分の調定額は9億678万2,220円で、収入済額は8億5,291万9,072円、還付未済額は150万2,392円となり、実質収入額は8億5,141万6,680円で、収納率は93.89%となり、昨年度より0.63ポイントの増となっております。

次に、滞納繰越分につきましては、調定額1億4,344万5,773円で、収入済額は4,082万5,072円、還付未済額は5,000円で、実質収入額は4,082万72円となり、不納欠損額2,546万8,612円を差し引いた、収納率は34.60%となり、昨年度より1.48ポイントの増となっております。合計としまして、調定額10億5,022万7,993円で、収入済額は8億9,374万4,144円、還付未済額は150万7,392円で、実質収入額は8億9,223万6,752円となり、不納欠損額2,546万8,612円を差し引いた収納率は87.07%となり、昨年度より0.3ポイントの増となっております。収入未済額翌年度繰越額は1億3,252万2,629円となっております。

次に、使用料及び手数料の諸証明手数料は、保険料納付状況証明書の交付手数料で、収入済額は3,900円となっております。続いて、繰越金の前年度繰越金は、収入済額1億4,443万1,603円となっております。次に、諸収入の延滞金は、収入済額は379万6,820円で、次の雑入の退職被保険者等第三者納付金につきましては、実績がありませんでした。

次に、一般被保険者返納金の保険給付費返納金は、医療機関の診療報酬請求の誤りによる返戻金でございます。収入済額は19万4,240円となり、過年度分保険給付費返納金及び次の退職被保険者返納金に

つきましては、実績はございませんでした。

次に、国庫事業費納付金返還金の退職医療給付分につきましては、国民健康保険事業費納付金の退職被保険者の減少に伴う精算金で、収入済額は27万4,000円となっております。

なお、参考資料といたしまして、寒川町国民健康保険事業状況につきまして、過去5年間の需用費の概要を添付してございますので、後ほどご参照ください。

令和5年度国民健康保険事業特別会計の決算の説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

【吉田副委員長】 それでは、説明が終わりました。

これより質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手にてお願いをいたします。

山田委員。

【山田委員】 何点かお聞きします。まず、12ページなんですけど、レセプトの審査件数というところなんですけど、件数は増えているんですけど、不用額が出ている要因というのはどうなっているんでしょうか。お願いします。

次が13ページで、ここは、13ページはオーケーです。すいません。

次、21ページで傷病手当金のところなんですけど、これに関してはコロナ感染症の関連で、5類になったところで減ったということなんですけど、一応実績を4年度は36件、そして、5年度は2件ということでもありますけど、今後は傷病手当というのはなくなる方向というのか、そういうところを、もしあればお願いします。

あと、それと34ページで、歳入のところで不納欠損とかありましたけど、これ滞納で、今現在、資格証とかを発行されているのかどうか、お伺いします。

あと、資料の39ページなんですけど、34ページです。以上です。関連している。

【吉田副委員長】 不納欠損額のところですね。一番詳しく知っているはずではありますが、すいません、3件質問があったかなと思いますが、順次ご回答いただければと思います。

高木課長。

【高木保険年金課長】 1点目のレセプトの審査額の不用額なんですけども、一応全件確認という形で、国保連等に委託のほうをお願いしております。不用額につきましては、国庫のほうの加入者人数がかなり減っていますので、そちらの影響を受けて、不用額が出ていると判断しております。

2点目の傷病手当金につきましては、議員おっしゃるとおり、5類になるまでの間の部分の傷病手当金になりますので、件数のほうが、該当者がいなくなって減っているというような状況になっております。なお、5類になった令和5年5月8日から2年間までが請求できる期限となっておりますので、令和7年5月7日までが対象ということ、申請期間ということで、一応そちらに合わせまして、条例の記載のほうを、また修正させていただきたいと考えております。

短期証と資格証の令和5年度末の発行件数につきましては、世帯で、短期証が148世帯、資格証が84世帯の発行となっております。よろしくお願いいたします。

【吉田副委員長】 よろしいですか。

山田委員。

【山田委員】 加入者も減っているということが要因ということなんですけど、そうしますと、レセプト

の審査をするのに1件当たりの単価というものがどうなっているのか、お伺いします。

それと、傷病手当に関しては、令和7年でまた条例の変更があるということで分かりました。どうしても、これについては特例で、コロナに感染したところの傷病手当というものは国でもやったわけですけど、分かりました。

あと、34ページの不納欠損、滞納のところで短期証と資格証に関しては、件数は分かりましたけど、これに至るまで、滞納したときの相談が多分あると思うんですけど、そういうところで払えない方の対応というものはどういうふうにされているのかということをお伺いします。

以上です。

【吉田副委員長】 よろしいですか。質問はよろしいですか。2点目の傷病手当金の件に関しましては、今、回答は求めない形でよろしいですか。じゃあ2件ですね。

早乙女主査。

【早乙女主査】 1点目の審査支払い手数料の単価というお話なんですけども、細かく単価が分かれています。点検の県内のものにつきましては、1件50円、県外のものにつきましては、1件が59円、それ以外に、柔道整復につきましては、1件132円、ほかにレセプト電算処理に係る経費で1件0.68円、療養費の審査手数料につきましては、1件132円、療養費支給適正化業務手数料につきましては、1件が27.25円、それ以外に、診療報酬明細点検手数料で、こちらは国保連合会ではなくて、一般の業者委託で縦覧点検を行っているものが1件6.5円で、レセプト点検事務手数料が1件15円、情報集約システムの運用手数料につきましては、こちらは8.7円掛ける、こちらは前年の12月の被保険者数の1万251件、1万253人掛ける12月で、管轄支払い額としては、107万410円の支払いとなっております。

以上です。

【吉田副委員長】 高木課長。

【高木保険年金課長】 滞納者に関してのお話の部分で、うちのほうは一括して税務収納課のほうに委任をして収納対策をさせていただいているんですけれども、短期証や資格確認証の発行については、保険年金課のほうから通知を出しますので、そちらのほうで、被保険者の方がお金を払えないよというような相談につきましては、税務収納課のほうと一緒に相談させていただきながら、状況を踏まえて滞納整理のほうをさせていただいているという状況となっております。よろしくお願いします。

【吉田副委員長】 山田委員。

【山田委員】 まず、レセプト件数のところ、分かりました。単価はいろいろな複雑なものがあるということで、一概に件数が増えたから、増えても減るということは、単価の違いで出ていると了解しました。

あと、資格証、短期証の発行に関しては、しっかり、前回、税務収納課でも、昨日も確認しましたが、しっかりと対応をしていただいて、もし払えない方に関しては、生活保護のほうに勧めるとか、様々な方法があると思いますので、そこはしっかりと対応していただきたいと思います。

これは要望でいいです。

【吉田副委員長】 回答は求めませんか。ありがとうございます。

他に質疑はございますか。

柳田委員。

【柳田委員】 19ページの出産育児一時金のところで、23件というところで、30件から23件、令和3年度がたしか三十何件だったと思うんですけど、そういう減少傾向にあるというところで、これでただ加入者が減っていて、出生率も下がっている、それだけなのか、また何かほかにもらい忘れとかそういった要因があるのかどうかというところだけ、令和5年度を通して評価をお願いします。

【吉田副委員長】 高木課長。

【高木保険年金課長】 出産育児一時金につきましては、被保険者数の減少と、あと、出産する方が減少しているというふうに捉えております。基本的にもらい忘れというか、病院にかかって、病院が代理受領として私どものほうに請求して、本人に直接払うのは、例えば50万円のうち45万円でした、残り5万円を申請する方はいらっしゃいますけれども、基本的には病院のほうで代理受領でお支払いしますので、もらい忘れとかというのは、基本的にはない部分じゃないのかなと考えております。よろしくお願いします。

【吉田副委員長】 よろしいですか。

他に質疑はございますか。よろしいですか。

なきようであれば、ここで質疑を打ち切り、次に移ります。

引き続き、後期高齢者保健事業特別会計の説明を求めます。

高木課長。

【高木保険年金課長】 それでは、令和5年度後期高齢者医療事業特別会計の決算についてご説明させていただきます。

タブレット資料は072、保険年金課後期高齢者医療事業特別会計、2ページをご覧ください。

職員給与費でございます。職員給与費の給料、職員手当等共済費は、後期高齢者医療事務を担当する職員2名分の人件費でございます。下表をご覧ください。職員給与費の特定財源ですが、歳入番号①の事務費繰入金を充てており、給与費のほか、後期高齢者医療事務に要する費用などを高齢者の医療に関する法律に基づき、一般会計より繰り入れるものでございます。

次に、タブレット資料3ページ、後期高齢者医療事業事務経費で、後期高齢者医療事務に関する会計年度任用職員1名分の人件費及び事務経費で、報酬、職員手当等、旅費及び役務費の主な内容、不用額理由につきましては備考欄記載のとおりで、使用料及び賃借料は住民情報システム等の借上料、負担金補助及び交付金は財務会計システム共同利用負担金でございます。下表をご覧ください。本事業費の特定財源につきましては、下表に記載のとおりでございます。

次に、資料4ページ、診療報酬点検事業費です。

こちらは診療報酬明細書のレセプトの内容点検を国保連合会へ委託した手数料でございます。保険者である後期高齢者広域連合において、高額レセプトの点検は実施しておりますが、その他全レセプト点検を専門員が行うことにより、医療費の適正化を図っております。役務費の主な内容につきましては、備考欄記載のとおりでございます。下表をご覧ください。本事業費の特定財源につきましては、下表に記載のとおりでございます。

次に、タブレット資料は5ページ、後期高齢者医療保険料徴収事業費は、後期高齢者医療保険料の徴

収に関する事務経費で、需用費及び役務費の主な内容、不用額理由につきましては、備考欄記載のとおりで、委託料は、コンビニやモバイルレジ、モバイルクレジットの収納代行委託料でございます。下表をご覧ください。本事業費の特定財源につきましては、下表に記載のとおりでございます。

次に、タブレット資料6ページ、後期高齢者医療広域連合納付金は、神奈川県の後期高齢者医療制度を運営するため、広域連合へ納付するものでございます。下表をご覧ください。本事業費の特定財源ですが、歳入番号①、現年度分特別徴収保険料及び、歳入番号②の現年度分普通徴収保険料及び、歳入番号③の滞納繰越分普通徴収保険料を充てております。このうち、歳入番号②の他事業への充当額等に記載の2,945万2,880円につきましては、出納整理期間に納付された保険料で、翌年度へ繰り越した後、広域連合へ納付金として支払うものでございます。

次の歳入番号④は、後期高齢者医療広域連合事務費繰入金は、広域連合の事務費に関わる経費分として繰り入れ、歳入番号⑤、保険基盤安定制度繰入金は、保険料の軽減分に対して繰り入れ、歳入番号⑥、療養給付費定率負担分繰入金は、法の規定から町の療養給付費見込額を繰り入れ、本事業へ充ててございます。

また、歳入番号⑦の延滞金を本事業へ充てるほか、保険料同様の他事業への充当額等に記載の1万8,700円につきましては、出納整理期間に納付された延滞金で、翌年度へ繰り越した後、広域連合納付金として支払うものでございます。

次に、タブレット資料7ページ、一時借入金利子ですが、令和5年度も一時借入金を行っておりませんので支出はございませんでした。

次に、タブレット資料8ページ、償還金及び還付加算金の償還金利子及び割引料は、過年度の保険料還付金及び還付加算金で、不用額理由につきましては、備考欄記載のとおりでございます。下表をご覧ください。特定財源として歳入番号②、保険料還付金などを充ててございます。

次に、タブレット資料9ページ、予備費でございますが、備考欄のとおり、令和5年度の予備費充用はございませんでした。

続きまして、歳入の一般財源分についてご説明させていただきます。

タブレット資料は、10ページ、繰越金でございます。

こちらは、前年度からの繰越金で2,926万7,420円となり、こちらは神奈川県後期高齢者医療広域連合納付金に全額充当するものでございます。

令和5年度、後期高齢者医療事業特別会計の決算の説明は以上となります。よろしく願いいたします。

【吉田副委員長】 説明が終わりました。

これより質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

柳田委員。

【柳田委員】 3ページの後期高齢者医療事業事務経費のところの役務費の不用額理由として、保険証の発行件数が見込みより少なかったというところなんですけど、後期高齢者、これは以前と比べて加入者が、もちろん国保と後期高齢の逆転現象が起きていて、後期高齢のほうに人数が増えているという現状で、発行件数が少ない、まだマイナンバーも始まっていない令和5年なので、加入者が増えていて、

発行件数が少なくなったというところで、何か矛盾を感じるんですけど、具体的にどういうことなのか伺います。

【吉田副委員長】 早乙女主査。

【早乙女主査】 予算につきましては、見込みで多めにとっていたところなんですけど、実際には、そこまで多くはなかったということで、予算のほうが多くとりすぎてしまったというような結論になります。よろしくお願いいたします。

【吉田副委員長】 よろしいですか。他に質疑はございますか。

山田委員。

【山田委員】 6ページのところなんですけど、最後のところで確認したいんですけど、予算と比較すると、収入済額が少なかったということですけど、これに関して、どのような要因があったのかお聞きします。

【吉田副委員長】 意見としてですか。早乙女主査。

【早乙女主査】 歳入のマイナスが出ている要因ということなんですけども、保険料納付金等につきましては、広域連合のほうで、被保険者数の見込み等を出して、各市町村の金額を決定しているものになりますので、実際の広域連合の見込みよりも、実際に入ってきたものが少なかったよというところになります。

以上です。

【吉田副委員長】 よろしいですか。

他に質疑はございますか。なきようであれば、ここで質疑を打ち切ります。お疲れさまでした。

以上で、健康福祉部保険年金課の審査を終わります。お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

【茂内委員長】 それでは、休憩を解いて会議を再開いたします。

次に、健康福祉部健康づくり課の審査を始めます。

執行部の説明を求めます。

小林健康福祉部長。

【小林健康福祉部長】 健康福祉部、最後となります、健康づくり課所管分でございます。

説明につきましては、原健康づくり課長から、質疑につきましては、出席職員で対応させていただきますので、よろしくお願いいたします。

【茂内委員長】 原健康づくり課長。

【原健康づくり課長】 それでは、健康福祉部健康づくり課所管一般会計の令和5年度決算につきまして、決算特別委員会説明資料により説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。また、参考資料といたしまして、健診や予防接種などの事業実績をまとめました令和5年度保健事業を併せてタブレット資料として提出しておりますので、よろしくお願いいたします。子育て支援課でも提出されておりますが、健康づくり課所管の事業に係る実績は83分の45ページ以降となります。

それでは、説明をさせていただきます。タブレット資料は2ページをご覧ください。

高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業費でございます。高齢者の保健事業と介護事業を接続し、一体的に事業を実施するための費用及び75歳以上の高齢者の健康診査についての費用でございます。報償費、旅費、需用費及び役務費の主な内容につきましては、備考欄記載のとおりでございます。委託料につきましては、医師会等への健康診査に係る委託料でございます。続きまして、本事業に対する特定財源につきましては、下表に記載のとおりでございます。

タブレット資料は3ページをご覧ください。

保健衛生事務経費につきましては、保健衛生事務に係る経費でございます。旅費は備考欄に記載のとおりです。使用料及び賃借料は、健康システム借り上げのためのリース料、負担金補助及び交付金は、神奈川県町村保健衛生連絡協議会及び公益財団法人神奈川健康財団、アイバンク臓器移植推進事業への負担金でございます。

続きまして、タブレット資料は4ページをご覧ください。

健康づくり事業費につきましては、健康維持や生活習慣病予防に関心を持ち、適切な保険行動がとれるよう、各種検診を行うとともに、健康についての正しい知識を得ることで、健康に対する心配や不安の解決を図るため、健康教育、健康相談、保健指導を行ったものでございます。報酬、報償費、旅費、需用費及び役務費の主な内容につきましては、備考欄記載のとおりでございます。委託料は、成人の健康診査、がん検診及び歯科検診など健診に係る委託料等。負担金補助及び交付金は、ウィッグ購入費の助成金でございます。本事業に対する特定財源につきましては、下表に記載のとおりでございます。

続きまして、タブレット資料5ページ、物価高騰対策支援事業費でございます。

本事業は、物価高騰対策として、町内の医科、歯科、薬局に対して、光熱費等の補助を行ったものです。本事業に対する特定財源は記載のとおりです。

タブレット資料は、6ページをご覧ください。

高齢者予防接種事業費につきましては、感染症の予防や蔓延を防ぐため、65歳以上の方と60歳から64歳までの心臓、腎臓、及び呼吸器に身体障害者手帳1級程度の障害のある方を対象としたインフルエンザ、及び、65歳から5歳刻みで100歳までの方を対象とした肺炎球菌感染症の予防接種を行ったものでございます。需用費及び役務費の主な内容につきましては、備考欄記載のとおりでございます。委託料は、インフルエンザと肺炎球菌の予防接種実施のための委託料。負担金補助及び交付金は、施設入所などの理由により、契約医療機関以外において予防接種された方への償還金でございます。

続きまして、タブレット資料は7ページをご覧ください。

予防事務経費につきましては、予防接種の事務等に関する経費でございます。報償費、旅費及び需用費の主な内容につきましては、備考欄記載のとおりでございます。続きまして、本事業に対する特定財源につきましては、下表に記載のとおりでございます。

続きまして、タブレット資料8ページをご覧ください。

地域保健医療体制充実事業費につきましては、医学技術の研さん及び地域医療の充実を図るため、茅ヶ崎医師会、茅ヶ崎歯科医師会、茅ヶ崎寒川薬剤師会の3団体に対し、事業費補助を行ったものでございます。その他休日夜間において、病気、けが等による診療手当が必要なときに、いつでも医療機関で診療が受けられるよう、救急医療体制の充実を図るための負担金でございます。負担金補助及び交付金

の主な内容、増減理由につきましては、備考欄に記載のとおりでございますが、休日及び夜間の診療については、茅ヶ崎市地域医療センターにおいて実施しており、運営母体である茅ヶ崎市に負担金として支出したものでございます。

続きまして、タブレット資料は9ページ、感染症予防対策事業費につきましては、水害時等の伝染病予防や感染症発生時の蔓延防止のため、床下等の消毒を委託により実施するものでございます。また、寒川自治食品衛生協会会員の知識、技術の向上を通じて、町民の食品安全確保や食品衛生に関する知識の充実に図るために実施したものでございます。委託料については、消毒を必要とする事象が発生しなかったことによる不用額でございます。負担金補助及び交付金は、寒川町自治食品衛生協会への補助金でございます。

続きまして、タブレット資料10ページをご覧ください。

新型コロナウイルスワクチン接種事業費につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種のために必要な体制を整備するための費用でございます。不用額につきましては、繰越額も含まれています。報酬、職員手当等、報償費、旅費、需用費及び役務費の主な内容につきましては、備考欄記載のとおりでございます。委託料は、新型コロナウイルスワクチン接種情報管理に対応するため、既存の健康管理システムの改修、ワクチン接種券の作成、ワクチン接種専用コールセンター業務、ワクチン予約システム構築、集団接種会場や個別医療機関でのワクチン接種、ワクチン配送業務、集団接種物品等運搬、集団接種会場送迎シャトルバス、ワクチン接種予診票データ化、それぞれの委託料となっております。使用料及び賃借料は集団接種会場の借上料でございます。扶助費は、予防接種健康被害給付金、償還金利子及び割引料は、令和4年度に概算で受け入れていた国庫負担金国庫補助金を返納したものです。翌年度繰越額については、令和5年度をもって終了した特例臨時コロナワクチン接種事業の翌年度処理に要するものです。続きまして、本事業に対する特定財源につきましては、下表に記載のとおりとなります。

タブレット資料11ページをご覧ください。

健康管理センター維持管理経費につきましては、町の健康増進事業、健康診査事業、母子保健事業等の実施拠点となる健康管理センターの維持管理に係る経費でございます。需用費及び役務費の主な内容につきましては、備考欄記載のとおりでございます。委託料は、指定管理者である社会福祉協議会への指定管理料。使用料及び賃借料は、健康管理センター南側の駐車場及びゲートボール場の土地借上料と町職員の事業のために使用する複写機の借上料。負担金補助及び交付金は、電気代等の高騰に対する運営持続化支援金でございます。しかしながら、健康管理センターには影響がなかったため、支出はございません。

続きまして、タブレット資料12ページ、公共施設再編計画実施事業費についてでございます。

健康管理センター代替施設建設に当たっての事業者選定支援業務委託料は、全額令和6年度へ繰越しております。

続きまして、タブレット資料13ページ、歳入の一般財源分でございます。

行政財産使用料につきましては、健康管理センターの自販機設置に係る使用料、及び年始3日間の駐車場用地使用料で、使用者はどちらも社会福祉協議会です。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

【茂内委員長】 説明が終わりました。

質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

柳田委員。

【柳田委員】 8ページの地域保健医療体制充実事業費のところ、令和5年度予算委員会のときは、令和2年度に3,500万の補助があって、令和3年度に3,100万の交付があって、令和4年度からゼロ円になってしまったと。受診者も減って、診療報酬も減ってしまったので、市町の負担が増えてしまったので、令和5年度は3,850万円ほど予算増額だったという説明を受けたんですけど、今回、不用額が出たというのは、見込み以上にそこまで受診者が少なかったのかとか、それだけなのか、どういった影響があったのかということをお伺いします。

【茂内委員長】 原健康づくり課長。

【原健康づくり課長】 こちら、茅ヶ崎地域医療センター、令和5年度当初の時は、令和4年度並みの受診者数を想定して、予算のほうを組ませていただいたものであります。ただ、令和5年5月に感染症法上の扱いが、コロナの2類相当から5類に移行したことによって、受診者数が増えて、その分、診療報酬が増えたため、このような負担金が減ったという理由です。

以上です。

【茂内委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

山田委員。

【山田委員】 1点ですけど、10ページのコロナワクチンの接種事業のところですけども、これは消耗品を購入していますよね。ワクチン保冷ボックスということで。今までコロナワクチンの関係で、いろいろな備品とか、いろいろ購入されていると思うんですけど、それに対して、ワクチン接種も終わってきているわけですけど、それに対して、今後、どのように備品というものはどういう形で保管するのか、処分するのか、もしそういうのが分かればお願いします。

【茂内委員長】 原健康づくり課長。

【原健康づくり課長】 コロナの保冷ボックス等、大量に購入したものがございます。ただ、今使えるものというか、使用期限があるものもございますので、使用期限があるものについては処分をしますが、例えばディープフリーザーといいまして、超低温冷凍庫がございました。こちらは今、オークション等にもかける準備をしているところです。

以上です。

【茂内委員長】 山田委員。

【山田委員】 分かりました。備品に関して、というのは、オークションで出回っているという話もちらちらと聞いていたので、そういうことかなと思ったので確認したんですけど、分かりました。了解です。

【茂内委員長】 いいですか。

他に質疑はございますでしょうか。

関口委員。

【関口委員】 肺炎球菌の関係でお伺いするんですけども、5年度の実績として、どういう状況なのか、

ご報告を、まずいただけますか。

【茂内委員長】 原健康づくり課長。

【原健康づくり課長】 それでは、タブレット資料の65ページをご覧ください。こちらの下段が肺炎球菌感染症の予防接種を接種した人数となっております。令和5年度につきましては、①65歳以上、5歳刻み100歳までで620人の接種者数がいました。

以上です。

【茂内委員長】 関口委員。

【関口委員】 これだけの方が受けられるというのは、非常に私はよろしいことだと思っています。やはり肺炎というのは非常に苦しい病だと聞いていますので、そういった意味では、その意識があるということについては非常によろしいかなと思います。

带状疱疹なんかにしてもそうですけども、多少高くても、健康志向の中で、こうやって受けてくるということは非常にいいと思いますので、ある意味でいうと、よろしいかなと思っています。そういった意味では、決算が5年度決算なんですけど、6年度の今現在の状況というのは聞いてもいいですか。もし分かれば、今現在がどうなのか分かりますか。分からなければ結構です。

もう一つは、10ページのコロナワクチンの関係の委託料の関係で、随分減っていますけども、これについては、あくまでも受診者の減と、こういうことでの報告がありましたけども、5類になってきたということでの大きな減額かなと、こう感じるんですが、その捉え方でよろしいのか、特に高齢者の年齢別に、65歳以上というよりも75歳以上の方たちも減っているのか、その辺の見解を、数字的なものを教えていただけますか。

【茂内委員長】 原健康づくり課長。

【原健康づくり課長】 まず、肺炎球菌についてですけども、令和6年度は対象が65歳に限定されていました。これは、今まで5歳刻みになっていたんですが、もともとは65歳以上の方が対象だったんですが、後からできた制度だったために、10年間、5歳刻みというものをやっておったんですけれども、今年度から65歳が対象というように変わりました。

それで、接種人数については、今現在把握しておりません。申し訳ございません。

【茂内委員長】 よろしいですか。

【原健康づくり課長】 それから、コロナの接種者数については、確かに減しております。年齢別については、別にお答えをさせていただきます。

【茂内委員長】 石黒主査。

【石黒主査】 コロナワクチンの接種についての年齢別の接種率について、回答させていただきます。

まず、コロナワクチン、昨年度、令和5年度の接種につきましては、春開始接種と秋開始接種に分かれていたんですけれども、今回、秋開始接種が5歳以上の方、皆様が対象となっております。秋開始接種の中での接種率としましては、65歳以上の方が接種率が高いんですけれども、65歳から69歳の方が51.46%で、70歳以上の方になりますと、70歳から74歳の方が55.44%、75歳から79歳になりますと、ちょっと率が上がりまして、73.88%、80歳から84歳で78.72%、85歳から89歳が71.91%、90歳から94歳が74.39%、95歳から99歳が70.49%、100歳以上になりますと100%となっております。

以上です。

【茂内委員長】 他に質疑はございますか。

なければ、ここで質疑を打ち切ります。

それでは、続きまして、国民健康保険事業特別会計の審査に移ります。

執行部の説明を求めます。

原健康づくり課長。

【原健康づくり課長】 引き続き、令和5年度国民健康保険事業特別会計の決算についてご説明いたします。国民健康保険事業特別会計につきましては、保険年金課と健康づくり課において実施しており、一部事業費が決算書の額と異なっている部分がございますので、よろしくお願いいたします。

タブレット資料は、2ページをご覧ください。

国民健康保険運営事業事務経費は、国保事務に関する事務経費でございます。旅費は研修や会議出席のための普通旅費でございます。本事業に対する特定財源につきましては、下表に記載のとおりとなります。

続きまして、タブレット資料は3ページ、診療報酬明細書共同電算委託事業費は、県内保険者の共通事務を国保連合会に委託して共同で電算処理する費用でございます。委託料は、ジェネリック医薬品差額通知作成委託料でございます。本事業に対する特定財源につきましては、下表に記載のとおりとなります。

続きまして、タブレット資料は4ページ、医療費適正化事業費は、医療費適正化のために実施しているもので、役務費は、ジェネリック医薬品差額通知、重複投薬通知の郵送料でございます。本事業に対する特定財源につきましては、下表に記載のとおりとなります。

タブレット資料は5ページ、特定健康診査事業費は、40歳から74歳までの被保険者を対象に6月から8月、そして2月に実施しました特定健診の費用でございます。需用費及び役務費の主な内容につきましては、備考欄記載のとおりでございます。委託料は医師会への健康診査委託、受診率向上事業委託、受診券等封入封緘委託、データヘルス計画・特定健康診査等実施計画策定委託でございます。本事業に対する特定財源につきましては、下表に記載のとおりとなります。

続きまして、タブレット資料は6ページをご覧ください。

特定保健指導事業費は、高血圧や糖尿病等の生活習慣病や重症化予防の保健指導を実施したものです。報酬、職員手当等、共済費、報償費、需用費及び役務費の主な内容につきましては、備考欄記載のとおりでございます。本事業に対する特定財源につきましては、下表に記載のとおりとなります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

【茂内委員長】 説明が終わりました。

質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

山田委員。

【山田委員】 1点お伺いします。特定健診のところなんですけど、今回、役務費・委託料で、検査対象者と受診者の減ということがありましたけど、これに関して、受診率向上のための何か方策というのは考えているのかお聞きします。

【茂内委員長】 安藤主査。

【安藤主査】 受診率向上といたしまして、受診勧奨はがきのほうを令和2年度から実施しております。また、新しい方法としまして、携帯電話の番号のほうを把握ができる方に対しまして、はがきですと、なかなか通知を開いたり見たりというところで、お手間がかかってしまうところがあるんですが、携帯のほうのショートメッセージを利用しまして、そちらのほうで、受診勧奨を行っております。

以上です。

【茂内委員長】 いいですか。

他に質疑はございますでしょうか。

それでは、なければここで質疑を打ち切ります。

以上で、健康福祉部健康づくり課の審査を終わります。お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

【茂内委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

本日の決算特別委員会2日目、以上で終わりたいと思います。お疲れさまでした。

午後5時59分 散会

寒川町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

令和 年 月 日

委員長